

官報号外

令和元年六月五日

○第百九十八回 参議院会議録第二十三号

令和元年六月五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

午前十時開議

第一 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その1)(第一百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)

第二 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)(第一百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送付)

第三 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)

第四 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君発議)

第五 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波獎二君発議)

第六 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
一、日程第一より第七まで
報告

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。厚生労働大臣根本匠君。

〔國務大臣根本匠君登壇、拍手〕
○國務大臣(根本匠君) ただいま議題となりました児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

第四に、関係機関間の連携強化であります。学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員について守秘義務を規定するとともに、ドメスティック・バイオレンス対策との連携強化を図るために児童相談所と配偶者暴力相談支援センターについて、相互に連携協力を努めるべき機関として法律上明確化することとしています。

こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策の強化を図るために、この法律案を提出いたしました。以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、児童の権利擁護であります。体罰禁止を法定化するとともに、政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法に定める懲戒権の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。また、児童相談所の業務として、児童の安全確保を明文化するほか、児童福祉審議会において児童に意見を聞く場合においては、その児童の状況や環境等に配慮することとしています。

第二に、児童相談所の体制強化であります。児童相談所がちゅうちょなく一時保護などの介入的対応を行うことができるよう、介入的対応を行なう職員と保護者支援を行う職員を分けること等としています。また、児童相談所において當時弁護士の指導の下で法律関連業務を行うための体制整備、医師及び保健師の配置、児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質の向上を図るとともに、児童相談所の業務に係る第三者評価を努力義務として規定することとしています。

第三に、児童の意見を尊重するための措置として、児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待相談に応じた件数等の条件を総合的に勘案して定めることとする。

第四に、要保護児童対策地域協議会から情報供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

第五に、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が転居する場合に、転居の前後における支援が切れ目なく行われるよう、転居先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会に速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとすること。

第六に、児童相談所の職員の処遇改善、一時保護所の量的拡充及び質的向上に係る方策等に対する国の支援の在り方、通報の対象となるドメスティック・バイオレンスの形態及び保護命令に係るドメスティック・バイオレンスの被害者の範囲の拡大についての検討規定等を追加すること。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十二年四月一日としています。政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院において、元号表記を改めるとともに、次の六つの事項を主な内容とする修正が行われております。

第一に、児童虐待を行った保護者について指導を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとすること。

第二に、児童の意見を尊重するための措置として政府が検討を加えるべき事項の例示に、児童の意見を聴く機会の確保及び児童の権利を擁護する仕組みの構築を追加すること。

第三に、児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待相談に応じた件数等の条件を総合的に勘案して定期的組みの構築を追加すること。

第四に、要保護児童対策地域協議会から情報供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

第五に、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が転居する場合に、転居の前後における支援が切れ目なく行われるよう、転居先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会に速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとすること。

第六に、児童相談所の職員の処遇改善、一時保護所の量的拡充及び質的向上に係る方策等に対する国の支援の在り方、通報の対象となるドメスティック・バイオレンスの形態及び保護命令に係るドメスティック・バイオレンスの被害者の範囲の拡大についての検討規定等を追加すること。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

児童福祉司の増員が必要なのは当然ですが、中途半端では駄目だと思います。昨年十二月の新プランで、政府は児童福祉司を二〇二二年度に五千人体制として、児童福祉司一人当たりの標準的な業務量を相談件数トータルで四十ケース相当になるように見直すとしています。

一方、私ども野党が衆議院に提出した法案では、相談件数を一人当たり四十件以下と明記して、できるだけ少ない対応件数で丁寧な対応ができる、かつ児童福祉司の負担軽減にもつながる体制とすべきことを訴えています。

政府は、それでは柔軟な運用ができなくなるなどと答弁していますが、虐待を受けている子供たちの命に関わる問題に柔軟な運用など要りません。安倍総理、相談件数を一人当たり四十件以下にすることを明記して、その達成に十分な増員を実現すべきではないでしょうか。見解をお示しください。

もちろん、ただ児童福祉司の人数を増やすだけでは十分ではありません。個々の児童福祉司の専門性、資質の向上が大変重要です。この資質の向上という課題について法案などの強化策が盛り込まれているのか、根本厚生労働大臣に確認いたします。

また、衆議院の修正で、児童相談所職員の待遇改善が検討規定に盛り込まれました。子供の命を守る児相職員の仕事は責任が重く、本当に大変な仕事であり、その上に今回、専門性や資質の向上を求めるのであれば、それに見合った待遇改善は必須であり、急務だと考えます。地方自治体の職員どうしても、児相職員の待遇改善のためには何らかの制度的な対処と財政上の措置を国として実施すべきだと考えますが、根本厚生労働大臣の見解を伺います。

第四に、体罰禁止について質問します。政府はこれまで、民法八百二十二条に規定され

ている懲戒権の中に体罰が含まれるとの立場に立ち、国会答弁でもそれを維持してきました。現行の児童虐待防止法も、親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護、教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと規定し、それが、しつけのための体罰が社会的に容認され、結果、児童虐待がなくならない一つの大きな要因になつてきました。

であれば、今回、なぜこの民法八百二十二条の懲戒権そのものの削除にまで踏み込む改正をしないのか、安倍総理の説明を求めます。

その上で、政府案では、親権者による体罰を禁止する規定を児童虐待防止法に盛り込み、民法の懲戒権の在り方については施行後二年を目途に検討を行うとしています。この改正がどのような法的効果を生むのか、これで親権の行使における体罰は一切禁止されることになるのか、安倍総理に明確な説明を求めます。

第五に、児童の権利の保護、特に意見表明権の保障について質問いたします。

野田市の事案では、亡くなつた心愛さんが助けを求めた声は周囲の人たちに黙殺されてしましました。二度とこのようなことを起こさないためにも、子供の意見表明権を具体的に保障する仕組みが必要不可欠だと考えます。

なぜ政府は、今回、DV法に具体的な措置を盛り込む改訂を行わないのか、法案ではDV対策と児童虐待との連携についてどのような策を講じようとしているのか、根本厚生労働大臣に答弁を求めます。

最後に、医療との連携強化の必要性について質問いたします。

児童虐待問題に関わっているある専門医は、日黒区の心愛さんの事案では、二度とわたつて一時保護された際に、その都度、協同面接と系統的全身診察が行われていたにもかかわらず、両者の情報共有がされなかつたために、虐待のアセスメントが不十分なまま終わってしまった問題を指摘しておられます。野田市的心愛さんの事案でも、医師が性的虐待の疑いがあると診断していたにもかかわらず、その後に柏の児童相談所が一時保護を解除していることが明らかになっています。

第六に、児童虐待対策と配偶者へのドメスティック・バイオレンス対策との連携の必要性について質問いたします。

野田市の事件では、父親の逮捕後、母親も傷害帮助の罪で逮捕されました。一方で、母親に対しても長年にわたる家庭内暴力があり、精神的従属、コントロール状態に置かれていた疑いが指摘されています。

以上、法案の内容について質問いたしました。私たち立憲民主党は、児童虐待死の根絶と児童性があることは明らかであり、配偶者の適切な保護や支援なくして児童虐待の撲滅はできないと言つても過言ではありません。

衆議院の修正で、通報の対象となるDVの形態及び保護命令に係るDV被害者の範囲の拡大について検討し、必要な措置を講じることとなりましたが、本来は、今回の改正に併せてDV法も改正して具体的な措置を講じるべきだったのではないかと想つても過言ではありません。

以上、法案の内容について質問いたしました。私が國の経済は、中国経済の減速などから輸出の伸びが鈍化し、製造業を中心とした生産活動に弱さが続いているが、雇用・所得環境の改善や高い水準にある企業収益など、内需を支えるファンダメンタルズはしっかりとっています。

今後も、引き続き、経済最優先で、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性には十分留意しつつ、経済運営に万全を期してまいります。

なお、消費税率の引上げについては、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するためにはどうしても必要なものです。これまでも申し上げているとおり、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、今年十月に一〇%に引き上げる予定です。

日本貿易交渉についてお尋ねがありました。トランプ大統領のツイートや発言の一つ一つについて、その真意を解釈する立場にはありませんが、御指摘のツイートは、早期合意への期待感を表明したものと認識しています。また、共同記者会見での発言については、米国がTPPから離脱しているという事実関係を述べたものであると理解しています。そのため、これらが抗議すべき内容のものとは考えていません。

日米間の交渉については、来週、実務者協議が行われることとなっており、まさに具体的な交渉はこれからです。そのため、御指摘のような約束をした事実も全くありません。むしろ、日米間で既に約束しているのは昨年九月の日米共同声明です。今後の日米交渉があくまで私とトランプ大統領が合意したこの共同声明に沿って行われることについては、交渉を担当する茂木大臣とライトハイザー通商代表との間でも直接確認しています。

そして、この共同声明では、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した内容が最大限であるとの大前提を明確に日米で合意をしております。もう一度よくこの合意を確認していただきたいと、このように思います。この点が最大のボ

林水産業に携わる皆様の不安なお気持ちにしっかりと寄り添いながら米国と交渉を行つてまいります。

先般の国後島における丸山穂高議員の言動についてお尋ねがありました。

は、外交交渉によつて北方領土問題の解決を目指すとの政府の方針とは全く異なるものです。相互御指摘の丸山穂高議員による国後島での言動は、外交交渉によつて北方領土問題の解決を目指すとの政府の方針とは全く異なるものです。相互理解の増進を図るという四島交流事業の趣旨に反し、元島民の方々のお気持ちを深く傷つける遺憾極まりないものであつたと想えます。

丸山議員が議員辞職すべきかについては、国会議員である以上、自らの発言については自らが責任を持つべきものであり、政府としてお答えすることは差し控えます。

児童虐待増加の原因とその分析についてお尋ねがありました。

児童虐待相談件数の増加要因については引き続き分析が必要であると考えていますが、国民や関係機関の児童虐待への意識が高まつたことや、警察などの関係機関との連携が強化されたことなども影響しているものではないかと考えています。

児童虐待の原因の調査研究は重要と考えてお

り、そうした研究活動に対する支援も行ってきましたところですが、児童虐待を行つた保護者や家庭の状況の分析も含め、児童虐待の防止のために更なる調査研究の充実に努めてまいります。

保護者支援プログラムについてお尋ねがありま

した。

児童虐待の原因の調査研究は重要と考えてお

り、そうした研究活動に対する支援も行ってきましたところですが、児童虐待を行つた保護者や家庭の状況の分析も含め、児童虐待の防止のために更なる調査研究の充実に努めてまいります。

保護者支援プログラムについてお尋ねがありま

した。

保護者支援プログラムについては、その活用の推進が必要であると考えており、三月の閣僚会議においてもその実施に当たつての支援の拡充等を決定しました。

一方、保護者に対する支援は、個々の状況に応じて他の支援も組み合わせながら効果的に行つることが適当であることから、政府案においては法律上の義務付けとまではしなかつたところです。

今後、修正案で示された方針にのつとり、保護者がプログラムによる支援をより受けやすくなるための仕組みを検討してまいります。

児童相談所の児童福祉司一人当たりの相談件数の法定化についてお尋ねがありました。

児童福祉司の一人当たりの相談件数については、時期による相談件数の増減幅が大きいことなどから、一律に法定化した件数以下しか担当できないとすることは、機動的な対応が困難になるものと考えています。

児童虐待相談件数の増加要因については引き続き分析が必要であると考えていますが、国民や関係機関の児童虐待への意識が高まつたことや、警察などの関係機関との連携が強化されたことなども影響しているものではないかと考えています。

児童虐待の原因の調査研究は重要と考えてお

り、そうした研究活動に対する支援も行ってきましたところですが、児童虐待を行つた保護者や家庭の状況の分析も含め、児童虐待の防止のために更なる調査研究の充実に努めてまいります。

いては、国会における議論等も踏まえながら十分に議論を尽くす必要があり、そのような過程を経ることなく直ちに懲戒権の規定を削除するのは適当ではないと考えています。

何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げてまいります。

子供の意見表明権を保障する仕組みについてお尋ねがありました。

現在、一時保護等の子供の家庭復帰など、その支援方針を決める際には、児童相談所は、子供の意向を尊重し、子供の最善の利益の確保に努めることとされています。

また、本法案の修正案においては、施行後二年を目途として、児童の意見表明権を保障する仕組みの構築について検討を加え、必要な措置を講ずることとされています。

今後、海外を含む先行事例の研究を行つなど、有識者による検討の場を設け、具体的な仕組みの在り方について検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣根本匠君登壇、拍手〕

○國務大臣(根本匠君) 石橋通宏議員にお答えをいたします。

加害者への指導についてお尋ねがありました。

御指摘の保護者への医学的、心理学的知見に基づく指導としては、例えば、保護者や家族の抱える課題に応じて子育てのスキルを高める方法や、保護者自身の心理的な課題に向き合い、解決するための方法を学ぶプログラムが挙げられます。

一時保護の解除の判断は、プログラムの受講のみによって判断されるものではなく、保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、個々のケースに応じて適切に判断さ

児童福祉司の資質の向上についてお尋ねがありました。

本法案においては、児童福祉司の資質の向上を図るため、児童福祉司及びその指導を行うスーパーバイザーの任用要件の見直しを盛り込んでいます。

児童相談所職員の処遇改善についてお尋ねがありました。

本年二月の関係閣僚会議決定において、児童福祉司等の職員について手当などによる処遇改善を図ることとしたところです。

また、衆議院での修正で追加された改正法案附則第七条においても、政府は速やかに児童相談所職員の処遇の改善に資するための方策を検討することとされています。

今後、地方団体等の意見も踏まえつつ、来年度予算に向け、具体化を図ってまいります。

DV防止法の改正及びDV対策と児童虐待対応の連携についてお尋ねがありました。

DV防止法の形態等については、これまでのDV防止法の議員立法における議論の積み重ねを踏まえて定められたものと認識していますが、今後、衆議院の修正により設けられた規定に基づき検討が行われると考えてています。

また、本法案には、配偶者暴力相談支援センター等の職員について児童虐待の早期発見に努めること、児童相談所は配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めること等の規定を盛り込んでおり、今後、DV対策と児童虐待対応との連携強化を図つてまいります。

心に深い傷を負った子供の支援には、話を聞くことが子供にとって出来事の再体験となる二次被害とならないよう十分配慮することも、適切な治療を提供することが重要です。このため、児童

相談所、警察及び検察が連携して、代表一名による協同面接を実施しています。また、協同面接が必要なケースも含め、医学的知見を踏まえた対応が必要なケースについて適切な対応ができるよう、児童相談所に医師を配置することとしています。

今後、先進的な事例を含めて、どのような取組ができるか、研究してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 伊藤孝恵君。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案について質問させていただきます。

児童虐待を許さない、そう誰かが叫ぶたびに、私は一瞬痛みを感じます。自分だって、子育てをする中で、怒つたりいら立つたり、電車の中で大

声で泣く我が子の口を押さえたこともあるからです。児童虐待は人ごとではありません。だからこそ、こんな不完全な私と共に生きる娘たちが、また彼女たちのみならず、この国に生まれた全ての子供たちが愛され、抱き締められて育つてほしいと切に願い、以下、質問させていただきます。

昨年三月、東京都目黒区で、パパ・ママ、もうおねがい、ゆるしてと、覚えたての平仮名で両親に許しを請いながら五歳の短い生涯を閉じた女子のふびんを思い、多くの官僚や議員が、立法府にいる自分たちに何ができるかを考え、奔走したところがここに至る原動力だつたと思います。

我々国民民主党も、一家が転居前に暮らしてい

野田市で十歳の女の子が虐待により命を絶たれました。いつまでこんな悲劇を繰り返すのか、我々の案をせて見ていただきたい、大きな焦りと無念を感じきました。

まず、児童福祉司の増員について安倍総理に伺います。

児童相談所において児童虐待を含めた諸問題に直接的に関わっておられるのが児童福祉司の方々です。香川県で話を伺った際も、とにかくこの児童福祉司が足りないと悲痛な声をお寄せいたしました。我々は、まさに手当てすべきだと考え、野党案にその増員規定を盛り込みました。その後、政府も、児童福祉司の増員に言及した対策プランを決定しました。にもかかわらず、今年三月に提出された政府案には、児童福祉司の増員について触れられてもおりませんでした。なぜですか。

今般、衆議院において、与野党の先生方の御努力の下、本法案が全会一致をもつて調えられたことは大変意義深いことです。しかし、なぜこの児童福祉司の増員について明記することは許されなかつたのか、理由をお聞かせください。児童福祉司の数を法制化して増やしていくことなどからどんな異論があつたのか、教えてください。

本法案の中に、総合的に勘案して定めると書き込むだけでは、勘案した結果、人數は一・一倍が妥当でしたなどと結論付ける余地を残してしまいます。これでいいのでしょうか。

児童相談所をつくるお金はないと市長がおっしゃるのであれば、国は何ができるのか考えませんか。児童相談所の設置など必要ないと区長がおっしゃるのであれば、つくる動機付けに奔走せんか。

政府のプランによる対策のみで、どのように現

千葉県野田市を管轄している柏児童相談所は県のものです。柏市は中核市ですが、事件が起きた当时も現時点においても、市の児童相談所は所在しております。この柏市のみならず、中核市における児童相談所の設置は一向に進んでおりません。もちろん、それぞれの市が抱える事情はあることは承知しておりますが、それでも、どんな事情があるにせよ、児童虐待防止に取り組まないという選択肢はないはずです。

衆議院厚生労働委員会に参考人として出席した、中核市である明石市の泉市長は、基礎自治体である中核市だからこそ必要、大切なのは腹をくくること、人がいないのであれば育てることだなどと答弁されています。

総理に伺います。

中核市や特別区の児童相談所の必置義務化については、既にその必要性が長年にわたって指摘されているにもかかわらず、本法案にも結局盛り込まれませんでした。なぜですか。自治体からの反対の声があるから、時期尚早だからと説明されましたが、誰からのどんな反対の声ですか。では、一体いつになつたら時期尚早ではなくなりますか、お答えください。

児童相談所をつくるお金はないと市長がおっしゃるのであれば、国は何ができるのか考えませんか。児童相談所の設置など必要ないと区長がおっしゃるのであれば、つくる動機付けに奔走せんか。

政府案には、中核市や特別区が児童相談所を設置できるよう支援を行うとの検討規定が盛り込まれました。どんな支援でしょうか。これまで設置が進まなかつた中核市及び特別区に対し、これまでの支援とどこが違つているのか、本法案によってどのくらい設置が促進されるか見込んでいるのか、総理の御所見を伺います。

総理は、何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くすと度々おつしやいます。であれば、あらゆる事情をのみ込んで、設置を義務化すべきではありませんか。また、五年間という支援期間は余りに長過ぎます。一時保護所の拡充と併せて再考いただけませんか、御答弁ください。

次に、児童が転居した場合の引継ぎについて伺います。

我々は、転居時の引継ぎ強化の重要性を訴えております。今回、修正協議において、その趣旨を御理解いただき、法文に明記していただきたいことについては感謝いたします。しかし、野党案では、転居前に当該児童に指導等の措置がとられた場合、転居後一か月間は措置を解除してはならないとしていた部分、一か月という明確な期限を定め、引継ぎを徹底するところまでは受け入れていただけませんでした。

そこで、総理に伺います。

これまでの事件を教訓に、期間を明確に定めて措置を継続することは不可欠だと考えますが、これ書かない理由について見解を伺います。特に、東京都目黒区、千葉県野田市の事案において、転居時の引継ぎ強化なしに彼女たちの悲鳴を聞きに行けたのか、本法案をもってすれば救えたのか、二人の女の子からの命懸けの問題提起です。御答弁ください。

体罰の禁止について伺います。

我が国が批准している児童の権利条約にも規定されている内容が盛り込まれたことは、大きな一步です。今後、この体罰とは何を指すかについて厚生労働省からガイドラインが示されることがあります、誰が、いつ、どのように検討するのか、根本厚労大臣、お答えください。

他方、懲戒権の検討について、本法案では、施

親子の再統合を試みる。親が親になつていくチャンスを確保しつつ親権制限をしていく仕組みというが、今の日本にはありません。

本法案には、保護者支援プログラムが野党案の一部を取り入れる形で盛り込まれましたが、努力義務にとどまっております。このようなプログラムを意欲的に受けたいと申し出る保護者は少ないと思われる中、支援が必要な方には確実に受けてもらら必要があるからこそ、野党案では義務化としました。

懲戒権の規定の在り方について、具体的に、誰が、いつ、どのように検討するのか、既に決まっている内容も含めて、具体的にお答えください。

衆議院厚生労働委員会の附帯決議では、民法の懲戒権の在り方については早急に検討を加えるとされています。

法務大臣に伺います。

懲戒権の規定の在り方について、具体的に、誰が、いつ、どのように検討するのか、既に決まっている内容も含めて、具体的にお答えください。

あわせて、本法案の検討規定で定められた二年と

いう期間について、附帯決議にある、早急に検討との時間的整合性についても見解を伺います。

報道に、体罰禁止規定、懲戒権の検討などの文字が躍るたび、友人たちから、お箸の持ち方が違

うと手をたたいてしまった私は罰せられることが多いのか、宿題をやらなかつたからおやつはあげないと言つたら、これも懲戒に当たるのか、そんな素朴な疑問が私の下に寄せられます。

児童虐待によって亡くなつた子供たちは、平成十五年から二十七年度までに六百三十六例、六百七十八人あります。そのうち、ゼロ歳児の割合は四六・二%、中でも、ゼロ歳ゼロか月ゼロ日ゼロ時間、つまり産声を塞がれて命を奪われた赤ちゃんが一八・三%と、虐待死の中で一番多いのです。

児童虐待をしてしまつた保護者に対する再発防止のための支援プログラムについて伺います。

子供の安全をまず何よりも守る、虐待する親と引き離す。それが必要なのは間違ひありません。しかし、それだけで子供たちは幸せになれるのか。どんなに虐待されても、子供は目を閉じ、まぶたの母、まぶたの父を求めるといいます。

子供の安全を確保した上で、親には変わらぬヤンス、宿題を課す。それを乗り越えてきたなら、

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 伊藤孝恵議員にお答えいたします。

児童福祉司の増員については、今後の虐待相談対応件数の増加やケースの複雑化に応じて、機動的な対応が必要です。

こうした観点から、児童福祉司の配置数については、従来から政令において定めることとしており、政府案においては児童福祉司の具体的な数値を盛り込まなかつたところです。また、修正案においても、与野党協議の結果、配置数は盛り込まれず、人口や相談件数、市町村における事務の実施状況を総合的に勘案して定めることとされています。

お尋ねの昨年十二月に策定された新プランについては、現在約三千人の児童福祉司を二〇二二年には約五千人体制とすることなどを内容としており、今後、このプランや修正案で示された勘案事項に基づいて、着実に児童相談所の体制強化を図つてまいります。

中核市、特別区の児童相談所の設置義務化及び一時保護所の拡充についてお尋ねがありました。

中核市、特別区による児童相談所の設置は、身近な地域で子育て支援から虐待対応までの切れ目ない一貫した対応につながるものであると考えています。一方、人口規模や当該自治体の有する人材などの状況も様々であり、一律に義務化することは適切ではないなどの意見が地方団体等から寄せられています。

こうしたこと踏まえ、政府案においては一律の義務化とはしていません。また、修正案においても、与野党協議の結果、必置義務は盛り込まれなかつたものと承知しています。国としては、今

外号(号)報

後、施設整備や人材確保、育成など、児童相談所の設置に向けた支援を抜本的に拡充してまいります。設置の見込みについては、既に、児童相談所を設置する方向や、設置する方向で検討中の自治体が数多くあり、こうした取組を通じて児童相談所の設置を推進してまいります。

五年間の支援期間については、施設整備や人材育成、確保などには一定期間が必要であり、五年間の集中支援期間を設定しております。さらに、三月の関係閣僚会議で決定した抜本的強化において、一時保護所が安心、安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとしています。具体的な支援内容については、一時保護所等の現場の実情を踏まえた上で、今後検討してまいります。

転居後の措置解除の制限期間の法的根拠についてお尋ねがありました。

修正案においては、転居前後ににおける措置解除の制限期間を法定化することは盛り込まれていなかつてお尋ねがありました。

転居後の措置解除の制限期間の法的根拠についてお尋ねがありました。

修正案においては、転居前後ににおける措置解除の制限期間を法定化することは盛り込まれていなかつてお尋ねがありました。

転居後の措置解除の制限期間の法的根拠についてお尋ねがありました。

内密出産制度については、例えばドイツにおいて、予期せぬ妊娠をした妊婦が、妊娠相談所での相談後もなお実名を伏せて出産することを希望する場合に医療機関において実名を伏せて出産できることとし、養子縁組につなぐ制度があると承知しています。

こうした諸外国の制度について厚生労働省において調査研究を実施しているところですが、一般的な課題があると考えています。

論として、子供の出自を知る権利をどう考えるか、出産後に実親が養育しない子供が増加するのではないかなど、我が国においては多岐にわたる議題があります。

政府としては、予期せぬ妊娠に対応していくため、教育や相談体制の整備などを進めています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣根本匠君登壇、拍手〕

○國務大臣(根本匠君) 伊藤孝恵議員にお答えいたします。

転居などに際して子供の安全を確保していくためには、目黒区や野田市の事案も踏まえて、関係機関による支援や保護は切れ目なく継続されることは重要であり、修正案の規定やこれまでの転居前後の引継ぎルールなどにのつとつて、適切に対応してまいります。

保護者支援プログラムについてお尋ねがありました。

政府としては、修正案に規定された児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に

基づく指導について、保護者支援プログラムの活用推進を定めた三月の関係閣僚会議決定に基づき、専門人材の養成や活用方法の周知など、その実効性を確保するための仕組みを構築してまいります。

いわゆる内密出産についてお尋ねがありました。

内密出産制度については、例えばドイツにおいて、予期せぬ妊娠をした妊婦が、妊娠相談所での相談後もなお実名を伏せて出産することを希望する場合に医療機関において実名を伏せて出産できることとし、養子縁組につなぐ制度があると承知しています。

こうした諸外国の制度について厚生労働省において調査研究を実施しているところですが、一般的な課題があると考えています。

また、本法律案においては、法律の施行後二年を目途として懲戒権の規定の在り方について検討を加える旨の条項が定められており、衆議院厚生労働委員会においても、それを前提として早急に検討を加える旨の附帯決議がされたものと理解しております。法務省としては、これらの趣旨を踏まえ、できる限り早期に結論を得ることができます。

次に、懲戒権の規定の見直しに関する議論の進め方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、懲戒権の規定の見直しに当たっては、親権の行使として許される行為とそうでない行為との線引き等についても議論を深める必要があると考えております。

懲戒権の規定の見直しについては国民の間にも様々な意見があるものと承知しておりますが、その検討過程においても、議論の状況等を国民一般に公開する必要があります。

○議長(伊達忠一君) 山本香苗君。
〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君 私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました児童福祉法等改正案についてお尋ねいたします。

子供たちが巻き込まれる自動車事故や殺傷事件が相次いでいます。改めまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

まず、懲戒権の規定の見直しに向けた検討方法等についてお尋ねがありました。

懲戒権の規定に関しては、本月二十日に法制審議会の総会を開催し、その見直しに向けて新たに諮問をすることとしました。そのため、今後は法制審議会において見直しに向けた調査審議が進められることとなり、具体的な議論の進め方等についてそこでの議論に委ねたいと考えています。

また、本法律案においては、法律の施行後二年を目途として懲戒権の規定の在り方について検討を加える旨の条項が定められており、衆議院厚生労働委員会においても、それを前提として早急に検討を加える旨の附帯決議がされたものと理解しております。法務省としては、これらの趣旨を踏まえ、できる限り早期に結論を得ることができます。

次に、懲戒権の規定の見直しに関する議論の進め方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、懲戒権の規定の見直しに当たっては、親権の行使として許される行為とそうでない行為との線引き等についても議論を深める必要があると考えております。

お父さんに暴力を受けています、先生、どうにかできませんかという必死の訴えがあつたにもかかわらず、千葉県野田市の事件では、子供の最後のとりである児童相談所も、学校、教育委員会も、市町村等関係者も、リスクを見極めることができず、使える仕組みもチャレンスもいっぱいあつたにもかかわらず、幼い命を救うことができませんでした。昨年の目黒区の事件も全く同じです。

体罰の禁止に関するガイドラインについては、公開の場で有識の方からの御意見をお伺いしながら、具体的な内容を検討していきます。

また、ガイドラインの作成やその周知には一定の期間を要することから、施行日である二〇二〇年七月一日に円滑に施行できるよう、法案成立後速やかに検討の準備を開始することとしています。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 山本香苗君。
〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君 私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました児童福祉法等改正案についてお尋ねいたします。

子供たちが巻き込まれる自動車事故や殺傷事件が相次いでいます。改めまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

まず、懲戒権の規定の見直しに向けた検討方法等についてお尋ねがありました。

懲戒権の規定に関しては、本月二十日に法制審議会の総会を開催し、その見直しに向けて新たに諮問をすることとしました。そのため、今後は法制審議会において見直しに向けた調査審議が進められることとなり、具体的な議論の進め方等についてそこでの議論に委ねたいと考えています。

また、本法律案においては、法律の施行後二年を目途として懲戒権の規定の在り方について検討を加える旨の条項が定められており、衆議院厚生労働委員会においても、それを前提として早急に検討を加える旨の附帯決議がされたものと理解しております。法務省としては、これらの趣旨を踏まえ、できる限り早期に結論を得ることができます。

次に、懲戒権の規定の見直しに関する議論の進め方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、懲戒権の規定の見直しに当たっては、親権の行使として許される行為とそうでない行為との線引き等についても議論を深める必要があると考えております。

お父さんに暴力を受けています、先生、どうにかできませんかという必死の訴えがあつたにもかかわらず、千葉県野田市の事件では、子供の最後のとりである児童相談所も、学校、教育委員会も、市町村等関係者も、リスクを見極めることができず、使える仕組みもチャレンスもいっぱいあつたにもかかわらず、幼い命を救うことができませんでした。昨年の目黒区の事件も全く同じです。

いう自指すべき目標に向かつて、与野党によつて
大変精力的かつ前向きな御議論をいただいた成果
と考えています。

国会で御審議いただいた議論を踏まえ、何より
も子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段
を尽くし、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げて
まいります。

福祉専門職の在り方に聞いてお尋ねがありました。

地方公務員である児童福祉司等の専門人材の確保、専門性向上を図るため、地方公共団体において、必要な経験を積むための人事ローテーションへの配慮等をいたぐことは重要と考えています。

今後、児童虐待防止対策の推進のための検討を進めることに当たり、児童相談所の設置基準など様々な相談を進めていく中の一つのテーマとして、地方団体とも十分に協議してまいります。

児童虐待に関する情報共有システムの構築についてお尋ねがありました。

転居ケースなどにおいて自治体間の引継ぎを効率的に行うため、情報システムを活用することは有効と考えています。

本年三月の関係官僚会議において、全都道府県においてシステム整備の構築を進めること、その際、国において、情報共有の標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用を支援すること、加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進めることが決定しているところであります。より効率的に情報共有ができるシステムの構築に努めてまいります。

民間活動と連携した困難を抱える家庭への支援についてお尋ねがありました。

児童虐待の発生予防の観点から、民間活動とも連携しながら困難を抱える家庭を適切な支援につ

なげていくことは重要であると認識しています。このため、政府としては、地域の民間団体と連携した一人親家庭や生活困窮世帯等に対する相談支援や学習支援など、各地方公共団体の行う取組みを推進しているところであり、今後もこうした取

たします。
昨年三月に目黒区で起きた虐待による死亡事案においては、亡くなつた女兒が両親に宛てた手紙しかしものであつたこともあり、日本社会の中に親による子供の虐待という問題をクローズアップさせました。

も、一般的の家族と同じように暮らしていれば、その関係が内縁か、それとも法的なものかどうか、親権を持ち懲戒権を持つ親かどうかなどということは判別することはなかなかできません。

そこで、総理に質問します。児童虐待の発生を防止するために、児童虐待罪の創設や厳罰化を進める必要があるのでないでしようか。

先ほど述べましたように、目黒区と野田市の両事案においては、転居前に対応していた児童相談

所から転居地の児童相談所に適切に引き継がれなかつた問題があります。担当していた児童相談所の担当者がどんなにその子供の情報を把握しても、転居で別の児童相談所の担当になつた瞬間に、その子供に関する情報を見つけることになつてい

ては、また重要な情報が引き継がれなければ、情報
報を把握することに時間が掛かってしまいます。
そして、その子供への適切な対応を行うことを決
めるにも時間が掛かってしまいます。その間にも
また虐待が起きてしまったことが今回の両事案で
す。

情報を引き継ぐよりも、児童相談所が把握した情報とを統一した様式で集約し全国的にデータベース化して、児童相談所相互に情報の共有を進めることが必要であり、適切であると考えます。

総理に伺います。児童相談所間の情報共有をどのように進めていくのでしょうか。具体的な手法についてお答えください。

次に、児童相談所と警察の関係について伺います。

児童相談所の業務として児童の安全確保が明文化されますが、それを実行する上では、地域との連携強化や警察との協力関係の強化が必要です。

○副議長(郡司彰君) 倉林明子君。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君

日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表し、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案について質問します。

児童福祉法は、一六年改正で初めて第一条に「児童の権利に関する条約の精神にのつとり」と規定され、子供が権利の主体者としてうたわれました。子どもの権利条約批准から二十年、この精神をいかに具現化していくかが問われています。

子供を守り育てるのは社会の責任です。しかし、今、子育てをする家族の現状は、貧困、格差が広がり、孤立する親子が少なくありません。親の責任が様々に追及される中で、支援を求めることもできず、余裕なく追い詰められているのではないかでしょうか。

様々な対策が取られる中で、虐待の相談通報が増え続ける背景に何があるのか。子供への虐待を、個別の家族の問題としてのみ捉えるのではなく、それを支える社会の問題として捉え直し、親、家庭に重い責任を負わせていないか、改めて検証する必要があります。総理の認識をお聞かせください。

子供は、権利主体として、その尊厳、身体の不可侵性が尊重されなければならず、子供に対する暴力である体罰は許されません。法案が、しつけを口実とした体罰は虐待であり、許されないことを明らかにしたことは重要です。しかし、なぜ親権を行う者による体罰に限定しているのですか。

しつけ、指導の名を借りた体罰は、父母以外の親族、父母の内縁者からも行われています。家庭内ののみならず、子供たちのあらゆる生活の場で起これ得るものであります。誰からものであっても禁止

されるべきではありませんか。あわせて、民法八百二十二条の懲戒権の削除に踏み込むべきです。

児童相談所の体制強化について質問します。

児童虐待の相談対応件数はこの十年で三・三倍に増えたのに對し、児童福祉司の配置数は一・四倍にとどまっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

四十ケース以上担当する児童福祉司の数と比率はどうなっていますか。政府は、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランで児童福祉司の増員を前倒しして実施するとしました。これによりどの程度改善するのですか、お答えください。

児童福祉司の勤務年数は三年未満が四四%を占めています。日本自治体労働組合総連合が二〇一二年に公表した調査では、一五%が無資格のまま児童福祉司に任用されているといいます。専門性の確保に向け、国の責任で計画的な人材育成が求められます。

同時に、相談支援に関する効果的な取組の構築と継承が求められています。そのためにも、児相職員の日々の支援によって子供たちが守られるケース、これにも光を当て、支援の手法の検証、蓄積をすることが必要ではありませんか。

(副議長退席、議長着席)

次に、児童相談所の一時保護について質問します。

児童相談所による一時保護は年々増加し、都市部を中心に一時保護所が不足し必要な措置がとれない、定数超過、在所日数の長期化、学習権の保護するため、複数の正規職員の配置や心理職員も含め、専門職を確保できるよう財政支援を拡充

強く改善が求められてきました。

入所する子供たちは、家庭環境に深刻な問題があり、自身も深い心の傷を負っていることや、発達障害などの子供も増えるなど、一人一人に応じた個別の支援が必要になっています。また、一時保護は、子供たちのアセスメントを行って、次の倍にとどまっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

厚労省は、児童福祉司一人当たりの担当の目安として四十ケースを示しています。しかし、現場からは、百ケース以上を担当し、虐待通報への初期対応に追われ、保護者と対立するなど困難な対応の増加で疲弊しているとの声が上がっています。

すべきです。答弁を求めます。

子供の安全、安心、命を守るためにも、更なる公務員の削減は見直すべきです。新プランに基づく増員について、職員削減率を用いた交付金算定を見直すとしていますが、市町村の子ども家庭相談、虐待相談を担当する職員についても、交付金削減の対象から外すべきです。子育て支援に努力する自治体が不利になるような仕組みの見直しを

強く求めるものであります。答弁を請求します。千葉県野田市で少女が虐待死させられた事件で、母親が逮捕されたことにDV被害者は衝撃を受けています。DVという過酷な暴力の支配下にある家庭で、母親なのだから子供を守るべきだなどということが通用するはずがありません。少女の母親は、加害者として逮捕されるべき存在ではなく、保護、支援されるべき存在です。一方的に非難されることがあつてはなりません。

虐待の陰にはDVがあり、DVと子供への虐待を一つながらのものとして捉えた対策が必要です。関係機関が、DVによる支配とコントロールの構造、被害者、子供への影響を含め正しく理解するために、子供に関わる全ての機関で専門的研修、教育を義務付けるべきではありませんか、お答えください。

現在のDV支援については、民間支援組織を含む関係団体から多くの問題が指摘されており、法改正を含め早急な見直しが必要です。答弁を請求します。

DV被害者を始め、多岐にわたる困難を抱える女性の相談、危機介入、生活再建等に関わる総合的な支援に当たる婦人相談員の処遇は極めて重要なです。市町村への配置を義務化するとともに、その専門性にふさわしい待遇改善が行えるよう財政措置を講じるべきです。

子供を守るためには、母親、女性が守られなければなりません。答弁を求めます。

ればならず、その支援の在り方を抜本的に見直すことが必要です。

現在の婦人相談員を始めとする婦人保護事業は売春防止法を根拠としており、女性の人権も尊厳も認めていません。DVを始め、貧困、居場所を失い孤立した女性、性的搾取など、様々な困難を抱えた女性が、人権と自己決定が尊重され、必要な見直しをすべきです。

以上、答弁を求め、私の質問といたします。
(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 倉林明子議員にお答えをいたします。

虐待の相談通報増加の背景とその検証についてお尋ねがありました。

虐待の相談対応件数の増加の背景には様々な要因が影響するため、一概には言えませんが、虐待に対する意識が高まつたこと、警察を始めとした関係機関の通告の増加なども影響しているのではないかと考えています。また、子育てにおける負担感の増大や孤立化といった課題もあり、地域における子育て相談や支援の強化を図るなど、社会全体で子育てを支えられるよう全力で取り組んでまいります。

虐待の相談対応件数の増加の背景には様々な要因が影響するため、一概には言えませんが、虐待

意識の上でも徹底し、虐待の根絶につなげてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇、拍手〕

○国務大臣(根本匠君) 倉林明子議員にお答えいたしました。

児童福祉司の担当ケース数と増員についてお尋ねがありました。

児童相談所における個々の児童福祉司の担当ケース数については把握しておりませんが、新プランにおいては、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて児童福祉司一人当たり五十ケース相当だった配置標準を四十ケース相当となるよう見直すこととしています。

相談支援の手法の検証及び蓄積についてお尋ねがありました。

各児童相談所での効果的な取組を共有し、職員の専門性向上を図ることは重要です。このため、研修センターにおいて参加者同士の実践報告や事例検討を行っており、今年度からは全国七つのブロックでの研修も行っています。こうした研修でそれぞれの経験に基づくアセスメント等の議論を行い、効果的な取組の共有を通じて、児童相談所職員の専門性向上に努めてまいります。

一時保護所の体制強化についてお尋ねがありました。

現行、一時保護所の設置、運営については、児童養護施設に係る基準を準用していますが、本年三月の関係閣僚会議決定では、一時保護所における職員体制の強化や環境整備を促進することとしたました。また、衆議院での修正で追加された改正法案附則第七条においても、一時保護施設と職員の量的拡充と質的向上に係る方策を検討し、必要な措置を講ずることとされており、この趣旨も踏まっています。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 趣旨説明

まえ、具体的な内容については、現場の実情を踏まえた上で今後検討してまいります。

児童福祉司と同様の資格を有する市町村職員の状況についてお尋ねがありました。

市町村で虐待対応を行っている職員についてお尋ねっています。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 趣旨説明

まえ、具体的な内容については、現場の実情を踏まえた上で今後検討してまいります。(拍手)

〔国務大臣石田真敏君登壇、拍手〕

○国務大臣(石田真敏君) 倉林議員にお答えいたしました。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 趣旨説明

まえ、具体的な内容については、現場の実情を踏まえた上で今後検討してまいります。(拍手)

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕

○国務大臣(片山さつき君) 倉林議員から、子供に関する機関におけるDVに関する知見の専門的研修、教育の義務付けについてお尋ねがありました

DVは、家庭内で行われることから、外部からの発見、介入が困難である中で、児童虐待につながるなど、被害が深刻化しやすいとともに、被害者自身も、配偶者からの報復への恐怖や家庭の事情など、様々な理由から保護を求めるなどをためらう傾向があるといった特性があると認識しております。

子供に関する機関におけるDVに関する知見の専門的研修、教育の義務付けについてはお答えする立場にはありませんが、文部科学省の学校・教育委員会等向けの虐待対応の手引、厚生労働省の地方自治体職員向けの子ども虐待対応の手引では、子供への影響を含むDVに関する知見が記載されており、学校や児童相談所等ではこれらの手引を踏まえた対応が取られていると承知をしています。

内閣府でも、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター、児童相談所等の相談員への研修、DVの特性の理解と被害者への適切な対応のための相談の手引の作成、毎年十一月十二日から二十五日の女性に対する暴力をなくす運動などを通じて、子供への影響を含むDVに関する知見や対応の普及啓発を行うこととしております。

いずれにせよ、子供への影響を含めて、DVに関する知見を踏まえた適切な対応が取られるよう、関係府省庁により一層緊密に連携してまいりたいと考えております。

次に、法改正を含めたDV被害者支援の見直しについてお尋ねがありました。

政府としては、これまでに、男女共同参画会議の下の女性に対する暴力に関する専門調査会において、民間支援団体を代表する委員などからDVを始めとする女性に対する暴力に係る施策についていたいた御意見を女性活躍加速のための重点方針などに反映させるなど、DV被害者支援の充

実に努めてきております。

また、本年、私の下に新設したDV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会でも、民間支援団体の実務家などから御意見をいただき、私ども自身も現場を視察した上で、先般五月三十一日に、支援拡充の方向

性を新たなパッケージとして取りまとめました。今後、女性活躍加速のための重点方針二〇一九に盛り込むとともに、様々な理由により生きづらさを抱える女性への支援に漏れがないよう、政府一

体となって包括的な支援に取り組んでまいります。

（未記入）

井みどり君。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長石

井みどり君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

（投票終了）

○議長(伊達忠一君) 時間なく投票を終了いたしました。これにて投票を終了いたします。

（未記入）

○議長(伊達忠一君) 日程第三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)

外四名発議) 関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君

日程第五　国会議員の歳費　旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波撰)君発議
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長末松信介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔末松信介君登壇、拍手〕

○末松信介君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、藤巻健史君発議の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第三号)は、国會議員の歳費及び期末手当につ

いて、当分の間、二割削減しようとするものであります。

次に、岡田直樹君外四名発議の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第十六号)は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和四年七月三十一日までこの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする」と等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようになります。

費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第二十九号)は、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額、内閣總理大臣の俸給月額並びに最高裁判所長官の報酬月額を減額しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、発議者等に対し質疑を行いましたが、その内容は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会・希望の会の斎藤嘉隆理事より参第一二九号に賛成、参第二六号及び参第三号に反対、公明党の宮崎勝委員より参第二六号に賛成、日本維新的会・希望の党の東徹理事より参第一二六号に反対、日本共産党の井上哲士委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終局し、順次採決の結果、参第三号及び参第二九号はそれぞれ賛成少数により否決すべきものとし、参第二六号は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。小西洋之君。

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の小西洋之ござります。

会派を代表して、自民、公明、無所属クラブ提出の歳費自主返納法案に断固反対の立場から討論をいたします。

まず冒頭、この間の与党による予算委員会開催拒否について断固抗議をいたします。

本院規則に基づき四月十二日に開会要求を予算委員長に提出してから二か月がたとうとしています。この間、消費増税の是非、日米貿易交渉の密約疑惑等々、立法府として追及すべき安倍内閣の

政治課題は積み重なる一方であります。与党は、このまま憲法五十八条二項に基づく本院規則違反を犯し続けるつもりなのでしょうか。今だけ、自分こそ、選舉ぞれ、國民生活も民主主義も後は野

○小西洋之君(続)　このようなばかげた、絵に描いたようなポピュリズム極み法案を良識の府の本会議場で議案とすること自体が、議会政治の自殺行為であり、我が国の民主主義を堕落させるものではないでしょうか。

となれ山となれという安倍ファーストの私利私欲政治が極まる暴挙を断じて許すわけにはまいりません。

参議院選挙の前には何が何でも予算委員会は絶対に開催したくない。実は、この政府・与党のかたたくなな横暴は、一〇一三年の参議院選挙前にも、当時の民主党の石井一委員長が本院規則を正しく遵守し開催した予算委員会に何と安倍総理や

憲法前文には、國政は、國民の廉潔なる信託に
よるものであつて、その權威は國民に由来し、そ
の權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利
は國民がこれを享受すると明記されています。國
民に福利をもたらすことを使命とする國會議員の
數を増やすことは、それが真に必要性があるもの
であれば本来國民にとつて喜ばしいことははずな
のに、なぜその費用の埋め合わせのために歳費を
自主返納する必要があるのでしようか。

閣僚らが出席拒否をするという、前代未聞の憲法六十三条違反によつても強行されているのであります。

また、二〇一七年には、憲法五十三条に基づく臨時国会召集要求を三か月以上も無視し、本院の国政調査権の発動を欺く森友決裁文書の改ざんを埋もれさせたまま、国民を欺く改ざん総選挙を強

こうした七月の参院選を前にした卑しい大衆迎合こそ、昨年の六増法が、国民に胸を張つて説明ができない、党利党略の産物であつたことを身も蓋もなく明らかにしているのではないかでしょうか。

思うに、憲法前文にうたう、人民の人民による人民のための政治に立つとき、私たち国会議員に

行していくのであります。
安倍内閣の政権運営とは、こうした憲法違反、規則違反等々の連続犯罪の歴史であり、そして、この度の歳費返納法案も、予算委員会は開催しな

いが議院運営委員会は数の力、職権で押し通すといふ、今だけ、自分だけ、選挙だけの恥ずべき安

倍政治の汚点と言つべきものなのであります。さて、本法案に反対する理由の根幹は……（第一

（前略）は現田の本事に言する者多し）

○議長(伊達忠一君) 静粛に願ひます

自民党による自民党のための党利党略、六増法の尻拭い法案であるからであります。

参議院の定数増に伴う費用の増加を歳費の自主返納で相殺する……(発言する者多し)

○議長(伊達忠一君) 静粛に願います。

分にしか対応していないのです。六増分の六年間分は、会館工事費用も含め約三十一億円になります。この場合の議員一人当たりの自主返納額は、月額七・七万円ではなく、その倍の十五・四万円となります。

を得ないのであります。思ふに、国会議員の地位すなわち我が国の民主主義制度や歳費の問題は、全政権重な議論の下に検討され

や身分に関わる事項、
の在り方に関わる選舉
党全会派による幅広い
るべきであります。

これら時機などを逸した印刷物の費用総額は、優に本法案の六・八億円を超えます。

なお、衆議院は、質問主意書の質問と答弁書の印刷発注のみをやめる規則改正を先週行つておりますが、その運用は二年後の通常国会からとされ

て、参議院の議員定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行う旨、国民の皆様に御負担を願わないという参議院としての決意と覚悟を示しました。

すなわち、本法案を附帯決議が対象とする六増の経費に対する自主返納と主張するのであれば、それは国民への詐欺行為となるのではないでしようか。議員定数増に対応する自主返納を行いますという主張そのものが選挙の公正を害する行為にもなりかねないことを厳しく指摘しなければなりません。

しかし、この間の与党の方違法違反であり二院制そのものけの歳費削減法の提出及に、幹事長級会談を一方的に案の提出に及んでいるのだが、我が会派は、こうした六政治不信の高まりなどの現状、行政改革の理念を踏まえ、

あります。 増法強行による国民の
のを毀損する参議院だ
下の政治状況等を踏ま
撤回を行つた挙げ句
に打ち切つた上で本法

私は、良識の府の名に懸けて、衆議院を凌駕する節減策が十分に可能であると考えるのであります。

さらに、選挙制度については、投票価値の平等に係る累次の最高裁判決の基本法理を踏まえたところに、今、本院が取り組むべきは、人口急減、超高齢化、各差の進歩などの他或立会が直面する問題

自民・公明としては、この附帯決議の趣旨を重く受け止め、公選法が可決、成立した直後から、参議院の諸経費の節減に関する検討プロジェクトチームを立ち上げ、精力的に議論を重ねてきました。この中で、ペーパーレス化を含めて、幅広く事務経費等の削減についても検討を行ってきました。

1

さらに、本案の発議者は、誰が幾らの金額を返納したかは確認できず、公開もない運用とする旨を答弁する一方で、返納額が六・八億円に足りない場合はどうするのかとの問い合わせに対しても、返

ます。

党利党略による国民の
参議院改革のある
いいただきます。

以上、本法案の速やかなる撤回と、本法案による国民の更なる政治不信の高まりを払拭するためにも、眞の抜本改革を全会派の熟議の下に策定していただくことを敬愛する先輩、同僚の議会人の皆様

るなど、全ての会派と丁寧に協議を重ね、広く理解を得るべく努めきました。

納額の見込みを確定的に言つることはできず、足りない部分は附則で規定する経費節減の取組で賄つ旨を臚面もなく答弁しており、これでは自主返納の呼称そのものが詐欺的呼称と言わざるを得ません。

経費節減については、議なくとも可能であると解き

三日の議院運営委員会の会議録は、国立印書會の衆議院に配付され、費自主返納などを行われます。

○議長（伊達忠一君） 佐藤啓君。
〔佐藤啓君登壇、拍手〕
御清聴ありがとうございました。（拍手）
○心よりお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

ことから、円滑に審議ができる、幅広い合意形成に資するとの考え方から、先に提出した歳費減額案を撤回し、自主返納方式を内容とする歳費法改正案に切り替えて新たに提出いたしました。

そもそも、六増法の附帯決議には、その第一に選挙制度改革の検討が規定され、経費節減の検討はその次であります。六増法の強行から一年、選挙制度改革の与野党議論を一度も行わず、何の経費節減も実行しない与党においては、最初から本法案提出の資格そのものを失っていると言わざる

ています。その印刷費用は
ます。しかし、その配付は
トに会議録の確定稿が掲載さ
後であります。また、本日
日から約二か月後に印刷
す。その他、請願文書表、

年間二億円以上に上り、本院のイントラネットは、されてより三日以上もこの本会議録は、今までが配付されておりませんが、委員会報告書等々、こ

○佐藤啓君　自由民主党の佐藤啓です。
自民・公明を代表して、ただいま議題となりました自民・公明、無所属クラブ提出の国会議員歳員費法改正案(参第一六号)に賛成の立場から討論いたします。

さをしつかりと受け止めた上で、国庫への負担を実質的に軽減し、参議院に係る経費の節減を図ろうとするものです。

議院運営委員会では、維新・希望提出の参第三号法案、さらに、立憲から参第二九号法案の提出がありました。自民、公明、無所属クラブ提出の

法案も含め三つの法案が付託され、全ての会派がテーブルに着いた形で充実した審議をすることができました。これも、丁寧なプロセスを通じて理解を広げる努力を重ねてきたことの成果の一つであつたと考えます。全ての会派から熱心な御議論をいたいたことに御礼申し上げます。

自主返納方式を可能にするには、公職の候補者等の寄附等を禁止する公選法の適用除外をしなければなりませんが、本法案では、この適用除外を三年間に区切ることで、臨時的、例外的な措置としております。このことにより、公選法の寄附禁止規定の原則を変えることなく、自主返納することを可能としています。

また、自主返納することで経費節減に対する確実性が薄まるとの指摘がありますが、確実性を高めるために、法律上に月七万七千円の自主返納額の目安を設けています。さらに、参議院全体の経費の更なる節減のための検討条項を法文上明確に規定しており、これにより、今後更に検討が加えられ、必要な措置が講じられることになると考えております。その結果、自主返納、そして更なる経費の節減措置が講ぜられるところで、全体として定数増に伴う経費の増大分については十分パワーでないと考えています。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 東徹君。
(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会・希望の党の東徹でございます。

私は、会派を代表して、日本維新の会・希望の党提出の歳費法改正案について賛成、自由民主党・国民の声・公明党・無所属クラブから提出の法案については反対の立場から討論いたします。

最初に、昨年の参議院議員定数六増について申します。

我が国は、これからますます少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎えており、財政も厳しいことを理由に、与党は、この秋に消費税を増税して、更に国民の負担を増やそうとしております。

そのような中で、都道府県でも市町村でも、議員定数の削減に向けた努力が行われています。衆議院でも議員定数削減が行われています。

ところが、昨年、自民党と公明党は、参議院議員定数六増法案を強硬に採決し、成立させました。日本維新の会は、徹底して反対いたしました。こんな暴挙が行われることに対して、憤りどころか、参議院は終わつたとも思いました。

ただでさえ、参議院は衆議院のカーボンコピーとややされ、参議院の不要論も言われる中で、こんな暴挙が行わられるぐらいいなら、早く一院制にした方がましだと、そう思いました。

繰り返しになりますが、与党はこの秋に消費税を一〇%に増税して、国民の負担を増やそうとしています。それにもかかわらず、議員定数を増やすという与党の考えは、根本的に間違いで、中でも、全国比例の定数を増やすことは、合区である自民党議員の救済策でしかなく、議員の身分を守るという保身政治そのものの、あり、議員の身分、議員定数そのものが既得権と考えていることがよく分かりました。

次に、自公案について申し上げます。

この案は、月七万七千円を参議院議員だけで自主返納することとしています。七万七千円とした理由は、定数を増やしたことによって増える経費をその分だけ削減しようという、全くせこい考え方によるものです。そこには、国民の税金で参議院を運営させていただいているという意識もなければなりません。

ば、国民の負担を今よりも抑えるために今より経費を削減しようという発想も全くありません。

自民党は、何らかの対処がこの国会でできなければ、定数増に伴う経費の増大に対して手を打つことができずに国会が終わってしまうことを憂慮したと言いますが、自分たちで勝手に定数を増やしておいて、参議院選舉目前に自分たちが国民党から批判されることを恐れただけの選挙対策でしかありません。

しかも、自公案では、返納された総額のみ公表するということで、実際に参議院議員全員から毎月七万七千円がきちんと返納されているか、確認することができます。毎月七万七千円を参議院議員全員が返納して初めて、増えた三人分の経費を貪らうことができるので、誰かが返納しないければ、定数増に伴う経費の増加分を国民の負担にしないという当初の目的すら達成することはできません。

しかも、自民党は、自主返納されず、増えた経費分に返納額が足りなかつた場合に、参議院全体の経費節減によってその分を貪つていくと答弁しています。参議院の経費節減は、国民の税金で運営している以上、議員定数が増えようが減るようが常に行わなければならないことであつて、國民から批判されるのを避けるためにやることではありません。

また、返納期間は三年間に限定されていますが、その三年後には更に三人も議員定数が増えるのですから、全く訳が分かりません。とにかく議員定数を増やしたことへの国民の反発をそらしただけで、その魂胆が見え見えです。

この法案審議で、自民党と公明党の考えというものがよく分かりました。それは、議員の身分や議員定数が既得権であるという考えはもちろんのこと、参議院の予算さえも既得権であると考えておられる姿です。

いることがよくよく分かりました。

参議院では、議員定数を六人も増やしたのですから、衆議院よりも先に、しかも大胆に経費節減をやるべきなのに、衆議院ではペーパーレス化が決まりたにもかかわらず、参議院ではその議論さえこれからです。こんな情けない話はありません。

参議院の与党である自民党、公明党、あなたたちは議員定数を増やしておいて、一体何をやっているんですか。

日本維新の会は、昨年の夏に、歳費二割削減を含めて、その他の経費の節減をすれば三十六億円もの経費を削減する案を既に提出させていただいているります。

また、東日本大震災を受けて、一旦は国会議員全員一致で歳費を二割削減しましたが、たつた三年で、自分たちだけは歳費削減をやめ、国民には総額七・五兆円もの復興特別所得税を令和十九年まで続けようとしています。しかも、消費税は、あれから五%から八%に引き上がり、そしてこの秋には一〇%に引き上げようとしています。

これに対しても、日本維新の会は、平成二十六年四月に歳費削減が終わつてからも、独自に、身を切る改革の一環として歳費の二割削減を今も続けています。そして、衆参の国会議員の歳費から削減した額を、一旦は党に集めた上、党から宮城県石巻市や福岡県朝倉市、岡山県倉敷など被災地に寄附しています。今後寄附を予定している額を含めると、総額一億円を超える見込みです。

我々の法案は、衆参共に歳費を二割削減する内容となっています。これは、東日本大震災の発生を受けて平成二十六年四月まで行っていた歳費の二割削減を引き続くものであり、徹底した行政改革を行うための身を切る改革の一環です。この法案は、自公案のよう単に定数増による経費の増加分だけを減らそうというやうなものではありません。この法案は、我々は平成二十八年九月二十六日に初めて提出しました。その後三年間で、今回除いても過去に四回提出してきましたが、毎回無視されてきました。

国民に税金による負担だけを押し付け、自分たちは自返納といふ甘いやり方でお茶を濁そうとする、ごまかす自民党・公明党案には強く反対し、そして、是非とも参議院議員の皆様には我が会派の法案に御賛同いただきます旨を申し上げ、討論とさせていただきました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 舟山康江君。

(舟山康江君登壇、拍手)

○舟山康江君 国民民主党・新緑風会の舟山康江です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました日本維新の会・希望の党提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に反対、自由民主党・国民の声、公明党、無所属クラブ提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、以下自返納法案に賛成、立憲民主党・民友会・希望の会提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

先ほど、この討論が始まる前、少なくない数の自民党議員が本会議場を一気に退席いたしました

た。何をされていたのかよく分かりません。ただ、一部の議員は口をもぐもぐ動かしながら本会議場に戻っていました。そもそも、今回の法案を提出するとともに、参議院の経費を削減する目的から、四月十八日に選挙期間を三日間短縮する法案も提出いたしました。このように、抗議をしたいと思つております。

さて、平成二十四年十二月、身を切る改革に対して当時の安倍自民党総裁が賛成をされたことから、解散・総選挙が行われました。身を切る改革。ですから、私たち国民民主党・新緑風会は、そもそも、昨年七月の公選法改正、すなわち、合区によりあぶれた県の候補を救うためにつくられた特別枠を設けるために定数を六人増やすという、ゲリマンダーをほうふつさせるような御都合主義で党利党略の定数六増法には反対をいたしました。そのため、今国会においても、平成三十一年二月八日に定数六減法案を提出させていただいている

院運営委員会で趣旨説明を行うことを決定しました。

これに對して、私たち国民民主党・新緑風会は、さきに述べたとおり、同日、二月八日に定数六減法案を提出するとともに、参議院の経費を削減する目的から、四月十八日に選挙期間を三日間

短縮する法案も提出いたしました。このように、私たち、ただ反対するのではなく、最良の方法を模索し、議論を求めてまいりました。

しかし、我が会派の努力もむなしく、自民党と公明党は数の力で押し切り、四月二十二日に、議院運営委員会で趣旨説明を行つことを決定しました。

このよくな議員の身分に関わることに対しても、与野党が対立する中で決定されることには問題があり、何とか与野党の合意形成ができないのか、

そのことを議論の場である議院運営委員会理事会において我が会派の櫻井理事から何度も何度も粘り強く提案をさせていただきました。途中経過に

関しては、強硬に議院運営委員会での審議を押し

切りうとするなど、その運営には断固抗議の思い

もありますが、最終的には、自民党と公明党の皆

さんが歩み寄りの姿勢を見せ、当初の案を取り下

げられることに対する感謝を申し上げたいと思

います。

しかしながら、改めて誤解のないように申し上

げたいと思いますが、私たちは定数を元に戻すの

が最もだと考えており、その思いは今も全

く変わっておりません。今からでも遅くありません

。多くの地方議会が定数削減の努力を行つてい

る中、参議院だけが例外ではないはずです。何ら

合理的理由のない中でのこの定数増を元に戻す決

断を行つべきだと思います。

その上で、今回の自返納法案に苦渋に満ちな

がらも賛成する理由を以下述べさせていただきま

す。

上述のとおり、今回の歳費削減をめぐる議論の指摘されていました。

令和元年六月五日 参議院会議録第二十三号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

ますが、こうしたこれまでの与野党の歩み寄りに理解を示していただけず、五月三十日になつて提出されるという極めて唐突なものであり、賛成でききないものであつたことは指摘をさせていただきたいと思います。

また、日本維新の会から提出された歳費二割削減法案に関しては、東日本大震災からの流れをくむものであり、一定の理解を示したいと思ひます。しかし、今回の改定はあくまで六増法案の附帯決議に対する措置であり、この歳費の削減に関しては衆参共通の課題として議論されるべきものと考えております。

最後に、定数増を決めた昨年七月の公職選挙法改正の附帯決議の「二、今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのつとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと。二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行う」という共通認識に立ち返るべきだと考えております。

その上で、改めて問題提起をさせていただきま

す。二院制の意味を考えれば、人口に対する一票の較差、すなわち投票価値の平等だけを論じることに強い違和感を覚えます。世界で二院制を採用している国の制度を見てみると、アメリカに代表されるように、下院は人口割り、上院は地域代表制になつています。参議院の独立性を考えれば、一票の較差の視点からのみ定数を考えることに問題があると私は感じております。

私は、山形県選出の議員ですが、このまま人口だけを勘案して定数を定めるのであれば、地方の声はどんどんと小さくなってしまいます。定数削減、参議院選舉期間の短縮、そして参議院の経費節減に与野党各会派が真剣に向き合つただけではな

く、附帯決議にもあるとおり、参議院の役割、在り方も含めて、立法府として早急に真剣に議論していただきこと、これは全ての会派にお願いを申し上げ、私の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（伊達忠一君） 井上哲士君。

〔井上哲士君登壇、拍手〕

○井上哲士君 日本共産党を代表して、まず、自民、公明、無所属クラブ提出の法案について反対の討論を行います。

本法案のそもそも出発点は、昨年、自公などの賛成で強行された参議院選挙制度の改悪であります。

参議院選挙制度については、議長の呼びかけによる各派代表者懇談会で参議院改革協議会を設置し、選挙制度専門委員会で、有識者も招き、十七回にわたる議論が行われきました。

ところが、自民党は、この協議の中で各党会派間で大きく意見が異なる憲法改定を前提とする案を示すのみで、合意形成に関する最大会派としての責任を全く果たそうとしませんでした。さら

に、自民党は、専門委員会報告作成後、それまで一切提示のなかつた案を突然改訂協議会に提示しました。野党は、引き続く会派間協議を求めました。野党は、これに背を向けて法案を提出し、倫理選挙特別委員会の職権開催を繰り返した上、野党の反対の中、審議を打ち切り、委員会討論も封じるなどして強行的採決を行つたのであります。

参議院選挙制度をめぐつて何が求められているのか。二〇一四年の最高裁判決は、都道府県単位で各選挙区定数を設定する現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法措置により、違憲状態にある一票の較差の是正を求めました。抜本的改革こそ求められてきたのであります。

しかし、強行された法案は、合区も残し、基本的制度を維持したまま、比例代表選挙に特定枠を盛り込んだものであり、求められる抜本改革には全く値しません。特定枠の導入は、合区で立候補できない自民党の議員・候補者を救済するための党利党略にほかなりません。

大体、現行の非拘束名簿は、二〇〇〇年に自民党が提案して強引に導入したもので、当時、国民党の提案者は、国民の多元的な意思を政治に反映するために現行の拘束名簿式を非拘束名簿式に改め、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とするのを決断したと述べました。ところが、今回の、政党が当選者を決める特定枠の導入の理由についても、全国的基盤を有しない有識者の方も当選しやすくなる、多様な民意を国政に反映させるとしています。同じ多様な民意の反映を理由にして拘束名簿を廃止しておきながら、今度は逆に特定枠を導入する。まさに、支離滅裂、御都合主義極まりと言わなければなりません。

自民党は、特定枠について、国政上有為と云う得る人材の当選の機会を高めるとも言いました。しかし、実際の自民党の特定枠の擁立状況を見れば、合区対象県で選挙区候補にならない県からの擁立となつており、我々が指摘したとおり、救済のためであることは明白であります。

このように、やり方も内容も党利党略、新聞各紙も、当時、参議院の私物化に等しい、党の事情を優先、露骨なお手盛り、裏口入学と厳しく批判しました。強行直後の世論調査ではいずれも国民の厳しい声が示され、毎日では、改正公選法を評価しない六七%、評価する一八%という結果でした。

いまだに全く解消されていないこうした国民の強い批判をかわすために、定数増による経費分と

して、参議院議員の歳費を月七万七千円、三年間削減するというのが当初の案であります。これにより、衆参の議員の歳費が異なり、三権の長である衆参議長の歳費にも差ができることになります。それに対し、国民の代表である国会議員は平等の地位を有するにもかかわらず、衆参で歳費が異なるのは憲法違反などの批判が広がる中で撤回を余儀なくされ、自主返納とする案を提出し直したものであります。

しかし、出発点が党利党略の参議院選挙制度改正だという問題は、如何に解消をされておりません。五月二十四日付けの毎日は、社説で、昨年の公選法改正は自民党的自己都合と言ふほかないとした上で、「いざ選挙が近づくと批判が怖くなり、歳費返納で何とかごまかそうとしているわけだ。」と書きました。

本法案は、党利党略の特定枠のための定数増に対する批判をかわすために歳費を扱うものであり、徹頭徹尾、党利党略と言わざるを得ません。到底許されるものではありません。

歳費の問題を議論するには、国会議員とは何か、歳費とは何かという根本問題から、衆議院を含め、各党会派の参加の下で丁寧に行う必要があります。国会議員は国民の代表であり、その選び方はいかに国民の民意を正確に反映するかが問わなければならない。

憲法四十四条は、国会議員の資格を、財産や収入等で差別してはならないと明記しております。憲法四十九条は、「両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受けれる。」と定めています。これは、労働者など、資力のない国民が国民の代表として活動することを保障したものであります。

また、国会法三十五条は、「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない歳費を

材の自給率が低下し、林業事業体も減少して山元が活気を失う中で、やつと伐期を迎えた国有林を活用して何とか山元を元気にしたいという思いは我が党も同じであります。

しかしながら、本法律案の提出の経緯や内容には問題が多く、本法律案には反対せざるを得ません。公益的機能の維持を最大限に発揮さ

以下、反対の理由を申し述べます。

第一の理由は、この法律案が未来投資会議の提案から始まつたものであり、この提出経緯に非常に問題があることです。

林政審議会の施策部会においても法律案の検討がなされました。その場において、施策部会長であつた土屋俊幸東京農工大学教授は、かなりトップダウンで政策の枠組みが決まつてしまつたというのが現実にあると発言されています。御案内のとおり、この法律案は、未来投資会議の竹中平蔵氏が主張してきた国有林の民間開放が発端となつています。このことについて土屋教授は、森林や林業や山村の専門の方でない方がかなりこういう突っ込んだ戦略を出してきて、それを受けて我々が、若しくは林野庁、農林水産省が新たな政策を検討しなくてはならないという状況というのを、やはり転倒していると発言されています。

そもそも、この法律案には、国有林野は国民の共通財産であるという視点が欠けています。平成十年の国有林野事業の抜本的改革で、国有林野の管理経営の方針は、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の重視へと大きく転換しました。公益的機能の維持増進が主で、林産物の供給は従という位置付けです。

国有林野は国民共通の財産です。国民共通の財産を、林業経営者の育成という名の下に、一部の企業のために、もうけ最優先で使うことは許されません。公益的機能の維持を最大限に発揮さ

せながら、産出される木材をどのように使っていくのがいいか、国民全体での議論が必要です。林野庁が考え方、方針を取りまとめ、パブリックコメントなどにより丁寧に国民からの御意見に耳を傾けて法律案を作成していくくといいうプロセスを経ずして本法律案が国会に提出されたことは非常に残念です。

第二の理由は、樹木採取権の存続期間が最大五十年という長期にわたることです。

林野庁は十年を基本として運用するとしていますが、そうであれば、なぜ五十年という長い期間を上限としなければならないのでしょうか。五十年先の経済社会環境の予測は困難であり、そのような超長期間のリスクを取ることは中小規模の林業事業体には不可能です。五十年もの長期間で樹木採取権が設定されれば、手を擧げることができ大企業に独占され、中小の事業体が締め出されるという結果になりかねません。これまで地域の森林を守り、山村を支えてきた中小の事業体は、大変不安に思っています。

また、大企業といえども、五十年の長期にわたる将来まで正確に見通せるはずがありません。権利設定料、樹木料の算定の基礎となる額は樹木採取権設定の際に決まりますが、五十年先を見越して適正な額を設定することが果たしてできるのでしょうか。五十年の間に木が倒れる、枯れる、生育不良等により、最初の想定どおりに木が育たず、十分に木材が得られないことも起こり得ます。また、大企業自身も、倒産や事業不採算によって伐採や再造林が行えない事態も生じ得ます。そういう不確実性がある中で、五十年といふのはやはり長過ぎます。

林業事業体の方からも、十年ならばメリットが大きいといふ声は聞きますが、五十年を希望する林業事業体の声など聞いたことがありません。な

ぜ五十年を上限とするのか、委員会の審議において納得できる答弁は得られませんでした。上限

が十年で十分なものか五十年とするとの裏には、特定の企業のみに五十年間の樹木採取権を設

定しよう、今後、国有林を民間開放するための一

ステップとしたいという思想があるのでない

か、こうした疑惑拭い去ることができません。

第三の理由は、樹木採取権がみなし物権であり、売買や権利移転が可能であることです。樹木採取権の権利が移転された場合に、権利を引き継いだ事業体が同様の施設を行うことができるので、権利の行使に何らかの歯止めがないと心配です。法律案では、権利移転の際には農林水産大臣の許可が必要とされています。仮にこの法律案が成立してしまったのであれば、林野庁には、権利移転に当たって、事業の実施能力、公益的機能の維持、地域産業振興への寄与等についても同様であるか見極め、その後も調査等を行い、施設が適切に行われていない場合には権利を取り消すなど、厳格な運用を求めたいと思います。

最後に、国有林は、木材を供給する機能があると同時に、国土保全、国民にきれいな水や空気を提供すること、生物多様性の保全、そして災害防護という多面的な機能を有しております。これを十分に發揮させることが非常に重要です。

国有林は、全国一律ではなく、生えている木の種類も違えば、斜度、気候条件、地盤等も様々です。切りやすい森林で木材を伐採し、搬出することももちろん必要です。しかしながら、そこに入手を取られて、路網がない森林や急斜面の森林等、条件の悪い森林について、これは広葉樹林化、針葉混交林化するということだと思いますが、こういう森林の整備が行われず、放置されてしまうようでは困ります。

本法律案は、未来投資会議の発案の下、不必要的機能の維持、地元の中小林業事業体の活動等を脅かす危険性のある法律案です。このような法律案には反対せざるを得ないことを申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

会派を代表して、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

備していく必要があります。木を切ることと広葉樹林化、針葉混交林化するところをゾーニングし、それぞれの森林に合った施設を行うこと、こ

うした施設を実施するため十分な人手を確保する

ようにすることを政府に強く求めます。

現行の国有林の伐採のルールについて、改善すべき点があります。

現行のルールでは、五ヘクタール以下であれば皆伐も可能とされていますが、五ヘクタールといえばかなりの広さです。皆伐により山がはげ山になるような事態になると、災害が起これやすくなります。委員会の質疑においては、林業をしっかりと学び、山のことを知り尽くした高齢者や憲参りから、皆伐といつても山頂付近は切らない、伐区を分散させるなど、自然への影響が少ない施設を行っているとの指摘がありました。

森林の公益的機能を維持、発揮させるために、皆伐も可能とされていますが、五ヘクタールといえればかなりの広さです。皆伐により山がはげ山になるような事態になると、災害が起これやすくなります。委員会の質疑においては、林業をしっかりと学び、山のことを知り尽くした高齢者や憲参りから、皆伐といつても山頂付近は切らない、伐区を分散させるなど、自然への影響が少ない施設を行っているとの指摘がありました。

森林の公益的機能を維持、発揮させるために、全国一律にルールを適用させるのではなく、地形、傾斜、気候条件等も考慮して、森林の特性に応じた施設が行われるよう、林野庁としてしっかりと計画を作り、指導を行っていく必要があります。

森林の公益的機能を維持、発揮させるために、全国一律にルールを適用させるのではなく、地形、傾斜、気候条件等も考慮して、森林の特性に応じた施設が行われるよう、林野庁としてしっかりと計画を作り、指導を行っていく必要があります。

冒頭、日米貿易交渉について述べます。政府は、昨年九月の日米共同声明以来、日米貿易交渉において、TPP以上の関税引下げに応じないことを基本方針としています。

それなのに、五月の日米首脳会談に際して、トランプ大統領は、アメリカはTPPに拘束されないと述べました。四月の日米首脳会談でも、日本は米国の農産物に巨額の関税を課している、その関税を撤廃したいと求めました。日米共同声明に反する発言なのに、安倍総理はなぜ反論しないのでしょうか。

それだけではありません。トランプ氏は五月二十七日にツイッターで、日本との貿易交渉ですばらしい進展があつた、農業と牛肉で特に大きい、日本の七月の選挙後に大きな数字を期待していると発信し、共同記者会見では、恐らく八月に両国にとってすばらしいことが発表されると答えました。密約があつたのではないかと疑われても仕方がありません。

アメリカの求める農産物の大幅な譲歩を選挙が終わるまでは口をつぐみ、終わつたらアメリカの要求を丸のみする、こんな亡国の農政は許せません。

予算委員会は二か月以上開かれていません。国民への説明責任を果たすためにも、予算委員会の開会を強く求めます。

以下、本法案に反対する理由を述べます。

理由の第一は、本改正案が、またしても規制改革推進会議に基づく官邸主導の現場を無視した改革案であるからです。

農林水産省の諮問機関である林政審議会会長の土屋俊幸東京農工大学教授は、衆議院の参考人質疑で、今回の改正案が未来投資会議の提案で始まつたことに言及し、トップダウンで行われた、長い複雑な成立経緯と多様な公益的機能を併せ持

つ国有林の重要な経営判断は少数の非専門家に委ねるべきではないと不快感を示しました。参議院の参考人質疑で、泉英二愛媛大学名誉教授は、竹中平蔵氏が求めたコンセッション、PFI法の特例法だと指摘しました。

国有林をもうけの対象として開放するために、国有林の現場と役割を無視する強権的な手法を認めることはできません。

第二の理由は、昨年成立した森林經營管理法を補完するものであり、一部の大規模な林業経営者の利益のために、国民の共有財産を売り渡すものだからです。

改正案は、経営規模を拡大する林業経営者に、五十年にも及ぶ樹木採取権と樹木採取区を新たに与え、排他的、独占的に經營することを認めていきます。

国民の共有財産である国有林を、一部の林業経営者の利潤追求の道具にしてはなりません。地域に根差した森林所有者、中小林業経営者よりも、安価な木材を求める大手木材メーカーや大規模なバイオマス発電会社の利益を優先することになります。

また、林野庁は、樹木採取権を、長期的に安定的なる権利とするために物権とみなすと言つていますが、それでも、泉参考人は、物権とするというのには、巨額の資金を借りるために必要で、外資の参入も見込まれると指摘をし、また、鷲島正浩信州大学特任教授も同様の認識を示されました。国民の財産を外資に売り渡してはなりません。

第三の理由は、国有林が持つている役割、使命が果たせなくなるからです。

国有林には、第一に公益的機能を發揮する、第

二に林産物を持続的、計画的に供給する、第三に地域振興、住民の福祉の向上に寄与するという使命があります。

まず、公益的機能です。森林には、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化抑制、生物多様性の保全など多面的な機能があります。

本法案で、広大な国有林の樹木採取権を取得した林業経営者に伐採後の植栽を義務付けていません。再造林がなされなければ、どうなるでしょう。山が荒廃するのは明らかです。林野庁は、林業経営者に対して樹木の採取と植栽を一体に行うよう申し入れると言います。伐採して利益を上げるのであれば、山が荒廃しないよう植栽を義務付けするのは当たり前です。

与党推薦の参考人は、課題として、国有林の公益的な機能を担保することが前提だ、これを重視して慎重に対応していくことが大事だと述べました。泉参考人も高橋和憲参考人も、造林の担い手がない、集まらない、皆伐して再造林するといふにも出てくる問題だと日々に言わされました。担い手の確保対策こそ不可欠です。

数ヘクタールの再造林でも、苗木が鹿に食べられて樹木が育たない山があるという指摘があるのに、数百ヘクタールにも及ぶ国有林を伐採すれば、国有林が持つている公益的機能が損なわれかねません。

また、林野庁は、樹木採取権を、長期的に安定的なる権利とするために物権とみなすと言つています。それに拍車を掛けるのが、森林の多面過剰によって、木材価格の低下に苦しむことになります。冷やし玉は、既に、輸入材の関税を削減し撤廃するTPP11、EU・EPAの効効によつて投げられています。日本の林業経営者は、関税削減による輸入の急増、国有林野からの供給过剩によって、木材価格の低下に苦しむことになります。冷やし玉は、既に、輸入材の関税を削減するのではなくでしょうか。地域振興に反することをやめるべきです。

歴代政権の外材依存政策の下で木材価格の低迷が続き、林業労働者が減少するなど、危機に瀕しています。それに拍車を掛けるのが、森林の多面的な機能を著しく軽視し、利潤拡大を優先する安倍政権の林業の成長産業化路線です。

森林の公益的機能を持続的に發揮させることは、森林・林業者だけでなく国民共通の願いであり、国際的な合意もあります。森林資源が増大している今こそ、外材を国産材に置き換える実効性ある対策や、規模拡大を目指す林業経営者だけでなく、現状を維持しながら自分に合った経営をしている自伐型林業経営者を支援すべきです。

今必要なのは、安倍政権の林業成長産業化路線から持続可能な森林・林業への転換です。そのことを強く求めて、反対討論といたします。(拍手)○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

官 報 (号 外)

令和元年六月五日 参議院会議録第二十三号 議長の報告事項

令和元年六月五日 参議院会議録第二十二号

議長の報告事項

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源工エネルギーに関する調査会委員
辞任

朝日健太郎君 小野田紀美君 森まさこ君 渡邊 美樹君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
同日調査会長から次の報告書が提出された。
原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成三十年団体規制状況の年次報告を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成三十年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度水産施策についての文書」を受領した。

一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	同日調査会長から次の報告書が提出された。 原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
長崎大学で進められているBSL-4施設の建設に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第六五号)	陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する質問主意書(青木愛君提出)(第六六号)	同日内閣から次の報告書が提出された。
参議院議員又市征治君提出「海洋建築物の取扱いについて」に関する質問に対する答弁書(第六一号)	参議院議員櫻井充君提出あはき法に関する質問に対する答弁書(第六二号)	同日内閣閣から、水産基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成三十年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度水産施策」についての文書を受領した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。	一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律	同日内閣から、水産基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成三十年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度水産施策」についての文書を受領した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	同日内閣から、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成三十年一月一日から同年十二月三十日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。	同日内閣閣から、水産基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成三十年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度水産施策」についての文書を受領した。

官 報 (号 外)

官報(号外)

に百分の二十を乗じて得た額に相当する額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする)を減ずる。

各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、第十二条の二第二項及び第十二条の四の規定にかかわらず、前項の規定の適用がある間(次項において「適用期間」という。)、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする)を減ずる。

第十二条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、適用期間において第十二条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする)を減じた額」とする。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

令和元年六月三日

議院運営委員長 末松 信介

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和四年七月三十一日までの間に

おいて、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること

等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができる

ようにするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

令和元年五月二十八日

発議者

岡田 直樹

堀井 嶽

贊成者 橋本 聖子

西田 実仁

里見 隆治

岡田 広

大野 泰正

馬場 成志

二之湯 武史

酒井 康行

中泉 松司

岩井 茂樹

岩井 治子

井原 亨

北村 経夫

賛成者 橋本 聖子
吉田 博美
石井 準一
岩井 茂樹
大野 泰正
馬場 成志
二之湯 武史
酒井 康行
中泉 松司
岩井 浩郎
松村 祥史
石井 浩郎
岡田 広
岡田 実仁
里見 隆治
西田 実仁
堀井 嶽
岡田 直樹

宇都 隆史

江島 潔

小川 克巳

佐藤 啓

宮崎 勝

伊藤 孝江

高瀬 弘美

平山 佐知子

竹内 真二

三浦 信祐

熊野 正士

藤木 真也

石川 博崇

佐藤 啓

長峯 誠

中西 祐介

中西 祐介

宇都 隆史

江島 潔

小川 克巳

佐藤 啓

宮崎 勝

伊藤 孝江

高瀬 弘美

平山 佐知子

竹内 真二

三浦 信祐

熊野 正士

藤木 真也

石川 博崇

佐藤 啓

長峯 誠

中西 祐介

3

改正後の歳費法附則第十五項の規定による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和四年七月三十一日までの間に

おいて、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること

等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができる

ようにするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年六月三日

参議院議長 伊達 忠一殿

議院運営委員長 末松 信介

要領書

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額、内閣総理大臣の俸給月額並びに最高裁判所長官の報酬月額を減額しようとするものであるが、適切な措置と認められない。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額、内閣総理大臣の俸給月額並びに最高裁判所長官の報酬月額を減額しようとするものであるが、適切な措置と認められない。

要領書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

令和元年五月三十日

参議院議長 伊達 忠一殿

議院運営委員長 末松 信介

要領書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年六月三日

参議院議長 伊達 忠一殿

十二 公益重視の管理経営はもとより、地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

右決議する。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 分収造林(第九条—第十七条)」を「第二章の二 樹木採取権(第八条の五—第八条の二十六)」に改める。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の一 樹木採取権

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」といふ。)を設定することができる。

前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木

が採取された後に当該採取跡地に植栽(人工下種を含む。以下同じ。)された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者(以下「樹木採取権者」という。)から権利設定料を徴収するものとする。

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する画面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。)の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。)及び木材製品利用事業者等(同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。)との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定期的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理(森林について自然的経済的社會的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有するこ

とを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)

六 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。)及び木材製品利用事業者等(同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。)との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設

の所在地、種類及び規模(当該木材生産流れる)並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらとの連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項の認定(木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共にして作成した事業計画(同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。)にかかるらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

係を確立することが確実と認められるこ

と。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に

支障を及ぼすおそれがあるものでないこ

と。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事

業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申

請書について評価し、樹木採取権の設定を受けける者を選定するものとする。
(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八条の二十二第一項第一号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)
第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとす

る。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は

当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。
(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

5 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、國に樹木料を納付しなければならぬ。

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計

画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 每年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他の農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画(次号において「施業計画」という。)が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

4 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業

(性質)
第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)
第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他的一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)
第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

2 樹木採取権の移転(法人の合併その他的一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

官 報 (号 外)

の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添え、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

2 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十一年以内とする。

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及

び処分の制限

二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

5 樹木採取権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報をいう)に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報の保護について、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。(指示等)

第七条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十一年以内とする。

(登録)

第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

口 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに

権利設定料を納付しなかつたとき。

二 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ 本に掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないと。

ヌ 正當な理由がなく、前条の指示に従わないと。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

ヌ 正當な理由がなく、前条の指示に従わないと。

ル 第八条の二十四において準用する第十

三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

3 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

4 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該

権の取消しによるものであるときは、当該

権の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合におい

支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進める。

五 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金で支払われるようにして、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。

六 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方を始めとした小規模な個人事業主やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。

七 建設業は、労働災害による死亡者数が全産業中最も多いことを踏まえ、墜落・転落、交通事故、熱中症等に係る安全対策とともに、メンタルヘルスにも留意した健康管理が適切に行われるよう、事業者等に対する指導を徹底し、好事例の収集、周知等を通じ、その取組を支援すること。

八 技術検定制度の再編を契機として若年者の積極的な登用の促進などを図り、担い手の確保や適正な施工の確保に努めること。

右決議する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月二十八日

参議院議長 伊達 忠一殿
衆議院議長 大島 理森

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(建設業法の一部改正)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特定建設業の許可(第十五

条—第十七条)」を「第四節 承継(第十七条の二—第十七条の三)」に、「第二十四条の七

を「第二十四条の八」に、「第二十七条の三十九

を「第二十七条の四十」に改める。

第五条第三号中「含む。以下」を含む。第二

十四条の六第一項において」に改め、同条第五

号を次のように改める。

五 その営業所ごとに置かれる第七条第一号

イ、ロ又はハに該当する者の氏名

第七条第一号を次のように改める。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行

うに足りる能力を有するものとして国土交

通省令で定める基準に適合する者であるこ

と。

第七条第一号イ中「専門学校を含む。以下」を

「専門学校を含む。以下」に、「大学を含む。以下」を「大学

号口において」に、「大学を含む。以下」を「大学

を含む。同号口においてに、「専門学校を含む。以下」を「専門学校を含む。同号口において」に改める。

第六章 第二節 承継

一 譲渡及び譲受け並びに合併及び分割

第十七条第一項中「一に」「いざれかに」に改める。

二 許可の譲渡

三 許可の譲受け

四 許可の承継

五 許可の譲渡

六 許可の譲受け

七 許可の承継

八 許可の譲渡

九 許可の譲受け

十 許可の承継

十一 許可の譲渡

十二 許可の譲受け

十三 許可の承継

十四 許可の譲渡

十五 許可の譲受け

十六 許可の承継

十七 許可の譲渡

十八 許可の譲受け

十九 許可の承継

二十 許可の譲渡

二十一 許可の譲受け

二十二 許可の承継

二十三 許可の譲渡

二十四 許可の譲受け

二十五 許可の承継

二十六 許可の譲渡

二十七 許可の譲受け

二十八 許可の承継

二十九 許可の譲渡

三十 許可の譲受け

三十一 許可の承継

三十二 許可の譲渡

三十三 許可の譲受け

三十四 許可の承継

三十五 許可の譲渡

三十六 許可の譲受け

三十七 許可の承継

三十八 許可の譲渡

三十九 許可の譲受け

四十 許可の承継

四十一 許可の譲渡

四十二 許可の譲受け

四十三 許可の承継

四十四 許可の譲渡

四十五 許可の譲受け

四十六 許可の承継

四十七 許可の譲渡

四十八 許可の譲受け

四十九 許可の承継

五十 許可の譲渡

五十一 許可の譲受け

五十二 許可の承継

五十三 許可の譲渡

五十四 許可の譲受け

五十五 許可の承継

五十六 許可の譲渡

五十七 許可の譲受け

五十八 許可の承継

五十九 許可の譲渡

六十 許可の譲受け

六十一 許可の承継

六十二 許可の譲渡

六十三 許可の譲受け

六十四 許可の承継

六十五 許可の譲渡

六十六 許可の譲受け

六十七 許可の承継

六十八 許可の譲渡

六十九 許可の譲受け

七十 許可の承継

七十一 許可の譲渡

七十二 許可の譲受け

七十三 許可の承継

七十四 許可の譲渡

七十五 許可の譲受け

七十六 許可の承継

七十七 許可の譲渡

七十八 許可の譲受け

七十九 許可の承継

八十 許可の譲渡

八十一 許可の譲受け

八十二 許可の承継

八十三 許可の譲渡

八十四 許可の譲受け

八十五 許可の承継

八十六 許可の譲渡

八十七 許可の譲受け

八十八 許可の承継

八十九 許可の譲渡

九十 許可の譲受け

九十一 許可の承継

九十二 許可の譲渡

九十三 許可の譲受け

九十四 許可の承継

九十五 許可の譲渡

九十六 許可の譲受け

九十七 許可の承継

九十八 許可の譲渡

九十九 許可の譲受け

一百 許可の承継

一百一 許可の譲渡

一百二 許可の譲受け

一百三 許可の承継

一百四 許可の譲渡

一百五 許可の譲受け

一百六 許可の承継

一百七 許可の譲渡

一百八 許可の譲受け

一百九 許可の承継

一百二十 許可の譲渡

一百二十一 許可の譲受け

一百二十二 許可の承継

一百二十三 許可の譲渡

一百二十四 許可の譲受け

一百二十五 許可の承継

一百二十六 許可の譲渡

一百二十七 許可の譲受け

一百二十八 許可の承継

一百二十九 許可の譲渡

一百三十 許可の譲受け

一百三十一 許可の承継

一百三十二 許可の譲渡

一百三十三 許可の譲受け

一百三十四 許可の承継

一百三十五 許可の譲渡

一百三十六 許可の譲受け

一百三十七 許可の承継

一百三十八 許可の譲渡

一百三十九 許可の譲受け

一百四十 許可の承継

一百四十一 許可の譲渡

一百四十二 許可の譲受け

一百四十三 許可の承継

一百四十四 許可の譲渡

一百四十五 許可の譲受け

一百四十六 許可の承継

一百四十七 許可の譲渡

一百四十八 許可の譲受け

一百四十九 許可の承継

一百五十 許可の譲渡

一百五十一 許可の譲受け

一百五十二 許可の承継

一百五十三 許可の譲渡

一百五十四 許可の譲受け

一百五十五 許可の承継

一百五十六 許可の譲渡

一百五十七 許可の譲受け

一百五十八 許可の承継

一百五十九 許可の譲渡

一百六十 許可の譲受け

一百六十一 許可の承継

一百六十二 許可の譲渡

一百六十三 許可の譲受け

一百六十四 許可の承継

一百六十五 許可の譲渡

一百六十六 許可の譲受け

一百六十七 許可の承継

一百六十八 許可の譲渡

一百六十九 許可の譲受け

一百七十 許可の承継

一百七十一 許可の譲渡

一百七十二 許可の譲受け

一百七十三 許可の承継

一百七十四 許可の譲渡

一百七十五 許可の譲受け

一百七十六 許可の承継

一百七十七 許可の譲渡

一百七十八 許可の譲受け

一百七十九 許可の承継

一百八十 許可の譲渡

一百八十一 許可の譲受け

一百八十二 許可の承継

一百八十三 許可の譲渡

一百八十四 許可の譲受け

一百八十五 許可の承継

一百八十六 許可の譲渡

一百八十七 許可の譲受け

一百八十八 許可の承継

一百八十九 許可の譲渡

一百九十 許可の譲受け

一百九十一 許可の承継

一百九十二 許可の譲渡

一百九十三 許可の譲受け

一百九十四 許可の承継

一百九十五 許可の譲渡

一百九十六 許可の譲受け

一百九十七 許可の承継

一百九十八 許可の譲渡

消滅法人が二以上あるときは、そのいずれかが特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において、合併消滅法人等(合併消滅法人、合併により消滅することとなる法人であつて合併消滅法人でないもの及び合併存続法人をいう)が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 合併消滅法人(合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか)が国土交通大臣の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

二 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可を受けた都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次いづれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県の許可を受けているとき。

3 建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合(当該建設業者である法人(以下この条において「分割被承継法人」という))が一般建設業の許可を受けている分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか)が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人分割により建設業の全部を承継する法人をいう。以下この条において同じ)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれかが特定建設業の許可を受けている場合にあっては分割承継法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。)において同じ)が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る建設業の許可を、分割被承継法人(分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれかが

4 第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人(以下この条において「譲渡人等」という。)に係る前三項の認可について、第八条及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受けている譲渡人等に係る前三項の認可について、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」と読み替えるものとする。

5 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の二第一項の規定により付された条件(この項(次条第三項において準用する場合を含む。)の規定により変更され、又は新たに付

された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができます。この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。

6 第一項から第三項までの規定により譲渡人等の建設業者としての地位を承継した譲受人等が都道府県の許可を受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下この条において同じ)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 分割承継法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

三 分割被承継法人が二以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該都道府県知事の許可を受けた者、合併存続法人等(建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人をいう。以下この条において同じ)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定めたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可は、その効力を失う。

一 國土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)

二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業

四 建設業の許可を受けていない譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業と同一の種類のものとみなす。

とき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く)が、同時に、都道府県知事の許可を受けていない譲受人等による二以上の譲渡人等の地位を承継したとき(当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く)。当該都道府県知事の許可に係る建設業

第一項から第三項までの規定により譲受人が譲渡人等の建設業者としての地位を承継したが、譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等(当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可(当該承継前に自ら受けたものに限る))をいう。以下この項において同じくに係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日より起算するものとする。

第七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者(以下この条において「被相続人」という。)の相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者、以下この条において単に「相続人」という。)が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき(被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあっては相続人が当該一般建設業に係る建設業と同一の種類の建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあっては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の

第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

第七条及び第八条の規定又は同条及び第十一条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第二十条第一項中「ごとに」を「ごとの」に改め、「内訳」の下に並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を加え、同条第二項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

第十九条第一項中「前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継する。」を「前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継する。」に改め、「内訳」の下に並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を加え、同条第二項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

許可を受けている場合を除く)は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならぬ。

第一被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣

二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいづれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

第十六条 その他国土交通省令で定める事項 第十九条の五の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「前一条」を「第十九条の三又は第十九条の四」に改め、同条に次の三項を加える。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

第三項中「以前に」を「までに」に、「第十四号」を「第十六号」に改める。

第二十条の三に次の二条を加える。

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

第二十四条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

第三章第二节中第二十四条の七を第二十四条の八とし、第二十四条の六を第二十四条の七とする。

第二十四条の五第一項、第二項及び第四項中「前条第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人につけた第十九条の三、第十九条の四、第二十条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう)公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、

官報 (号外)

当該下請負人に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。
第二十五条の四第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施による支障を生ずるおそれがないものとして政令で

二項各号」に改め、同条第五号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の十六とする。

の六とする。
第二十六条の四中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三を第二十六条の四とする。

第二十五条の四第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

定める数を超えるときは、適用しない。
第二十六条の二十一第一号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第二号中「第二十六条の九」を「第二十六条の十」に改め、同条第三号中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に改め、同条第四号中「第二十六条の十五」を「第二十六条的十六」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第五号中「第二十六条的十七」を「第二十六条的十八」に改め、同条を第二十六条の二十二」とす。

五とする。
第二十六条の十三中「第二十六条の六第一項」を「第二十六条の七第一項」に改め、同条を第二十六条の十四とし、第二十六条の十二を第二十六条の十三とし、第二十六条の十一を第二十六条の十二とする。
第二十六条の十第一項中「以下」を次項において」に改め、同条を第二十六条の十一とす。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。
第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び
下請負人(建設業者である下請負人に限る。
以下この条において同じ。)は、その合意によ
り、当該元請負人が当該特定専門工事につき
第二十六条第一項の規定により置かなければ
ならない主任技術者が、その行うべき次条第
一項に規定する職務と併せて、当該下請負人
がその下請負に係る建設工事につき第二十六
条第一項の規定により置かなければならない

に実施するためには必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

第一二十六条の二十第一項中「職員が」を削り、「場合において」を「職員」に改め、同条第三項中「解釈して」を「解して」に改め、同条を第二十六

二号」を「第二十六条の七第二項第一号」に改め、同条を第二十六条の十とする。

第二項の規定により置かなければならぬこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることがで
きる。この場合において、当該下請負人は、
第二十六条第一項の規定にかかるわらず、その
下請負に係る建設工事につき主任技術者を置

者ら直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ

第二十六条の十七第一項中「第二十六条の十一を第二十六条の十二」と、「第二十六条の十九を第二十六条の二十」とし、第二十六条の十八を第二十六条の十九とする。

め、同条を第二十六条の九とする。
第二十六条の七第一項中「第二十六条第四項」
を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六
条の八とする。

第二二二条第一項の規定に依るて、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

「第一項」を第二十六条の二に、「第二項」を第二十六条第五項に改め、同条を第二十六条第十八項とし、第二十六条の十六を第二十六条の十七とする。

第二十六条の六第一項中「第二十二条の四」を「第二十六条の五」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第三号イ中「第二十六条の四」を「第二十六条の五」に改め、同条第二項第二号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条の七とする。

の施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の

⁴ 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者(同項)に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二十六条の五中「第二十六条第四項の登録」を「第二十六条第五項の登録」に改め、同条第二号中「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第三号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を第二十六条

約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。)が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するためには締結した下請契約の請負代金の額

が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

5 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることはできる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

6 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に關し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

8 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

第二十七条第二項中「学科試験及び実地試験について行う」を「これを分けて第一次検定及び第二次検定とする」に改め、同条第五項中「第一

項の検定」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、「者は」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の検定」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、「者に」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の検定」を「第一次検定」に改め、「者に」の下に「そぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

第二十七条の二第一項中「学科試験及び実地試験」を「第一次検定又は第二次検定に必要な試験」に改める。

第二十七条の十二第二項を次のように改める。

2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十七条の十二第二項を削る。

第二十七条の二十二中「学科試験若しくは実地試験」を「第一次検定若しくは第二次検定に改める。

第二十七条の二十二中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改める。

第二十七条の二十四第一項中「第二十六条の五」を「第二十六条の六」に改める。

第二十七条の三十二中「第二十六条の五、第二十六条の七から第二十六条の十六まで及び第二十六条の十九から第二十六条の二十一まで」を「第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十七まで及び第二十六条の二十から第二十六条の二十二まで」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十六条の六	該当する者が行う講習は、第二十七条の二十四第一項
第二十六条の六第二号	第二十六条第五項の講習
第二十六条の六第三号	第二十六条第五項の講習
第二十六条の六第五号並びに第二十六号	第二十七条の二十四第一項
第二十六条の二十二第一号及び第四号	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六
第二十六条の八第二項	第二十七条の九の見出し
第二十六条の九	第二十六条の七第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令に国土交通省令
第二十六条の十	講習の実施に係る
第二十六条の十一第一項	第二十六条の七第二項第一号及び第二号又は第三号
第二十六条の十一第一項、第二十二条	第二十七条の三十一第三項
第二十六条の十一第二項及び第五号	講習規程
第二十六条の十一第二項及び第十五号	第二十六条の七第二項第一号及び第二号又は第三号
第二十六条の十一第二項及び第十七号	講習
第二十六条の十一第二項及び第十一号	経営状況分析の業務に
第二十六条の十一第二項及び第十五号	講習
第二十六条の十一第二項及び第十一号	経営状況分析の業務に
第二十六条の十一第二項及び第十五号	経営状況分析の業務に
第二十六条の十四	講習が第二十六条の七第一項
第二十六条の十三第二項	第二十七条の三十一第二項に規定する建設業者
第二十六条の十四	登録経営状況分析機関が第二十七条の三十一第二項

令和元年 5月

四二

(号) 報 外

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告

目 次

第1 調査の経過	1
第2 調査の概要	3
1 参考人からの意見聴取及び主な議論	3
(1) 気候変動と資源エネルギー (平成31年2月13日)	
意見の概要	
公益財団法人地域環境産業技術研究機構システム研究グループ グルーバリーダー・主席研究員 秋元圭吾 参考人.....	3
東京大学公共政策大学院教授 有馬純 参考人.....	8
特定非営利活動法人気候ネットワーク理事 平田仁子 参考人.....	14
主な議論	20
 (2) 資源エネルギーの安定供給 (平成31年2月27日)	
意見の概要	
九州大学大学院工学研究院准教授 渡邊裕章 参考人.....	37
横浜国立大学大学院工学研究院教授 大山力 参考人.....	41
京都大学大学院経済学研究科特任教授 安田陽 参考人.....	46
主な議論	52
2 政府に対する質疑	65
3 委員間の意見交換	77
第3 提言	86

参議院資源エネルギーに関する調査会

第1 調査の経過

参議院資源エネルギーに関する調査会は、原子力等エネルギー・資源に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会（臨時会）の平成28年9月26日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の1年目においては「資源エネルギー情勢と我が国への対応」を調査項目として取り上げて調査を行い、平成29年5月31日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の2年目においては「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目として取り上げて調査を行い、平成30年6月6日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の最終年に当たる3年目においては「我が国資源エネルギーの展望」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第198回国会（常会）においては、平成31年2月13日、気候変動と資源エネルギーについて、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループアグリーフリーダー・主席研究員秋元圭吾君、東京大学公共政策大学院教授有馬純君及び特定非営利活動法人気候ネットワーク理事平田仁子君から、2月27日、資源エネルギーの安定供給について、参考人九州大学大学院工学研究院教授渡邊裕章君、横浜国立大学大学院工学研究院教授大山力君及び京都大学大学院経済学研究科特任教授安田陽君から意見を聴いた後、各参考人に對し質疑を行った。

また、資源エネルギーに関する実情調査のため、平成31年2月14日、茨城県において、國立研究開発法人産業技術総合研究所を訪問し、メタンハイドレートの調査研究等に關する視察を行った。

次いで平成31年4月24日、この3年間の調査を踏まえ、エネルギー基本計画・エネルギーミックス、再エネ、火力発電の現状、エネルギーをめぐる国際情勢と

我が国の安定確保策、地球温暖化関連政策の概要、温室効果ガス排出削減に関する各國の目標及び我が国の対外アプローチの在り方等について、機関経済産業副大臣及び城内環境副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聽いた後、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、平成31年4月24日、報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、エネルギー選択に当たり複数のエネルギーを組み合わせることの重要性、地球温暖化対策の観点からは原発の可能性を残していくおく必要性、パリ協定長期成長戦略案の不透明な作成経緯、ダムにおける水力発電の活用及び地域における再エネ導入促進の必要性、地球温暖化対策と経済成長の両立における技術革新の不可欠性、政府の原子力の発電コスト試算への意義及び現実的なコストの再検証の必要性、再エネ普及や脱炭素化のための技術革新に国を挙げて取り組む必要性、エネルギー政策に対する国民の理解が深まるような発信の重要性、最重要課題としてエネルギー自給率の向上に取り組む必要性、再エネの主力電源化を図るべく課題克服のための官民一体となった取組の加速の要望、大規模集中電源である原発の安定供給の点における非優位性、石炭火力発電の抑止措置を講じる必要性、技術の進展によるエネルギー消費増加の側面への配慮、原発の是非等を議論するに当たりテロ対策の側面からも考える必要性等について意見が述べられた。

その結果、本調査会は、「技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発」に関して提言を取りまとめた。

第2 調査の概要

1 参考人からの意見聴取及び主な議論

(1) 気候変動と資源エネルギー（平成31年2月13日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループ

グループリーダー・主席研究員 秋元 圭吾 参考人

エネルギーと気候変動関連の状況分析と今後の対応の在り方について述べる。
世界の経済成長（GDP）とCO₂排出量には非常に強い相関関係が見られる
が、2013年から2016年にかけては世界のCO₂排出量がほぼ横ばいとなっており、GDPとCO₂排出量のデカッピングが成功したのではないかとの意見も
あった。しかし、私たち地球環境産業技術研究機構（RITE）の分析による
と、世界のCO₂排出量がそれほど増えなかつた要因は、一つには中国における
大量に造り過ぎた鉄やセメントの生産調整があり、もう一つには米国における
シェールガスの価格低下に伴う石炭から天然ガスへの経済自律的なシフトがあ
る。ただ、この傾向が将来も続くと楽観的に見ているわけではなく、今後中国等
が経済発展する中で、世界のCO₂排出量は潜在的に伸び続ける状況にあると見
られる。さらに、直近の動きとして、2016年まで横ばいだったが、中国の生産調
整が一段落したことで2017年、2018年と再び増加傾向にある。結局世界のCO₂
排出量は止められていないということを理解しておく必要がある。

GDPと電力消費量の関係を見ると、GDPとCO₂排出量以上に、GDPと
電力消費量は強い正の相関関係が見られる。言い換えると、GDPを伸ばすには
何らかの形で電力消費を伸ばす必要がある、逆に言うと、電力消費が伸びること
によってGDPが伸びる。これは、近代国家である以上、経済活動にはエネル
ギーが使われ、特に電力は非常に重要な財ということである。

「GDP当たりのCO₂排出量（原単位）」について日本、米国、英国、スウェーデンを比較すると、生産ベースCO₂では日本は余り排出量が減っていないよう見えて、一方、スウェーデンは急速に改善してきているように見える。しかし消費ベースCO₂ではこれら4か国はほぼ同じ傾向にある。日本が2011年以降、原発停止により化石燃料で代替せざるを得なかつたことでCO₂排出量が増えていることが異なるが、それ以外の部分ではほぼ同じペースで下がってきており、スウェーデンや英国等に見劣りするような動きは示していない。

次に、コストについて見ると、英國の産業部門別のエネルギーコスト負担率と成長率との関係については、エネルギーコストを負担していない産業部門は成長率が高い一方、素材産業等、エネルギー消費量が大きい産業は低成長になっている。金融、保険、人材派遣業等のエネルギー消費が少ない産業は成長率が比較的高い。英國は、歐州統合の中にいて、金融業や保険業が非常に成長するという形で経済成長しているが、代わりに製造業がエネルギーコスト負担によってかなり苦しんでおり、ドイツも同様である。

上記について全体的に解説すると、英國は電力コストが非常に上昇してきているが、その他の経済影響を、金融や保険を含むサービス部門の競争力強化で捕まってきたという背景がある。これは歐州統合により高度な人材が移民として流入し成長を押し上げてきたということである。一方で、製造業では雇用環境の悪化によって労働者の失業等が生じ、この不滿が英國のEU離脱問題（ブレグジット）の一つの引き金となっている。一方、ドイツは、電力コストが大きく上昇してきていたが、それを家庭部門に食わせている部分もある。しかし、そのこと以上に、歐州統合の枠組みの中においてイタリア、ギリシャ、スペイン等の南欧諸国が非常に低い成長率によりユーロが相対的に安くなっているため、ドイツは製造業の競争力を高め海外輸出ができるようになっている。ただ、これは日本には当てはまらないことを十分に理解する必要がある。イタリアは製造業の競争力が余りなくサービス産業も競争力が少ないので、非常に低成長で失業が多くなっている。フランスは燃料税増税を行おうとしたが、イエロー・ベスト運動という抗議活動の高まりにより、一旦、事実上撤回している。サービス産業の大きいペリのような都

心部と、公共交通機関が整備されておらず車を使わざるを得ない地方とに大きな認識のギャップがある中でこういう問題が生じていることは、日本も、国全体でどういった状況にあるのかをよく理解した上で政策を打ち出す必要があるとのメッセージを発しているのであると思う。米国は、シェールガスにより改善しつつある。日本は、こうした諸外国の状況を学びながら適切な政策を打ち出すことが重要であろう。

日本は、パリ協定の下で国別貢献（NDC）という2030年の温室効果ガス排出削減目標を提出している。日本は2013年度比6%減、米国は2005年比26～28%減、EUは1990年比40%減との数字を出しているが、2013年比でそろえると日本が最も厳しく意欲的な数字を国際的にコミットしている。中国が提出したNDCは、2030年の「GDP当たりのCO₂排出量（原単位）」を2005年比60～65%削減としており、数字だけを見ると日本よりも相当意欲的に見えるが、これはGDPが成長すれば自動的に改善するものであるため、RITEの推計ではCO₂排出量は2005年と比べて逆に約2～2.3倍に増えてしまうような目標でしかない。

次に、各国の排出削減目標をコストの面で評価する。コストは評価が非常に難しいものであるため不確実性はあるが、RITEのモデルを用い詳細に評価した。日本は、スイスに次いで2番目ぐらいに非常に厳しいコストの掛かる目標である一方、インド、ウクライナ、中国等は経済の成り行きに従っていれば達成可能な目標しか提出していない。このコスト差の意味するところは、その負担を背負う日本の製造業が国際競争力を損なう可能性があるということであり、このため、慎重に目標の議論を継続する必要があるとともに、中国等の低い目標の上げを求めていくことが必要であろう。

長期的目標については、パリ協定で2℃目標等が定められ、非常に厳しい排出削減目標を約束していることになる。これは非常に大きな限界削減費用の生じる目標であり、容易に達成できるものではなく、イノベーションがなければ到底できないことを理解する必要がある。それゆえ、費用を掛けなくても経済自律的にCO₂を削減するようなイノベーションを生み出すことが何より重要であり、そうしなければ2℃目標という非常に厳しい国際的な目標の達成は不可能だろう。

2°C目標等の達成ミナリオは、CO₂排出を放置するベースラインシナリオよりも厳しく削減していく必要があるため、両者の大きなギャップを炭素価格といつた政策で埋めるべきとの議論がある。しかし、国際競争力への配慮が必要な中、各国のCO₂限界削減費用が大きく異なるため国際協調は現実には非常に厳しい。したがって、ベースラインシナリオでもCO₂排出量が減少するイノベーションの誘導が必要である。

現在、AIやIoT等に関するイノベーションが急速に進んでいる。これらは一見、地球温暖化対策やエネルギーに関する技術という印象は薄いが、様々な形で商品化されること等により、エネルギー消費が下がる可能性を秘めている。例えれば、家電製品は、使用時のエネルギー消費が相当大きく、製造時にもエネルギーを要するが、様々な機器の機能が小さな一つの機器に集約されるスマートフォンのような形になれば、製造時も含めてエネルギー消費は小さく済む。さらに、AIやIoTによる、完全自動運転とライドシェアが実現する社会が到来すれば、自動車の稼働率が非常に高くなるため、その台数は少なく済む。しかもライドシェアによりエネルギー消費量もCO₂排出量も減るため、それを誘発するAIやIoTといったイノベーションを制度的に支援するような政策が非常に重要となる。

これまで述べた意見を総括する。

気候変動は深刻な被害をもたらす可能性があり、そのリスクを認識して対応する必要があるが、地球温暖化による被害はそれ自体だけではなく、対応するためのコストもリスクである。そのため、余りに大きな経済負担が伴うと、日本の製造業の競争力が失われ、コストが上がり、これがまたリスクを生じることから、総合的なりスマネジメントが重要である。いつかCO₂排出量を正味ゼロとする必要があるということであるが、それまでの間は不確実性があることを踏まえ適切に対応する必要がある。ただ、長期的には再エネ拡大、そして難しい問題を抱えているが、原子力も気候変動対策の面で非常に重要なオプションである。我々は、エネルギー消費が目的でなく、製品やサービスを受けた結果としてエネルギーを消費しているにすぎないため、より良い製品、サービスをつくるていくこ

とが大事である。エネルギーは経済の血液であり、健全なエネルギーが極めて重要なことから気候変動対策は重要であるが、S+3Eのバランスを保持したエネルギーを志向しながら、国際協調の中で低炭素化することが重要である。加えて政府の提唱するSociety 5.0という概念は非常に重要であるため是非とも推進し、結果としてエネルギー消費量を減らしCO₂排出量を減らしていくことが大事である。

東京大学公共政策大学院教授 有馬純 参考人

政府の一員として気候変動交渉に長く関与してきたこともあって、地球温暖化問題は非常に難しいものと実感している。理由の一つは、様々な不確実性があることである。温室効果ガスが地球温暖化をもたらしていることは科学的にはほぼ確定であるとしても、その濃度が産業革命以降倍増したときの温度上昇の幅、それに伴う損害額や削減コストがどうなるかであり、それは当然、技術開発のスピードにも影響を受ける。また、将来の化石燃料の価格、さらには地政学や地経学といった様々な不確実性が、まずは挙げられる。

温室効果ガスは、ほぼ全ての経済活動に起因しており、当然、その削減あるいは抑制にはコストが掛かる。その削減が経済にプラスとなりワイン・ウインの解決策になるならば、地球温暖化交渉がこのように難航するはずがない。最も難しい問題は、温室効果ガス削減の便益がグローバルなものとなる一方で、そのためのコストは各国で生じることである。そうなると当然ながら「フリーライダー」が発生する。米国トランプ政権はその典型である。

地球温暖化問題は地球レベルでの外部不経済になるが、それを内部化するためのコストに関する分担の在り方を国家間で合意することが極めて難しいという性格を有する。また、地球温暖化問題は非常に長期の課題であり、それは必ずながら将来世代のために現世代がどれだけコストを負担するのかにつながっていく。他方、各國の政治サイクルが短いことも非常に難しい問題である。

さらに、地球温暖化を考える際としては、温室効果ガス削減という緩和と、これまでの温室効果ガス増加によって生じた地球温暖化への対応という適応と、そ

のバランスをどう取るのかという問題がある。また、例えば食料生産、貧困撲滅、保健、エネルギーアクセスといった地球規模の課題があり、我々が持つ資金や人材が限られる中で、優先順位をどう付けるかという問題になってくる。

パリ協定の枠組みは、大まかに言うと、産業革命以降の温度上昇を 2°C 未満等に抑えるという地球全体の目標である。他方、各国に求められる行動は、先進国、途上国ともに、国情に応じた温室効果ガス削減、抑制のための目標を設定し、取組の進捗状況を定期的に報告し、多国間レビューを受け、さらにこの目標を5年ごとに見直すというものである。この目標は2030年を念頭に置いているが、長期的な戦略も策定することになっており、現在日本は2050年の長期戦略策定の途上にある。したがって、一方に地球全体の温度目標があり、もう一方には各国の行動があるが、この両者が本当にマッチするのかとの疑問が当然に生じることから、「グローバル・ストックティク」という枠組みがある。これは2023年から5年ごとに世界全体の目標に向けた進捗状況をチェックし、その結果を各国が5年ごとの目標見直しに反映させるものである。

しかしながら、各国が提出した目標は全く不十分である。各国の目標を総計すると、世界の気温上昇幅は、地球温暖化対策を講じない場合よりは小さくなるが、 2°C 目標達成に整合的なシナリオよりもかなり大きく、世界の CO_2 排出量はむしろ現在より増え続けることになる。 2°C 目標達成に整合的なシナリオとの差は、2030年時点で約150億tとなっており、今の中国の全排出量の1.5倍に当たる。パリ協定では 2°C 目標以外にも 1.5°C という更に野心的な目標も設定されており、2018年10月、このために気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 1.5°C 特別報告書を選択した。それによると、 1.5°C 目標の達成には2050年時点では世界全体でネットゼロミッションにならなければならず、削減コストは 2°C 目標に比べ更に3～4倍に拡大することになる。

国際エネルギー機関（IEA）は、パリ協定の目標を入れ込んだ標準シナリオと、 2°C 目標等と整合的な持続可能なシナリオとのギャップをどう埋めるかを分析し、このギャップを埋めるためには省エネ、再エネ、原子力、 CO_2 回収・貯留

（CCS）等の全ての対策を総動員する必要があるとしている。また、 2°C 目標等達成のために必要となる世界の電源構成は、2017年で全体の約65%に当たる化石燃料のシェアを、2040年持続可能なシナリオに寄せようとする、20%程度まで、つまり3分の1以下に下げる必要がある。他方、再エネや原子力のシェアを現在よりも拡大する必要があるとしている。特に注目を要するのは石炭のシェアで、 CO_2 排出量が最も多い化石燃料である石炭のシェアを僅か5%にまで下げることがあることが示唆されている。ただ、これは容易なことではない。なぜならば、世界は、貧困撲滅、飢餓撲滅、保健、教育など17の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げているが、そのうちの一つである気候変動は13番目であって、最優先目標とはなっていないことから、当然、他の目標との間でシナジーもあればトレードオフも存在することとなる。特に途上国にとっては国が豊かにならないとこの17の目標は達成できない。国が豊かになるためには、安価で信頼できるエネルギー供給に裏打ちされた確固たる経済成長が必要であり、この度合いは途上国であればあるほど高まる。

これまで途上国は余々に電力アクセスを改善してきた。2000年から2015年までに約1億6,500万人が新たに電力アクセスを得たとされているが、その電源の約7割が石炭、天然ガス、石油といった化石燃料によるものであり、その中で圧倒的な多数を占めるのは石炭である。今後エネルギー需要あるいは CO_2 排出量が大幅に増えるのはアジア地域であるが、この地域には膨大な石炭資源が存在する。ASEANやアジア地域のエネルギー政策担当者によると、域内に存在する石炭資源を使わないという選択肢はあり得ないとしている。したがって、石炭をそう簡単に捨て去るわけにはいかないのが実情である。

また、 2°C 目標等の達成には炭素価格の引上げが必要と言われている。2018年のIPCCの 1.5°C 特別報告書によると、モデルによって数字は違うが、2030年時点で135～5,500ドル/ton程度の炭素価格が世界レベルで必要とされている。以上がCOPやIPCCでの議論であるが、他方、足下では、2018年秋にフランスのマクロン政権が炭素税を約10ユーロ引き上げようとしたことに對し、イエローベストが国内で抗議行動を起こし、炭素税引上げを断念せざるを得なかった

という事態が生じている。トラック運転手にとっては燃料課税の形で価格が上がり月末の支払に影響する、地球温暖化問題はエリートのアジェンダだと主張である。これがパリ協定発祥の地であるフランスで生じたのは皮肉なことである。先進国ですらこうした状態であるので、一人当たりGDPが低く、これから生活レベルを上げなければならない、しかもエネルギー・アクセスがまだない国民が多い途上国では、炭素価格の引上げに対する抵抗度は更に高いだろう。

以上を考えると、パリ協定によって世界が低炭素化、脱炭素化に向かうことは間違いないと思うが、パリ協定の想定する今世紀後半のネットゼロエミッションが実現し、2°C目標等が達成できるかは、現時点では大きな疑問がある。これはグローバルな目標であって、誰も責任を負わない目標とも言えてしまうのである。特に、途上国の事情を考えると、各国の直面する問題は地球温暖化だけではなく、多様な問題を抱えており、特にその度合いは途上国であればあるほど高い。そうした問題の解決に当たっては、潤沢で安価なエネルギー源が必要となる。2°C目標等達成の観点からだけで言えば、石炭は存在を許されないエネルギー源となるが、今後排出量が急増するアジア地域では、やはり安価で潤沢な石炭資源を使わない選択肢は考えられないだろう。炭素価格に対する抵抗度が強いというのも、COPと現実の世界の間に大きな乖離があるのでないかと考える。加えて、地球温暖化問題はある意味グローバルコモンズであるので、国際協調を何よりも必要とする。他方、現実に起きていることは、米国トランプ政権のパリ協定離脱や米中貿易戦争のような動きであり、このような一国主義が台頭すると、何よりも国際協調を必要とする地球温暖化防止のアジェンダにとってマイナスの影響が出ざるを得ない。

続いて日本の課題であるが、26%削減目標と整合的な2030年エネルギー・ミックスは、東電福島第一原発事故以降、大幅に低下したエネルギー自給率を震災前に戻す、あるいはそれを上回る水準にすること、上昇してしまった電力コストを引き下げる、歐米に遜色のない目標を掲げることの三つの要請を満たす形で作られた。その柱は、省エネにより電力需要を17%引き下げる、非化石電源のシェアを増やすこと、再エネを22~24%、原子力を20~22%にすることである。

このエネルギー・ミックスの割合はよく考えられたもので、震災以降、化石燃料の輸入額が非常に増加したが、原発再稼働、再エネ拡大、そして省エネによって燃料費を抑え、その分を再エネ拡大に必要となる固定価格買取制度（FIT）の費用に充てる、全体として電力コストを現在よりも下げるという設計である。ただ、26%削減目標と整合的な2030年エネルギー・ミックスには原発の再稼働も全て組み込まれている。したがって、原発の再稼働が予定どおり進まないと主要国で最も高い限界削減費用は更に大きく膨らむことになる。なぜコストに注視するかといふと、日本の産業用電力料金が主要国で最も高いためである。特に日本と貿易競争関係の強い中国、韓国、米国等のアジア太平洋地域の国々の電力コストと比べると、日本は1.5~2倍程度であるため、これ以上の引上げは産業空洞化につながるおそれが高いと懸念する。

日本は長期の対策について地球温暖化対策計画で2050年までの80%削減目標を掲げているが、第5次エネルギー基本計画は80%削減目標に対応するエネルギー・ミックスを示さず、「多様性を加味したしなやかな複数シナリオ」で進めるとしている。確固たるエネルギー・ミックスに基づき2030年に向けて着実に進む一方、様々な技術の不確実性、さらには地政学、地経学上の不確実性をその都度チェックしながら、様々な可能性を未広がりの形で考え進んでいくことが長期戦略の考え方である。仮に日本が長期的に脱炭素化、特に80%削減を目指す場合、IEAの2040年持続可能なシナリオでの主要国の電源構成見通しでは、再エネのシェアを2017年から2040年の間に大幅に拡大するのと同時に、原子力も3%から30%へと大幅に拡大することが示されている。これは現在停止中の原発の再稼働にとどまらず、当然、新增設も考慮した数字と考える。

地球温暖化問題は、既存の技術で解決するには限界があり、特に、人々の利便

必要であつて、そうなると既存の技術に補助金を投入する形がいいのか、将来の技術に対する研究開発予算という形がいいのか、予算の使途についても考える必要がある。それから、地球温暖化問題はグローバルな問題であつて、日本の排出量は世界全体の約3%にすぎず、これから排出が増えるのは途上国である。したがつて日本が考えるべきは、国内の排出削減はもちろんあるが、むしろ海外の排出削減をどう日本の技術で明けていくかである。そこでまずカーボンニュートラルについては、日本の優れた低炭素技術を途上国に移植することでベースライソよりも排出を削減していく。またグローバル・バリューチェーンについては、日本が率先して優れた中間財やサービスを開発しそこに投入することで世界全体の温室効果ガス削減に貢献していく。さらにイノベーションについては、商業ベースに乗つていよいよな技術を積極的に開発することで実用化を一刻も早く進めることにより、人々の利便性を損なわない形での世界全体の温室効果ガス削減につながるような技術での貢献をしていくということである。

以上を総括すると、地球温暖化が進行しているため対策が必要なことは確実であるが、その対策にはコストが掛かる。しかも各団の対応に応じコスト負担が異なることから、それが国際競争力の相対関係に影響を与えるという現実を直視する必要がある。また、日本のエネルギーコストが主要貿易相手国のアジア・太平洋地域に比べ非常に高いことは事実であり、更なるコスト削減を招く政策をとることは、日本の産業の国際競争力に悪影響が出ることになる。そのため、将来に向けて様々で不確実性がある中で、今取り組むべきことは、費用対効果の高いエネルギー・ミックスと地球温暖化対策を考えることである。その際、日本のように資源がなく他国とグリッドで結ばれていない国においては、原発と再生エネと二者択一、対立概念で捉えることは生産的でなく、日本にとって両方とも必要である。

また、再生エネの主力電源化が第5次エネルギー基本計画において初めて打ち出されたが、これは、飽くまで補助金に頼らないという経済的に自立した非化石電源であるとともに、化石燃料のバックアップにも頼らず、蓄電池等を加えても從来型電源と十分競争できるようになることが主力電源化の条件であり、いずれそうなるだろうが、それまでの間のコストをどう抑えるかが大事である。

最後に、経済発展と地球温暖化防止の両立には技術による対応が不可欠である。野性的な削減目標の達成を可能にするのは低コスト、高パフォーマンスの技術であり、重要なことは、人為的な削減目標というよりも、むしろ技術のパフォーマンスをどう高めるか、コストをどう低減するかである。この点において、技術立国日本は大きな貢献ができると考える。

特定非営利活動法人気候ネットワーク理事 平田 仁子 参考人

気候変動問題について述べる。2017年に住む場所を奪われ移動を迫られた人は、アフリカや中東は紛争によるものが多いが、アジアやアメリカ大陸では、熱波やハリケーン、干ばつ、洪水等の気候災害に伴うものが増えており、更に世界情勢が不安定となる状況をもたらしている。気候変動問題とは、日本の安全保障や経済への広範な影響を考える必要がある問題である。2018年の西日本豪雨を始めとする様々な災害は、日本も気候災害に脆弱なことを示した。地震を含むこの年の自然災害の統計では、日本は死者、被災者数とともに上位にあり、災害に見舞われるリスクの高い国の一つとなっている。このまま気候変動が加速すると、2018年あるいはそれ以上の厳しい災害に見舞われる。

現在、地球の平均気温は、産業革命前の水準から既に1°Cほど上昇した。2015年に採択されたパリ協定は、この気温上昇を2°Cよりも抑え1.5°Cを目指す目標を掲げ、そのために今世紀の後半に世界の温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることに合意したものであり、日本も締結している。1800年から現在まで、世界は温室効果ガスの排出を急速に増やしてきた。パリ協定の2°C目標達成には、これまでの排出増加における速度よりも速いぐらいの速度で実質ゼロに向かわせなければならない。しかし、世界の対策は全く不十分であり、このままではパリ協定の目標を大きく上回る3~4°Cの上昇を招く。この目標達成には、社会・経済の大革命とも言える転換が必要であり、そのための行動をどう引き上げるかが命題となっている。2°C未満目標達成には、地中の化石燃料の7~8割は掘り起さないでおく必要があると試算されているため、パリ協定の実施は脱化石燃料とほぼ同義と言つてよい。

特に問題となるのが、最大の排出源である発電部門のうち発電当たりのCO₂排出が最も多い石炭火力発電の在り方である。石炭火力発電所の新規計画はパリ協定と全く矛盾するものであって、さらに、既存施設の廃止も必要であることが導き出される。このため、石炭火力発電所の削減は、パリ協定の目標達成の上で最も重点を置くべき取組の一つであるとの共通認識が国際的に広がっている。

I P C C の1.5°C特別報告書では、1.5°Cと2°Cの差による影響の相違は決して小さくなく、1.5°Cに抑制すれば生態系や気候災害への影響はより小さいことが判明したが、早ければ2030年にも1.5°Cのレベルに到達してしまうことがあり、対策には時間がないことも明らかとなつた。また1.5°C目標達成には2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとする必要があることも示された。こうしたことから、気候変動対策は、これ以上の先延ばしは許されず、直ちに大胆に行動する必要がある。現在の取組では全く不十分であることは気候変動枠組条約の交渉会議でも常に強調されており、各国には、自国の目標引き上げと対策強化が要請されている。2018年末の民間調査によると、57%の国が何らかの形で目標や行動の引き上げを検討していると回答しており、行動強化の機運が高まりつつある。原田環境大臣は、2018年のC O P 24で、I P C C の1.5°C特別報告書を歓迎し、世界全体が排出削減の取組をより強固なものとする必要があると述べたが、国内では目標引き上げの具体的な検討には着手していない状況で、政府の動きは不十分なままだが、非政府アクターは行動を加速させている。

まず、企業の対応が大きく変化し始め、パリ協定の目標に沿ってビジネスも変わるべきとの理解と決意の下、企業版2°C目標とも言われるサイエンス・ベースド・ターゲットのイニシアティブに世界の多数の企業が参加し始めている。このことは、脱炭素化時代に突入する中、国際競争力を確保しビジネスチャンスを最大限に活用しようという企業の生き残りを懸けた取組、うねりである。これまでに515社が参加し、そのうち日本企業は70社を占める。企業行動に強いシグナルを与えているのは、投資家の行動の変化である。機関投資家は、投資行動を通じて脱炭素化社会を牽引し始めている。「インベスター・アジェンダ」では、グローバルな機関投資家が気候変動に関する課題に取り組むための指針を提示して

おり、その共同声明では、運用資産総額3,200兆円に上る415の機関投資家がパリ協定の目標を支持し、低炭素への転換のための民間投資の加速化を要請しており、その中には、化石燃料補助金の撤廃や石炭火力発電の全廃も含まれる。また、化石燃料への投資からの撤退を意味するダイベストメントを宣言した金融機関、機関投資家は世界で1,000以上、運用資産総額は800兆円に上っており、化石燃料を扱う企業に資金が回らないようになってきている。ダイベストメントを発表した日本の機関投資家は現時点ではないが、欧米の投資家が化石燃料を扱う日本企業や商社への融資を取りやめる事例も出てきており、転換が遅れる日本企業にも影響が出始めている。

さらに、世界の脱炭素化への移行において、より適切な資本配分による金融の安定化確保の必要性が認識されるようになっている。金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）は、投資家の理解を助けるため、企業に対し、気候変動に関するリスクと機会のキャッシュフローと資産及び負債への影響に係る情報開示の枠組みを提示している。これには既に日本の経済産業省、環境省及び金融庁も賛同しており、こうした情報開示は気候変動に関するリスクの高い企業に対する資金配分を変えることにつながっていく。

また、エネルギーの需要側が再エネ100%を目指すと宣言し始めた。こうした目標は少し前までは夢物語であったが、パリ協定の脱炭素化は再エネ100%を目指すことでもあり、当然の流れと言える。大企業版のR E 100（再エネ100%）では、グローバル企業162社が自らが使用する電気全部を再エネで賄うとの目標を宣言した。また、2015年には、700の自治体が再エネ100%を目指すと宣言し、既に100以上が到達しつつある。日本国内の動きは世界と比べて大幅に遅れているが、今日までに14社がR E 100に名を連ね、また、中小企業、大学、地方自治体の宣言も15団体になっている。化石燃料から再エネへの流れは、需要側の消費行動からも加速されている。

石炭をめぐる動きも加速している。英国・カナダ両政府の主導で「脱石炭国際連盟」が発足し、これまで30の政府、22の自治体が参加し、脱石炭火力発電の方針を宣言しており、幾つかの国では法制化等の制度化が進められている。また、

2019年1月には、石炭の豊富なドイツでも、2038年までに国内石炭火力発電を全廃する方針を政府の諮問委員会が勧告した。同国政府は、これに基づいて脱石炭火力発電に係る幅度の策定段階に入っている。このように、石炭火力発電のフェーズアウト（段階的廃止）はパリ協定の下で加速することが大きな国際トレンドとなっている。

日本の温室効果ガスの排出トレンドを見ると、このままでは目標達成は困難で、削減を急速に進める必要があることは明らかである。2030年の26%削減目標を定めてはいるが、2050年の脱炭素化への明確な道筋とビジョンが描かれないと見えない。国際的には、日本の目標はパリ協定に照らしてかなり不十分なものと評価されており、全ての国が日本同様の行動水準にとどまれば、気温上昇は3～4°Cになると指摘されている。また、海外のNGOは、日本の気候政策は60か国中49位、石炭火力発電に係る政策はG7で最下位という厳しい評価を下している。

日本の取組で国際的に最も問題視されていることは、今も続く石炭火力発電の推進である。東電福島第一原発事故後、政策転換もあって、規模にして2,300万kW、大型原発28基分に相当する50基の新規石炭火力発電施設が全国に計画され、このうち小規模石炭火力発電施設10基が既に運転を開始した。また、大規模石炭火力発電施設を含む17基が建設中で、さらに環境アセスメント中の案件もあるなど、日本は石炭火力発電施設の建設ラッシュを迎えている。この計画のうち11基は事業性が認められないとして建設中止になつたが、なおも29基が新設されようとしている。石炭火力発電のフェーズアウトが国際トレンドとなる中、先進国で新設に突き進む国は日本だけになっている。この方針は海外支援においても同じであり、日中韓3か国は、東南アジア等では既に再エネの方が安価であるにもかかわらず、これらの国々への石炭火力発電技術の輸出に公的支援を継続している。これは、気候変動の観点から問題になる時代遅れの技術輸出であるという批判と疑惑が日本に向けられる要因となっている。

原発の行方が不透明な中では、国内の石炭火力発電所新設は必要との意見もあるが、新設の設備容量は既存のものと比べても膨大である。また、高効率の天然

ガス火力発電所もかなり建設されているとともに、現在の電力供給力に問題がないこと、今後の人口減少による需要減、再エネの導入拡大を考えると、石炭火力発電の増強は過剰であり、気候変動の觀点からは全く逆行する。現在の石炭火力発電は高効率なので良いとの指摘もあるが、高効率とはいえLNGコンバインドサイクルの2倍ものCO₂を排出する。福島県で現在建設中の最も高効率な石炭ガス化複合発電（IGCC）の火力発電所は、CO₂を年間524万t排出すると推計されるが、これは100万世帯分の年間CO₂排出量に匹敵し、一度建設されると、何十年もの間CO₂を排出し続ける。

パリ協定との整合性を図るには、日本も2030年までに石炭火力発電をフェーズアウトする必要がある。すなわち、リプレースではなく全廃が必要である。しかし、石炭火力発電所の運転期間を40年と仮定すると、現在100基以上ある既存の石炭火力発電所が2030年でも多数運転しているとともに、新設された石炭火力発電所が2050年を超えて運転し続ける可能性がある。政府は、CO₂を回収して地中に貯留するCCSや再利用するCCUという技術開発を進めているが間に合っていないため、新規発電所にこの技術は準備されていない。このまま建設を容認し順次廃止するとの対策を取るだけでは、パリ協定とは矛盾したままとなる。

そこで、私たち気候ネットワークでは、石炭火力発電所は新設すべきではないとの考えに基づき、「石炭火力2030フェーズアウトの道筋」で、2019年より毎年、非効率な古い発電所から順次廃止していく必要性を提示している。現在、4,000万kWを超える設備容量があり、政府が重要なベースロード電源と位置付けた石炭火力発電を今後10年余でゼロにすることには、電力の安定供給に係る懸念もあるが、気候ネットワークの分析では、火力発電には余裕があり、加えて今後の電力需要の伸びはないことを踏まえれば、原発再稼働はなくても電力の供給力は足り、この計画は十分実現可能である。こうしたことから、新たな石炭火力発電所建設によって数十年間もCO₂を排出し続ける設備を抱え、その削減に多額のコストを掛けるのではなく、既存の設備を利用しつつ省エネの取組を加速させ、再エネへと転換していく道筋こそが取るべき方針である。

その道筋に妥当性があるとするもう一つの理由は、再エネコストの急速な低下

である。特に、太陽光と風力の発電コスト低下は目覚ましく、既に世界で最も安い発電方式となっている。日本では、コスト面で、いまだ再エネよりも石炭火力発電が優位にあるが、2025年には逆転するとの分析があり、2030年には全ての石炭火力発電所が採算割れし、経済合理性を喪失すると指摘されている。現在、日本では化石燃料の輸入のため、国外に20兆円もの支出をしており、石炭を使用し続ける限り燃料費は掛かり続ける。近い将来、石炭火力発電所は、採算性が危ぶまれ座敷資産になると見込まれることも想定に入れなければならず、それを回避するエネルギー選択について考える必要がある。

以上のとおり、気候変動、経済合理性の観点から、今、石炭火力発電のフェーズアウトに舵を切ることが必要であると強調したい。現在、政府で検討中の低炭素社会の発展に係る長期戦略にもこれを盛り込むとともに、日本の2030年の温室効果ガス排出削減目標も、パリ協定の目標に沿うよう引き上げるための検討を早々に始める必要がある。

なお、石炭火力発電以外にも、熱利用や運輸部門における化石燃料からの脱却も併せて考える必要があり、その対策の強化も必要であることを付け加える。

気候変動がもたらす甚大な被害を回避するためのパリ協定の2℃目標等は、世界共通のものであり、温室効果ガス実質排出ゼロへの脱炭素化は、もはや逆行することのない流れである。それを受け、非政府アクターに大きな脱炭素化の潮流が生まれ、資金の流れや経済の質が転換しつつあるが、日本の投資家、企業は出遅れている。その要因は、政治や政策が脱炭素化へ向かうべきとの明確なシグナルを發信していないことにある。そこで、経済戦略としても、石炭火力発電からの脱却を急ぎ、脱炭素化の道筋を長期戦略において明確に位置付けが必要がある。もちろん、そのためには産業構造の転換が必須となり、労働や雇用の移転、再エネや省エネのビジネスを日本の国際競争力を高めるために育成するとの観点での備えと対応が必要である。この問題は、もはや経済戦略と統合しながらどう実現するかという課題であり、そのための日本の行動が求められている。

(主な議論)

【我が国のエネルギー政策】

問 再エネ及び原子力発電が重要なことだが、第5次エネルギー基本計画を評価しているとの理解でよいのか伺う。

答 第5次エネルギー基本計画を取りまとめた総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の委員を務めたが、妥当なものと評価している。

問 政府が示している原子力発電20～22%という目標を維持すべきとの議論と、それを変えるべきとの国民世論もある。こうした意見が対立する中、ベストミックスを考える上での数値目標の在り方にについて伺う。

答 原子力発電20～22%の根拠として、概ね30基の原発稼働が必要との試算がある。現在、原発再稼働は9基、原子炉設置変更許可済みは6基、さらに新規制基準への適合性審査中が12基ある。これらの数字を合わせると27基となる。エネルギーミックス目標年限の2030年には時間もあり、引き続き原発の再稼働に向けた努力を継続すべきである。電力消費が予想ほど伸びない等、様々な不確定要素があるので、その都度立ち止まりながら考えるということではあるが、現時点で原子力発電比率の目標を取り下げる状況はない。

問 第5次エネルギー基本計画は第4次エネルギー基本計画を踏襲しており、原子力発電、石炭火力発電についても何ら変更がなく固定的であるが、他方、技術革新を含めコストダウンはかなり変化している。そういう中で、石炭火力発電もベースロード電源としているが、一方で、環境省は石炭火力発電所の新設、更新への反対を明言している。こうした政府内の足並みの乱れについて所見を伺う。

答 石炭火力発電と原子力発電は似た特性を示している。具体的には燃料費が非常に安価な一方で設備費が高いという仕組みである。そのため、両方ともベースロード電源として動かすことが経済合理的であって、結果として両方ともベースロード電源となっているもので、あらかじめそう決めているわけではない。したがって、原発が再稼働しなければ石炭火力発電所を建設することが経済合理的となるため、各事業者はこれを建設しようとしている。そして、原発

の再稼働が進むと、石炭火力発電は自動的に経済合理性を失って退出する形になってくる。したがって、どう行動すれば経済合理的なものとなるかをよく理解した上で考える必要がある。その意味において、原子力発電の比率は、現状では大幅な再稼働ができないため20%程度がせいぜいとも思われ、石炭火力発電の比率は、これとの見合いで自動的に決まってくる。そして、再エネのコストは、大幅に低減してきているが、負荷変動が非常に多いことや、また夜間の運転ができないものがあるため、ベースロード電源として置き換わる能力はないので、そういう面でベストミックスが必要である。第5次エネルギー基本計画は、そのようなエネルギーのコンセプトをよく理解した中で決定されたものであって、現状においては原子力発電比率20%目標はまだ実現可能性があるので、そこに向かって頑張っていこうという計画になっているのであり、このため支持している。

問 原発を再稼働しなくとも石炭火力発電からの脱却は可能であるとのことだが、原発再稼働を排除しなければならないとする理由、原発や石炭火力発電所を廃止しても現在の経済成長や脱炭素化が可能とする根拠を伺う。

答 既存の火力発電所等が十分あり、これまで原発が再稼働しなくても電力供給がされていた。そのため原発の再稼働に戻ることなく脱石炭と脱原発の両方の実現が可能と考える。また、今後は電力需要が減少していく。これから進むべき道は、原発の再稼働に戻るのではなく、再エネにシフトしていくことが最も脱炭素化に近づく道である。既存の原発を再稼働しても気候変動対策への寄与度は限られ、脱炭素化を目指すためには原発の再稼働だけでは全く足りない。

大幅なCO₂削減を進めるためには、原子力、石炭というベースロード電源から柔軟な再エネへのエネルギー・システム転換が必要であり、両方を維持することはその転換を遅らせることがある。なお、原発の廃炉は福島の現状を見ても大変難しい問題であるが、廃炉が可能か否かといった技術的問題は全国民が考えるべき問題で、原発を運転し続けるのか、エネルギー・システム転換へ早期にシフトしていくのかという選択肢の問題である。

問 第5次エネルギー基本計画において重要なことは原発再稼働の問題と考える

がその意義について伺う。

答 地球温暖化問題への対応、エネルギー・コストの削減、そしてエネルギー・安全・保障の拡大という課題があり、これら3Eのバランスをどう図るかが重要な鍵になっている。原発の再稼働は、この三つ全部に有効という意味で、非常に重要な選択肢であり、安全をしっかりと確認しながら再稼働を進めることは極めて重要なことと考える。

問 原発再稼働を含む日本のエネルギー政策は長期的な問題であるため、世論に右顧左眄することなく、きちんと考るべきであるとのことだが、その観点から第5次エネルギー・基本計画や原発再稼働に関する所見を伺う。

答 安全性が確認された原発を再稼働するとの政府の方針はそのまま進めるべきである。中長期的に脱炭素化を目指すのであれば、非化石電源である原子力発電は選択肢から排除することはできない。第5次エネルギー・基本計画には、原電力人材や産業の維持は記されているものの、原発の新設やリプレースは一切記されていない。これは原発に係る様々な世論に配慮した結果だとは思うが、脱炭素化を眞面目に目指すのであれば、これらの排除は考えられない。

問 日本のエネルギー・ミックスをどうすれば地球温暖化対策に関する課題の解決に近づくのかが問題である。化石燃料ではCO₂が多く排出され、原発では使用済燃料や放射性廃棄物の最終処分の問題が生じるためにゼロエミッション型には反しており、そして、再エネにはいろいろな種類があり、CO₂を全く排出しないものもあるなど三者三様の特性があり、どういった構成にすれば最も早く目標を達成できるのか伺う。

答 日本は資源のない国であり、化石燃料もウランも有限であり、2050年には再エネ100%を目指すという大きな方向性を示す必要がある。その過渡的な道筋として2030年エネルギー・ミックスにおける再エネ比率を40%以上へと大きく引き上げる必要があるが、現在計画中のものも含めれば十分可能である。その分、原発はゼロだし、残りを石炭ではなく天然ガスを過渡的に利用して再エネ100%を目指すという方向を取るべきである。そうした方向性が示されることにより、コスト削減の努力、技術開発の方向性が明確に見えてくる。現在のま

(外) 崑野

までは、むしろ方向性を見失わせているため、これを明確に示すことにより企

業に迷いがなくなり、気候変動にも資する脱炭素化に向けたコスト削減と技術開発が生まれるものと考える。

答 政府の2030年エネルギー・ミックスはある意味で最適解である。そして、2050年となると非常に不確実性が高い。脱炭素化を目指すという方向性は分かっているが、その実現が、例えば次世代の原子力技術によるのか、CCSやCCUSによるのか、水素によるのか、あるいは再エネによるのか、再エネのコストは間違いなく低下するが蓄電池のコストは本当に低下するのか等、様々な不確実性がある。そのため、第5次エネルギー基本計画で2050年のエネルギー・ミックスを示していない理由は、様々な技術の可能性を引き継ぎ探ることにあると考えており、今後、その都度立ち止まりながら考えることが、日本の置かれた状況そしてコスト上昇を最小化しながら取り組む上で極めて現実的な手法と考える。

答 このような電源にも長短があるので、エネルギー・ミックスが必要となる。

第5次エネルギー基本計画の3E+Sとは、まさにそういう状況を表しているが、その中のバランスは、人によって考え方方が異なる。すなわち、3E+Sが大前提だが、原子力発電の危険性、経済的なインパクト、気候変動問題と、各人でそれぞれ強く認識する対象が異なっており、このこと 자체は正しい。それゆえ自分の見解が絶対的な正しい解とは思わないが、2030年エネルギー・ミックスの数字は概ね妥当であるとの感覚を持っている。ただし、2100年等を想定した超長期においては脱炭素化が必要であり、技術の動向、国際情勢を踏まえながら、その方向に向かうことが必須と考える。さらに、2050年という断面で見ても同様で、国際情勢において皆が協力できる形になっているのか、技術の動向がどうなのかを見極めながら決めていく必要があり、だからこそ第5次エネルギー・基本計画も複数シナリオとしているのであって、これも正しい方向であると考える。

問 相当前から、ゼロエミッション社会の構築に取り組んでいるが、原発の廃棄物も全然最終処分ができていない。原発の廃棄物はゼロエミッション問題といふ。そこで、再エネ比率を、2030年エネルギー・ミックスにおける構成比より

ては扱われていないが、どの地域、どの地位に分類されているのか伺う。

答 最終処分は、経済産業省が、全国で地質学的に可能性があるところを示した科学的特性マップを策定し、47都道府県において説明を行い、関心を有する地域に対して2巡目の説明をしている。最終処分地の選定は時間の掛かるプロセスであって、スウェーデンやフィンランドでも30年以上掛けて行っている。すぐに結論が出る話ではないが、地元との根気強い対話が必要である。

問 原発は新規制基準の適用により様々なコストが掛かるようになつた。排出量削減にはコストが掛かるということだが、あらゆるコストの中で原発の再稼働にかかるコストは見合うものか否か見解を伺う。

答 原発の再稼働に伴う安全対策コストを追加しても、原発の膨大な発電量に割り戻すと、再エネへの新規投資やFITのコストに比べ、疑いなく原発再稼働の方が費用対効果は高い。

答 電力会社は経済合理的な観点から再稼働か廃炉かを判断している。すなわち残りの稼働期間が駆けければ高いコストを掛けず追加安全対策を行っても採算が取れないため廃炉を選択する。しかしながら全体として見ると、追加安全対策を講じても経済的に見合う、特に再稼働は安価にできるため、経済合理的な行動の結果として、政府は再稼働ができるだけ進めるとの方針になっており、民間企業もそうした動きとなっている。

問 日本のようなエネルギー・自給率が極端に低い国では、各エネルギーの長短を考えながら、長期的に安定した電力供給を冷静な観点でしっかりとくるという姿勢が大事である。2030年エネルギー・ミックスでも、原発の再稼働が政治的に様々な意味で困難な状況の中、再エネに期待しあげてはならないとは思うが、伸びしろのあるところは伸ばしていくことは大事である。他方、地球温暖化対策は重要だがコストが非常にかかる。電力でいえば、電気料金の値上げを低所得者層は敏感に感じ取り、あるいは大量の電力を使う中小企業は一般家庭よりも大きな打撃を受ける。したがって、生活や社会に大きなインパクトがあるため、コストというものを考える必要があり、これは国際競争力にもつながっていく。そこで、再エネ比率を、2030年エネルギー・ミックスにおける構成比より

も伸ばすのであれば、再生可能エネルギー発電促進賦課金（賦課金）のような直接的コストと送電ネットワークのような間接的コストの両面でコストが掛かるが、この点について国民に理解を得る必要がある。再エネ導入にはコストが掛かるが必要な面もあるというバランスが重要と考えるが見解を伺う。

答 再エネ導入に係るコストと必要性のバランスについては、ベストミックスを考えること、それから、再エネはコストが更に下がること、系統整備コスト、さらだその時点での化石燃料コストも考え、全体として電力価格が上がらないような形で26%削減目標に近づけることを常に考える必要がある。

問 集中型の大型電源から地域再生、分散型エネルギーに変えていくべきであり、今国会に分散型エネルギー社会推進4法案を提出する予定だが、こうした考えについて所見を伺う。

答 再エネ増大のために分散型電源の役割を増やしていくという方向性に賛成であり、そのためのタイムフレームをどう考えるのかということである。エネルギーインフラの置き換えには膨大なコストが掛かり、そのコストは電気料金という形で最終消費者が負担しなければならない。日本のエネルギーコストが非常に高いという現状がある中で、どの程度であれば電力コストの上昇を甘受できるのか、あるいはどの程度以上ならコスト上昇を抑えなければならないのか等を考えながら進める必要がある。

問 FJTは、太陽光パネルや風力発電が技術革新でコストが低下しているにもかかわらず競争的という問題はある。また、例えば北海道では様々な再エネ発電施設を設置する希望が多いが、送電線の空き容量がないことがネックとなっている。したがって再エネ普及の余地は十分あり、コストも5円、4円/kWh程度へ下げられると考えるが見解を伺う。

答 送電線の空き容量問題は、経済産業省がコネクト＆マネージという形で、送電線の空き容量をできるだけつくり、空き容量を活用させる方針を作っていると承知している。また、再エネのコスト低下は事実だが、再エネ導入に当たって系統安定コストは無視できない。特に、再エネのシェアが総発電量の中で相対度になると、系統安定コストが膨大になる可能性があるため、発電コスト

だけを見るのではなく、再エネ導入のための送電線のコスト、パッティリーのコスト、パックアップ電源のコスト等を全体として評価しながら再エネ導入を考える必要がある。

問 英国、トルコが日本の原発を受け入れない理由や原発から撤退した日本企業がある理由、これらから考えると、安全対策や様々な後処理を含めると、やはり原発は大幅なコスト増となる。中国やロシアでは国策としてやっており、全くの民間ベースでこのコストを考えると、日本が原発を安定的に輸出するという形にはならないと考える。さらに、2018年の北海道胆振東部地震を想起すると、災害の多い日本においては、原子力発電の在り方は政治的段階で考えなければならぬと思うが、こうした点を伺う。

答 日本の海外原発プロジェクトはうまく行っていないところがあるが、ロシア、中国、韓国は海外で支持を得ている等、世界の国が原発から撤退しているわけではないとの事実がある。そのほか、原発直下での地震発生への懸念もあって、原発の安全基準も格段に強化され多重の防護システムができていると理解している。

問 原発を必要とする主な論拠はコストとされるが、果たして原発は低コストなのか。政府を挙げて推進してきた原発の海外輸出が相次ぎ破綻している。安全対策費の増大による建設費高騰が背景にあるとされ、英國原発建設プロジェクトについて経済合理性の観点から凍結が決定された。東電福島第一原発事故以後、新規原発はメーカーの想定をはるかに上回るコストが掛かるため、民間事業として成立しないことが海外事例からも明らかとなった。事故対応費やバックエンドコストも未知数で、コスト面でも原発の優位性は乏しくなっており、補助金に依存する状況である。そのため、地球温暖化、気候変動への対応は、コストの著しく低下している再エネを政策の柱にすることが世界的な趨勢であり、日本もその方向に思い切って転換すべきと考えるが、原発の海外輸出の継続を踏まえた意見を伺う。

答 日本の原発輸出プロジェクトが次々と軒挫していることは非常に残念である。日本が嘗々と築いてきた原子力技術の維持は大事であり、当面国内での新

増設が困難な中、原発輸出プロジェクトは一つの方法としてあり得ると考えていた。英國などうまく行つていない理由としては、特に同国の場合は、過去30年にわたり全く原発を新設してこなかつたため、計画や工程管理のノウハウがほとんど消滅していたことで、非常に時間を要したことも大きな要因と承知している。

また、日本の事例ではないが、例えば歐州加圧水型原子炉（EPR）等の新炉型は、運転実績がないことからコストオーバーラン、長期に掛かってしまうことがあるのではないか。確かに原子力発電は安全対策コストが上乗せされたが、発電量の膨大さを考えると、追加的なコストがRWh当たりのコスト上昇分となると小さくなる。再エネの発電コストの低下は事実だが、系統安定費用を併せて考える必要がある。

答 原発新設は極めて高コストであるため、気候変動問題において原発が重要な選択肢になるのではないかという議論は、もはや全く相手にされない。また、原発の再稼働は、現時点では石炭火力発電と同様に、コスト面で再エネよりも優位にある。しかし、太陽光発電や風力発電は2050年までに5～7割コストが下がりkWh当たり5円をはるかに下回る規模での発電が可能となれば、原発コストが安いと言つても打ち勝てない。加えて、バックエンド対策等、様々なコストが十分に検討されておらず、コストがかさむ可能性がある原子力発電と比べると、今、再エネに転換することが最善のオプションであつて、原発の再稼働という回り道は日本の脱炭素化の実現を遅らせる。

問 原発輸出や、これまでアベノミクスの成長戦略の柱の一つとして掲げられてきた途上国における大規模火力発電所建設等は、現在、トルコ、英國の原発の推進、東南アジアの石炭火力発電プラント輸出に対する住民の反対運動の高まり等があり、状況が大きく変わつてある。こうした状況の下、日本が海外の発電事業の開発に貢献し得る有効な分野について伺う。

答 原発輸出は相手のある話であり、事業環境の問題もあり、大規模プロジェクトであるがゆえに難しいところもある。やはり、海外の発電プロジェクトは、今後増加する石炭火力発電所をどれだけきれいなものとして使ってもらうかということがあり得、また、CCSやCCUSを用いた技術で海外の石炭火力発

電所からのCO₂排出量の大幅削減に貢献していくことが考えられる。したがつて中期と長期との両にらみの対策が必要である。

【地球温暖化対策】

問 COP24のタラノア対話で、各国が削減目標の上乗せに言及する中、日本は何ら発言しなかつたが日本は26%削減目標から上乗せすることは可能なのか。特に、2030年には人口減少や経済成長停滞といった要素があるが、こうしたことは26%削減目標に十分には考慮されていない点を含め伺う。

答 RITEでは人口減少等も踏まえて分析している。ただ、長期エネルギー需給見通し策定時の経済成長率1.6%見込みより低成長になれば、限界削減費用がもう少し小さくなる可能性はある。しかし概ね1%以上の成長があれば、少なくとも歐州レベルの限界削減費用にとどまる見込みと見ている。ただ、これ以上の深掘りはそれほど容易ではない。原発再稼働が進まない中で原子力発電比率20%を前提としている点に困難があり、それを再エネで補うならば、更にコストが上がるため、日本が26%削減目標から上乗せすることは非常に難しいと考える。

答 26%削減目標達成に向けた最大限の努力が先決である。原発再稼働が順調とは言い難い状況において、それ以上の上乗せは、再エネの上乗せとなり、間違いたくコスト増につながる。26%削減目標の達成見込みが確実になったところで更に上乗せできるかを検討すべきである。

答 26%削減目標の根柢になっている高い経済成長や素材生産量の見通しが崩れると、この目標の前提は崩れるものと考える。しかしながら、石炭火力発電所の新設が政府目標を上回るスピードで進んでいくことが排出増加の要因になり得ることを懸念しており、今が分かれ道だと考える。今、石炭火力発電所の新設見直しへと転換が図られるならば、再エネは供給側にも需要側にもニーズがあるので、それを引き出せるように目標を引き上げて、それを達成することは可能と考える。

問 2030年エネルギー・ミックスとの連続性を保ったまま2050年に80%削減するこ

とは可能なかつた。

答 地球温暖化対策計画の80%削減目標には様々な条件が付いており、日本国内単独で80%削減するとは書かれていない。すなわち海外への貢献等も含むものと考える。技術開発等によって80%削減が国内で可能ならばよいし、そうでなければ、日本の優れた技術で海外のCO₂を削減した分も日本の貢献として、80%削減目標の内数として考えることもできるフレームとなっている。このため、余り厳格に国内のみで2050年という期限を設けて80%削減目標を考えることは、コストが非常に大きな負担になるため、全体としての80%削減を目指すという姿が必要である。

答 目標である80%という数字の性格は、元々、世界全体での温室効果ガス半減を目指す中で、先進国としてのリーダーシップを發揮して80%としようということが根拠であるが、世界全体でCO₂を半減するという国際的な合意はまだできていない。そうした中、日本が80%削減にどれだけ取り組むかは、それを可能にする技術が手元にあるかが決定的に重要である。80%という数字よりも、CO₂の大幅削減を可能にするような技術を手にすることを目標とすべきであり、そのための技術のコストをどれだけ下げられるのかや技術のパフォーマンスをどのようにして上げられるかといふことを目標として設定し、行動していくべきである。

問 世界全体のCO₂排出量の動向を見ると、米国、中国、ロシアそして今後インドが相当な比重を占めるとと思う。途上国であれば、困難はあるが、日本の様々な技術的支援やアプローチがある程度可能と思う。しかしながら大国である米国、中国、ロシアそして今後のインドに対してどういったアプローチが有効か伺う。

答 中国、インドが自ら再エネ導入に注力していることは好材料であるものの、そもそも石炭火力発電のシェアが非常に大きく、最近の増加分の一部が再エネで補われている事実はあるが、それで全体を判断することは誤りである。化石燃料を多く使用するCO₂大排出国の排出量を大幅に減らすためには、CCSや分離・封鎖したCO₂を利用するCCUSといったものを実用化する必要が

ある。化石燃料が使われることをベースとして考えるならば、排出されるCO₂の有効活用によって削減していくための技術開発に日本が貢献していく。また必要があれば、G20議長国の立場を活用して、国際共同研究や実証プログラム等でリーダーシップを取っていくことが考えられる。

問 企業にとって電気料金が上がれば当然に事業に大きく影響し、産業衰退といった事態が起きているのではないか。そのほかにも、CO₂排出量削減のためには、膨大な費用が発生するという現実があり、これをどのように形で負担していくのかについての議論が政治の場で行われておらず、国民レベルでもそういう認識が薄い。そこで、どういった対策、戦略が必要となるか伺う。

答 再エネの賦課金が相当大きな形で家計の負担になっていることは余り知られていない。標準家庭では1年間で再エネ負担が1万円程度と思うが、それを知らない方が多い。そのため、知らない間に家計を圧迫し消費に向かわなくなっている。もしこれがなければもっと他の消費に向かい經濟が良かつたはずだが、實際には經濟は下がっている。本来、この再エネの賦課金等がなければ、今1.3倍ぐらいは經濟が良かったとの試算もある。そうした状況を解消しなければならず、そのためにはイノベーションを推進しながら、バランス良い対策を取って脱炭素化の道を探っていくことが重要である。

問 カーボンプライミングを導入してもデカップリングは可能とすることが世界のトレンドだと考えるが、その導入のための努力を更に行わなければ2050年の80%削減目標は絶対に無理だと考えるが見解を伺う。

答 CO₂削減に向けた努力には賛成であり、デカップリングの方向性を見いだす努力は非常に重要である。しかし、現状では、一部の国は見かけ上はデカップリングしているように見えても、産業の移転により他国に付け替えているにすぎず、世界全体では全くデカップリングできていない。そのため、そこを変えるのがイノベーションである。

答 エネルギーインフラの置き換えには時間が掛かるとともに、どの時点での経済合理性を見るのかが非常に重要である。再エネの普及スピードやコスト低下は、あらゆる研究機関の予測を上回る速度で進んでおり、日本が再エネ導入

(外) 報 告

の転換点を迎える2025年に、経済合理性について現時点と同じ基準で判断できるのか、ということである。世界は既に大変なスピードで変革を遂げていることを見据えた選択が必要である。

問 CO₂の大削減には、イノベーションが必要ということは概ね意見が一致するが、それに向けた方策は意見が分かれていると認識している。炭素税や排出量取引が後押ししてイノベーションに結び付くとの意見がある一方で阻害要因になるとの意見もある。環境省は前向きで、経済界、産業界は否定的という構図であると思うが、カーボンプライシングによる参考人の所見及び賛否の理由を伺う。

答 論理的には、外部不経済である地球温暖化対策に対して炭素に価格を付けることは、経済的に合理的な手段である。問題は、世界全体での統一的なカーボンプライスが導入されていないことにより、各国の競争力に与える影響がそれぞれ異なっていることである。加えて、日本の場合には、エネルギーコストがそもそも各国と比べ非常に高いという問題がある。したがって、日本がカーボンプライシングを導入する場合、それが国際競争力に悪影響を及ぼさない形となるよう十分な配慮が必要であって、まずはそのための議論が必要と考える。

答 カーボンプライスには、炭素税や排出量取引という明示的なものがあるが、それ以外にも規制や自主行動計画といった暗示的なものもある。つまり、ペースラインという成り行きに任せておくとCO₂が増加するので、2°C目標、排出抑制という意味ではカーボンプライスは必要であり賛成している。ただ、これは国際協調が何より重要であり、炭素税や排出量取引によりカーボンプライスを明示的に引き上げようとする場合、日本は製造業が強いが、そのエネルギーコストを上げることになるため競争力に影響が出てくる。結局、日本が削減できたとしても、その場合は海外でCO₂を排出することになり、世界全体ではCO₂は全く減らない、あるいは、日本のエネルギー効率が高いため、世界全体ではむしろ排出が増えてしまうという事態になりかねない。このため、カーボンプライスに関する国際協調があれば賛成だが、現在の状況を考えるとかなり困難であり、その前提では反対である。

答 カーボンプライシングは、CO₂を排出する行為や排出する製品にコストを掛ける仕組みであり、CO₂排出削減を経済の仕組みから牽引していく非常に重要なツールである。また、これを導入するとコストが膨大になるが、実際に追加的なカーボンコストが掛けられると、事業者は、単純にその負担を選択するのではなく、むしろそれを回避するために、より大きな投資を行ったり、技術開発だけでなく様々なソフト面での取組で削減を進めようと試みたり、あるいは費用対効果が高い対策を新たに掘り起こすといった様々な知のイノベーションも生み出す。そうした意味で、日本は、限界削減費用は絶じて高いかもしれないが、カーボンプライシングが導入されていないがため、費用対効果が高く掘り起こしの容易な対策さえ見いだせてない。したがって、費用対効果が高い取組を促進する仕組みとしても、カーボンプライシングは、新しい経済、脱炭素の経済にするため必要な制度である。カーボンプライシングの乱暴な導入によってエネルギーコストを押し上げ、特定の産業に激変を起こすようなことは反対だが、国際状況も踏まえながら適切な制度設計を行った上で導入していくことは、現時点で必要なことである。

問 パリ協定で合意された脱炭素化、CO₂の排出削減目標については、目標と現実との間にギャップがあるとの指摘がある。地球温暖化による海面上昇や気候変動による大災害の多発など、人類の生存に関わる問題であり、各締約国がこのギャップをいかに埋めていくかが課題である。日本は、国内では石炭火力発電所の新增設を進め、国外に対してもCO₂排出量の多い旧式の石炭火力発電所建設への公的融資を行っているが、こうしたパリ協定と相反する国内外での態度は、自ら掲げた目標とも反するようなものであり、パリ協定に合意した以上は改めるべきではないかと思う。

答 日本で石炭火力発電所の新設計画があることの背景を考える必要がある。エネルギー・ミックスを考えるに当たり、温室効果ガスの削減、電力コストの抑制、自給率の回復の三つを目標として掲げて策定した。そして、国内で石炭火力発電所の新設計画があることの一つの大きな背景には、原発の再稼働の見通しが立っていないことに大きな要因があるのではないかと考える。したがつ

て、日本において石炭火力発電所の新設を最小限に抑えるという意味で最も効果が高いのは、原発の再稼働を着々と進めるということを考える。また、海外への技術移転については、ベースラインをどう考えるかである。要するに、途上国は最も安価なエネルギー源である石炭を使用する。そして、日本が高効率の石炭火力発電の技術を途上国に輸出しなくても、その場合は中国の更に質の悪い石炭火力発電の技術を利用する事になるが、既存の効率の悪い石炭火力発電所を使用し続けることになる。それと比較して日本が輸出した技術でどれだけCO₂削減を図ることができるかということを考える必要がある。

問 ドイツ政府の諮問委員会が行った2038年までの脱石炭の宣言の内容及び評価、また、日本の脱炭素化目標との関係について伺う。

答 ドイツは石炭の產出国であり、現在、電力の38%を石炭火力発電に依存しており、日本より石炭依存度が高い国である。しかし、既に脱原発を決めているドイツが2038年までの石炭火力発電ゼロと決めるということは、パリ協定に基づいて取るべきドイツの選択として他になかったことを示している。そしてパリ協定に比べると2038年では遅過ぎるとしてドイツ、歐州では大きな批判が上がっているほどで、これに比べると、日本の石炭火力発電所の新設計画は、26%削減目標もエネルギー基本計画も上回る勢いで進んでおり、環境大臣も日本目標と整合しないとしているが、それでもかわらず、何らかの政策的な抑止が働くことは極めて問題である。

問 脱石炭国際連盟のように、欧州各国は国内の石炭火力発電所の新設を停止し、既存石炭火力発電所の段階的な全廃を目指す。また对外的には途上国支援を停止するとの合意がされる。これは日本の国内の動きとは異なる動き、すなわち地球温暖化対策を一段上に置いてエネルギー政策の転換を進める姿勢であると思う。日本がパリ協定を締結して国际社会に脱炭素化目標を結束しながら、これと逆行しかねないような姿勢を示し続ける最大の要因及びその解消に何かが必要と考えるか伺う。

答 最大の要因は、第5次エネルギー基本計画で原子力発電と石炭火力発電をベースロード電源に位置付け、石炭火力発電を使い続けることができる、それ

が重要だという政策方針が発表されたことで、それが市場にシグナルを送っていることが問題である。

【技術革新】

問 参考人はイノベーションという観点を強調していたが、電力についても、原発の安全性向上は技術であり、再エネコストの低減も技術であり、化石燃料発電のCO₂発生抑制も技術である。幸い、日本は技術が強みの国であり、國際貢献につながることはできると思う。イノベーションにも様々な種類があるが、この先、特に日本において、全てに取り組むべきなのか、それとも政府が注力すべき焦点となるような分野があるのか伺う。

答 日本にとって特に重要な技術は、一つは水素であり、2018年に水素開発会議が開催され、日本がリーダーシップを取る意思を明確にした。もう一つは、CCUである。排出されたCO₂を単に大気中に放出させるのではなく、それを用いてメタンやプラスチック、建設材料等を作るといつたことで活用しようとするものであり、そのための技術のめどはある。そうなると化石燃料の利用とCO₂の排出削減が両立できることになる。さらに、国際的にも波及可能性が高いので、こうした分野を中心に取り組むべきである。

答 RITEがCCSの技術開発に取り組んでいることもあり、これは非常に重要な技術と考える。ただ、技術にはコストとCO₂削減量に様々な組合せがあり、全体を見渡す必要がある。つまり、地球温暖化リスクの大きさとそれに対応する技術の進展を見極めながら、その技術のポートフォリオをつくっておく必要があり、現段階では、ある特定の技術だけではなく、様々な技術全部を取り組む必要がある。しかし、余りに大きく展開し過ぎると政策的なコストが非常に掛かるため、技術開発にとどめるものと、コストが下がった技術を大きく展開するためサポートするものとに峻別しながら、同時に地球温暖化リスクを見極めながら取り組むことが重要である。AIやIoTの可能性は大きく、このようなエネルギー・システム統合技術は、特に経済合理性にCO₂排出量を大きく削減できる余地があるという意味で重要ということを再度強調する。

(外) 報 告

問 A.I や I.O.T といった技術革新は社会にインパクトを与える最終的には電力の

安定供給や地球温暖化対策に貢献するであろうが、どのくらいの速さで進み、どのくらいのインパクトがあるのか伺う。

答 A.I や I.O.T の効果は、社会において非常に幅広く普及する場合があり、予測困難ではあるが、例えば自家用車は 5%程度しか稼働していないので、完全自動運転が実現し 4~5 倍の稼働率になれば、それだけ台数が必要となるため、波及して鉄やプラスチックの使用量が減ることになる。しかも、自動車を

所有からシェアする社会へと、大きく変わっていく可能性がある。同様に、食料システム全体も無駆が非常に多いが、A.I や I.O.T によって自動的に需給バランスを取ることにより、現状では困難な無駆の削減が、技術コストの低下により実現できるようになる。したがってイノベーションの機会は大変大きく、社会はこの重要性を認識して取り組むことが大事である。

問 2020 年東京オリンピックを契機に、世界に先駆けて自動運転を実用化しようとする日本にとって、自動運転が一つの Society 5.0 の突破口になるのではないかと期待しております、これについてエネルギー、気候変動との関係を含めて意見を伺う。

答 Society 5.0、そして自動運転の実現は、利便性を非常に高める部分が多く、結果としてエネルギーの使用が減り CO₂ が減る。これこそがグリーン成長、経済と環境の好循環であり、わざわざコストを追加して取り組むようなものではなくなるという意味で非常に重要なポイントになるので、政府が一體となり、そして国会もサポートする形で推進していただきたい。

問 地球温暖化対策として脱炭素が必要であり、そのために脱石炭火力発電といふ流れはよく理解できたが、一方で、それを進めていくための課題も多々あると思う。特に民間企業の立場からは、エネルギーコストの増大によって日本の産業として国際競争力に大きなダメージが与えられるとの懸念がある。加えて、経済と環境の両立のためには、技術革新を進めるとともに、そのための投資が必要ということである。個別の企業としては、電気料金の実質的な上昇を想定すると、本来であれば技術革新のための研究開発に投資したいが、それが

できないという現状を含め、国の支援策の在り方を伺う。

答 企業の研究開発への投資は極めて重要である。政府の研究開発予算もあるが、何といっても民間企業の努力が必要になる。そうなった場合、マクロ経済環境が良好でなければ、企業収益が悪化すると、どうしてもリスクのある革新的な技術開発よりも今ある技術の改善となってしまう。したがって、まずは良好なマクロ経済環境が必要であり、そのためには、電力料金の大幅な引き上げは回避すべきである。

答 民間企業が研究開発への投資を進めるためには、非常に良い企業環境がなければならない。電力コスト負担の大きくなっている産業が非常に低成長になってしまっている状況があると、新たな投資も良い経済活動も生まれないという悪循環に入ってしまうため、いかに好循環化し低炭素化につなげていくかということが極めて重要である。

(2) 資源エネルギーの安定供給(平成31年2月27日)
参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

(意見の概要)

九州大学大学院工学研究院准教授 渡邊 裕章 参考人

日本近海に貯存する国産資源の開発、特にメタンブルームの開発に関する、大きく五つの点、すなわちメタンブルームの概要、注目すべき理由、近年の研究動向、回収技術の検討事例について説明した後、メタンブルームを国産資源とするために今後必要なことについて意見を述べる。

まず、メタンブルームとは、メタンガスが海底面から湧き出してできる気泡とメタンハイドレート粒子により形成される柱状のメタン濃集帯を指す。計量魚群探知機での計測によると、メタンブルームは、海底から水深約200～300mまで柱状に立ち上っていることが確認でき、また、水中ロボットによる直接撮影では、海底面から気泡が出ていることが確認できる。当初、メタンブルームは、産業技術総合研究所で調査研究されている表層型メタンハイドレートの目的な役割を果たす付随的なものとして考えられてきたが、近年は、これ自体が研究対象となっている。

メタンハイドレート粒子は、低温高圧の概ね水深300mより深いところを安定領域とする。近年の表層型メタンハイドレート研究によると、メタンブルームの由来は、海底の下層から上昇するメタンガスの一部が海底面から湧き出すものであることが分かってきた。海底面から湧き出したメタンガスは、海水と反応して直ちに被膜に覆われ安定した粒子、すなわち水分子の中にメタン分子が取り込まれたような構造の粒子となって安定して存在し、フラスコ状のものをかざすと、粒状のまま捕集できる。この粒子が浮力により水深300m附近まで上昇すると、被膜が分解してメタンガスが徐々に海水に溶解していくものと考えられている。

海底のマウンド(小丘)下のガスチムニー構造にセンサーを投入して音響調査により詳細に分析したところ、その中はメタンハイドレートが層状に分布し、硫化水素や炭酸塩等が付随して存在することが分かってきた。このことから、メタ

ンブルームのガス湧出量は、海底下層から上昇してくるメタンガス量から、メタンハイドレート化して留まるものと、硫化水素が出来る嫌気的酸化反応で消費されるメタン量を除いたものと考えられる。メタンブルーム一つ当たりの湧出量は、上越沖及び海鷹沖における先行研究によると、年間で3,000t、概ね420万㎘であることが明らかになっている。

次に、メタンブルームに注目すべき3点の理由を述べる。1点目は、自然の湧出物であり、数万年単位での持続が可能ということである。メタンハイドレート層周辺の堆積物の分析から、日本海では少なくとも30万～63万年前からメタンガスの湧出が続いていると考えられる。2点目は、相当な湧出量が見込まれることである。2009年までに上越沖だけで40本を超えるメタンブルームが観測され、メタンブルーム40本分は2018年11月現在の市場価格にして37億円程度となる。また近年、国内海域で285本のメタンブルームが確認されたとの報告もある。さらに、産業技術総合研究所によると、現在までに発見されているガスチムニー構造は1,742か所であり、相当な湧出量が見込まれる。3点目は、地球温暖化への影響について、メタンの地球温暖化係数はCO₂の25倍であるため、自然界に単純に放出されるよりも、火力発電等でエネルギー利用を図る方が温室効果抑制の可能性があるものと考える。

次に、メタンブルームに関する近年の研究動向を紹介する。メタンブルーム研究は、海外では主に環境への影響評価の観点によるものであったが、最近では資源としての研究が増加傾向にあり、米国エネルギー省やドイツ経済エネルギー省が資金を拠出していることが分かっている。ただ、貯蔵形態に関する研究は大きく増加傾向にあるものの、回収技術に関する研究は不十分な状況である。研究対象は2種類のメタンブルームということが最近の流れである。一つは、深海のメタンハイドレート安定領域におけるガスチムニー構造のメタンブルームで、日本近海では上越沖、隱岐トラフ、網走沖、十勝沖、日高沖等に存在する。もう一つは、メタンハイドレート安定領域よりも浅い大陸棚外縁等のメタンブルームで、海外では米国のノースカロライナ、ノルウェーのスピッツベルゲン島、日本近海では佐渡の北東沖や最上トラフ、潮岬沖等で発見されている。

2015年に佐渡北東沖を調査したところ、37本のメタンブルームを確認した。その中には水深178mといつた安定領域よりも浅い海であっても存在し、海面に到達するものもあることが分かってきた。また、米国のノースカロライナ沖では570本のメタンブルームが確認されており、そのうちの440本が安定領域よりも浅い海にあることが分かった。この存在確率から計算すると、同海域にはおよそ数万本のメタンブルームがある可能性が報告されている。さらに、ノルウェーのスピツベルゲン島西岸エリアにはメタンブルームが数百本にわたり帶状に存在しており、その多くは浅い海に、場所によっては海面まで到達しているものが多く存在することが分かった。また、メタンハイドレートの安定領域には、海中の上間に加え、地熱によって深くなるほど温くなるため海底下には下限があり、メタンガスはおそらく海底の下限に沿って移動し、安定領域の上限を超えた浅い海域で湧き出すということが、浅い海におけるメタンブルームのメカニズムではないかと考えられている。

次に、メタンブルームをどのように資源化するかとの観点から、回収技術の検討事例について述べる。膜状のもので捕集し陸まで運ぶ回収システムでは、膜構造物、揚収管、揚収ポンプ、洋上のプラットフォーム、その上に置くガス精製設備、そしてパイプライン、船の輸送等を考えることになる。回収システムの評価を行うため、小型の膜構造物を使ったブルーム捕集実験や海底展開の可能性に係る実験では、膜構造物のメーカー、海洋土木の会社、ガスのプロン、化学品メーカー等の協力を得て実施し、基礎データを収集した。この実験はエネルギー収支の分析と経済性を評価するものである。

エネルギー収支比(EPR)は、投入エネルギーに対する生産エネルギーの比であって、1を超えないが、それでも研究開発の意味がない。投入エネルギーは設備建設に係るものと運用に係るものとに分けられ、設備のエネルギーは、素材を用意し、その素材から機械を造り、現場まで運んで組み立てるという一連の作業に係るもので、運用のエネルギーは、取り出したガスを陸まで運搬するものと設備の保守、修繕に係るものが含まれる。

経済性評価については、単位熱量当たりでコストを評価し、このコストには資

本費、運転維持費、燃料費等が反映される。プラントの建設、運用、廃棄というライフサイクル全部を考慮するため、運営を30~40年と考え、割引率を3%と仮定した。また、天然ガス価格は2018年11月時点の1.22円/MJ(メガジュール)とした。計算条件は、上越沖の海霧海脚エリアを例にとり、水深1,000m、離岸距離50km、メタンブルーム一つ当たりのメタン湧出量を前述の推定値3,000t/年とし、直径20mのアンカー付き膜構造物を1~5基、膜一つ当たり1~10個のメタンブルームをカバーする運用、産出プラントは30年間稼働と想定した。そして基本ケースはパイプライン輸送とし、圧縮天然ガス(CNG)船で輸送した場合や、近接する岩船沖の油ガス田プラットフォームの洋上設備を流用した場合等を検討した。その結果の一例として、パイプライン輸送の基本ケースでは、膜構造物の設置数や膜一つ当たりでカバーするメタンブルーム数に比例してEPRは増加し、最大値は28.5となった。他方、EPRの最小値は1以下の0.6であった。

投入エネルギーの内訳で最も大きいのは運用エネルギーで、中でも輸送エネルギー、すなわち洋上設備の運転エネルギーが最もエネルギーを要するということであった。

コストについては、膜構造物の設置数や膜一つ当たりでカバーするメタンブルーム数が増えるに従い低減するが、次第にメリットが低下してどこかに収束していく傾向が見られた。検討範囲のコストの最小値は0.6円/MJで最大値は27.2円/MJであった。コストの内訳を詳細に分析すると、最も寄与度が大きいのは資本費のうちの初期投資すなわち設備費用であることが分かる。基本ケースに対してCNG船で輸送した場合と岩船沖プラットフォームを経由した場合については、まずEPRは、パイプライン、岩船沖、CNG船の順で高くなる傾向、そしてコストは岩船沖、CNG船、パイプラインの順に低くなる傾向となつた。コスト内訳を分析すると、岩船沖やCNG船のコストの安さには初期投資の抑制が大きく寄与していることが分かる。以上は飽くまで現時点で得られる各要素のデータを積み上げて計算した結果であつて、今後更に詳細に分析する必要がある。

この試算に基づいて、エネルギー安全保障と地球温暖化の抑制について考察す

る。メタン1gを燃やすと CO_2 が2.75gでき、メタンの地球温暖化係数は25なの
で、火力発電で燃料として用いると、質量ベースで地球温暖化効果を約9分の1
に抑制できると考えられる。今回のEPRの最大ケースに対して、最新鋭の天然
ガス焚きコンバインドサイクル発電を適用して試算すると、発電容量110MWのブ
ラントに対してライフサイクル CO_2 の排出量原単位はマイナス210.1g- CO_2
 $/\text{kWh}$ （キロワットアワー当たりグラム CO_2 ）となり、温室効果ガス排出削減効
果としては年間約260万tの CO_2 削減が可能との試算になる。なお、試算に当
たっては、メタンブルームの利用により地熱温暖化効果を9分の1程度に抑えら
れるネガティブエミッション効果と、輸入LNGの削減効果の二つを加味してい
る。

最後に、メタンブルームを国産資源として利用するためにはどこについて述べる。まず、メタンハイドレート由来資源の産出国になる利点の分析であつ
て、エネルギー安全保障の観点からのエネルギー自給率の向上を図るとの議論
や、温室効果ガス排出量削減については、そのネガティブエミッション効果、L
NG輸入量減少、石炭火力割合減少等、様々な議論を進める必要がある。また、
産出プラント建設の視点からもボテンシャル調査、すなわち、定点鑑測による年
間済出量の正確な把握や、工学的視点からの現地調査等の必要がある。さらに、
漁業との共存、そして、パイプライン敷設の要否、発電所との直結の要否等の陸
上インフラの立地点を考えていく必要もある。また、回収技術の確立に向けた
様々な試験を行い、要素試験のデータを積み上げてEPRやコスト予測の精度を
上げていく必要があり、実証試験によって早期の国産資源化を図る道筋をつくり
たいと考えている。

横浜国立大学大学院工学研究院教授 大山 力 参考人

「再生可能エネルギーの主力電源化に向けて」というテーマについて述べる。
再エネは、純粹な国産エネルギーであるため、上手に使っていくことは非常に
意味があるが、電力系統的には難しい面があることを理解しておく必要がある。
エンジニアとして、そうした難しい面を認識した上で、どう進めるべきかを研究

している。

以前、スペインのラマンチャの太陽光発電施設や、米国のハワイの風力発電施
設を観察した。いずれも日本では難しいような規模の発電量であったと思うが、
それほど条件が良いとは言えない日本で再エネを利用していくにはどうすればい
いのかという話になる。

再エネは自然エネルギーであるため、環境に優しく、純国産エネルギーである
という良い点があるが、問題が2点ある。一つはエネルギー密度が低い点であ
り、もう一つは電気が必要なときに発電せず、不要なときに発電してしまう点、
すなわち出力変動である。

まず、エネルギー密度が低い点について述べる。密度の低さは安全につながる
という良い面もあるが、再エネが配電線へ大量につながると、電気の逆流という
想定外のことが起きる。そして、電気の逆流が起きると配電線の末端の電圧が上
がり、各家庭に供給される電圧が高くなり過ぎてしまう。これに対応する方法と
して、電圧制御機器の設置や配電線自身を短くする等があるが、非常に費用が掛
かる。

また、上位の系統が停電した際に太陽光発電施設等が発電し続けると、停電し
ていると思って作業員が触ると非常に危険なため、太陽光発電施設等が単独運転
になったときには遠々かに停止しなければならない。しかし、電圧が少し不安定
になつたからといってすぐに停止するのは問題であるが、電圧が不安定になつて
も耐えることと、停電したら速やかに停止することは相反するため、それをどう
するかは非常に大きな技術的課題である。

配電線の電圧分布については、再エネが導入された配電線があると送り出し点
に比べ末端の電圧が上がる。再エネ導入がない場合だと、通常は送り出し点に比
べ末端の電圧が低いため、少し高めの電圧で送電し末端まできちんとした電圧で
届くようになっていたが、知らないうちに再エネが導入されると、急に電圧が上が
るといった問題がある。

次に、出力変動に係る周波数問題について述べる。2018年の北海道のブラック
アウトにおいても周波数低下に関する話があつたが、そもそも電力系統で周波数

が低下する理由についてその概略を述べておきたい。電力システム内では、原動機が機械的な回転エネルギーを発電機に伝え、発電機はそれを電気エネルギーに変換し、送電線、配電線を通して需要家に送っている。他方、大きな工場で急にモーターを回したりするなど、需要家は急にスイッチを入れたり切ったりするなど電気を使用している。こうした変動はほぼ光の速さで発電機まで伝わり、発電機で発生する電気エネルギーは瞬時に変化するが、発電機に入る機械エネルギーはそれができないため差が生じてしまう。その結果、その差は発電機の回転エネルギーで賄われ、電気エネルギーが多くなると発電機の回転数は下がり、少なくなると回転数は上がることとなる。発電機の回転数と電気の周波数は、発電機の構造上 1 : 1 の比例関係があるので、例えば需要家が急に電気を使用すると周波数が下がる。北海道のブラックアウトは、発電機が急に停止したために残りの発電機で対応しなければならなくなり、周波数が急激に低下した。再エネが導入されると、需要家が自由に電気を使い、再エネも自由に発電することになるため、ますます変動が大きくなり難い状況となる。

太陽光発電の出力は、雲と青空が混在しているようなときが一番変動するが、電力需要はほぼ一定であるとすると、供給側の太陽光発電の出力が変動するため、他の電源の出力を調整して、電力供給を全体として電力需要と同じにする必要がある。このため、米国の学会等では、太陽光発電などにはダンスマートナーが必要であると言われている。それではダンスマートナーはなぜかである。水力発電で調整可能であればよいが、どうしても火力発電の調整力に頼らざるを得ないために、火力発電の発電量を増やすことになる。このため、全体的には当然 CO₂ が減少するが、火力発電の中間負荷運転では少し効率が悪くなるかもしれないのに、火力発電だけ見ると増加することも考えられる。その他のダンスマートナーとして、日本では蓄電池が考へられているが、非常に高価である等の問題点がある。

また、太陽光発電設備一つだけだと雲が来ると急に出力が変わるが、雲は通過していくので、太陽光発電設備が広範囲に設置されれば一つが急に変動しても打ち消し合いで、などらかになるといういうならし効果が期待できる。ただ、

打ち消し合う効果というものが、いつでも期待し得るもののかはよく分からない。アメリカデータを用いた分析からは、数年に一度は全体の出力が急変することが分かったが、停電の発生は許されない。また、現在よりも太陽光発電の導入が進んだ想定では、現在では考えられない大きな変動が見込まれるといった問題が考えられる。

次に、再エネ電源がどれだけの供給力を持っているかについて述べる。再エネの設備容量は原発に比べてかなり多いが、発電量は逆転している。これは、再エネ設備は年間通じてフラットに運転しないことの表れである。そこで、再エネ設備はどの程度必要かを考える。電力系統の負荷率（年間ピーク電力需要に対する年間平均電力需要）は概ね 60% であり、太陽光発電設備利用率（発電設備容量に対する年平均発電量）は約 14% である。したがって、太陽光発電だけで必要なエネルギー全てを発生させる場合、年間ピーク電力需要の 4 倍以上の設備容量を有する太陽光発電設備を造らなければならない。太陽光発電は、発電量が余るときは大量に余るが、足りないときは足りなくなるので、どうしてもダンスマートナーが必要となるが、余るときは出力抑制が一番である。出力抑制を悪とするような報道等があるが、これが世界の主流であり、再エネを主力電源として考える場合は、出力抑制は考えいかなければならぬ。また、発電量が不足するときは、電力貯蔵か他の電源に頼らざるを得ないが、電力貯蔵は今のところは高い。ここで、太陽光発電の導入により太陽光発電以外の発電設備をどれだけ削減できるかを検討する。太陽光発電の導入が少量であれば、昼間は太陽光発電以外の発電設備が供給しなければならない需要分を減らすことができる。他方、太陽光発電の導入が大量であれば、昼間よりも夜間の方が太陽光発電をこれ以上導入しても、太陽光発電以外の発電設備の削減にはつながらないこととなる。経済産業省の試算結果によると、太陽光発電は平均 30~40% の出力だが、需要ピークの頂でも 10% 近いときがあるため、それに備えて他の電源を何とかして持つ必要がある。kW 値（ある電源を 1 kW 導入したとき、信頼度同じレベルに保つとすると既存の電源を何% 減らすことができるか）で評価すると、最初は 40~50% 程度削減できる

が、太陽光発電が増えてくると、どんどん価値が減る。これは、太陽光発電は昼間しか発電せず夜間の分は減らせるはずがないため、当然のことである。

次に、太陽光発電等における急な出力変動について述べる。太陽光発電等を導入していない場合、現状程度の導入量の場合そして2030年の予測程度の導入量の場合において太陽光発電量が急激に減ることによる周波数の変動を想定したところ、太陽光発電を導入していない場合でも周波数は変動するが、現状程度の場合でも変動はするがそれほどどの問題はない。しかし、2030年予測の導入量だと、他の発電所の調整が追いつかないため、周波数が下がる可能性があるとの結果となつた。したがって、太陽光発電の接続可能量の更なる増加のために、太陽光発電に対応して出力を変える電源をどう確保するか、また天候の予測精度の向上も大変重要なとなる。さらに、出力抑制を一度決めると、発電可能な状態でも抑制したままになっている。これは、再エネ等の小さな発電所に対してリアルタイムに指示が出せないという技術的問題であり、こうしたことへの対応も必要となる。さらに、デマンドレスポンス、すなわち需要家側の対応をどうにかするといふこともある。

最後は、地域偏在についてである。風力発電の導入は、北海道、東北北部、またそれほど多くはないが九州といった地域偏在がある。ただ、日本では風力発電よりも太陽光発電が多く導入されており、地域偏在はないだろうと言われている。しかし、晴れている地域から曇りや雨の地域へ電気が流れるといった場合、電力ネットワークが非常に強弱があれば地域間でのならし効果も期待できようが、現状では困難かもしれない。電力ネットワークの強制化とは、連系線を大量に建設するということであるが、例えばデンマークは、国内の電力需要に比べて非常に大きな国際連系線を有している。ただ、この国際連系線は、北欧の水力発電による安価な電気をドイツ等の高い電気料金の地域に送電するため造られたもので、北欧とドイツの中間にあるデンマークは、国際連系線の恩恵を受けており、例えば、北欧からドイツに送電される場合を考えると、デンマークで余れば北欧側に押し返せばいいし、不足すればドイツから送電してもらえばよいということで、必ず片側が空いているので運用が非常に楽になっている。このように送

電線を造っている最大の理由は、安価な電気を高価な地域に送るために、値差と呼ばれる値段の違いの存在が、その原動力となっている。

日本には、元々資源がなく、どの地域も同じように電気をつくってきたため、これまで余り値差がなかった。しかし、今後、純国産エネルギーの大太陽光発電や風力発電等が導入されねば、需要の側に偏在があるため、値差が大きくなる可能性がある。すなわち、電気がたくさん余る地域から不足する地域に送電する場合、そこに値差が生じるはずであり、それをどうつくっていくかが問題となる。連系線の建設費は、一般的に電源者が特定される特定電源は電源者が費用を負担し、特定されない不特定電源はみんなで負担する。ただ、不特定電源のための連系線建設費負担の仕組みをどうするかは政治的な課題であり、電気料金に上乗せする託送料金や、再エネの賦課金が考えられるが、値差の活用も考えられる。欧洲では、地域間連系線の両側で生じる値差をため、連系線の建設費用を充てることが主流となっている。費用がたまるまでには時間が掛かるが、こうした点も含めて検討いただきたい。

京都大学大学院経済学研究科特任教授 安田 阳 参考人

再エネの便益と導入の意義について述べる。

私は、約25年間にわたり電力工学を研究していたが、2、3年前から経済学を勉強し始めた。その理由は、再エネの導入及び何が障壁となって導入が進まないのかについて各国の事例を研究したところ、克服できないような技術的問題ではなく、市場設計や制度設計が大きな障壁となっているという理解に至った。それゆえ、技術だけではなく、政治、経済を学ばないとならないと考えたためである。再エネに係る問題を解決するには、技術論と経済学に関する知識が必要となるが、両者の間にはギャップが存在する。これを埋めるためには、経済学に係る基本的な問題について、国民全体で共有しなければならない。

国際エネルギー機関（IEA）は、2018年発表の「世界エネルギー展望（World Energy Outlook）」で、廃棄の課題である気候変動への対応には、2040年までに再エネを世界の電源構成の66%まで導入する必要があるとのシナリ

オを提示した。また、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）は、2017年発表の「REmap」で、気候変動に対応するためには、2030年に再エネ全体で45%、水力以外では28%、そのうち風力14%とのシナリオを発表している。これらに対し、日本の第5次エネルギー基本計画では再エネ比率は22～24%である。両シナリオの再エネの数値目標は世界の平均値であるので、更に進んでいる国や既に大量導入している国もある。したがって、日本が2030年あるいは2040年、2050年まで、技術立国あるいは環境立国の看板を掲げるのであれば、世界平均より更に高い数値を設定しなければリーディングカンツリーとは言えない。エネルギー源の中で最も再エネへの投資が進んでいる世界の現状を踏まえ、日本も十分に考慮していく必要がある。

世界中で再エネの導入が進んでいるのは、単なる情緒的なフレームではなく、経済的な原理で合理的に進んでいるものである。各國政府、国際機関さらに投資家までもが再エネに駒を進める理由については、「外部コスト」や「便益（benefit）」という経済用語を用いなければ説明が難しい。外部コストとは隠されたコストであり便益とは国民全体へのリターンである。こうした経済的な議論に基づく再エネ導入が最もリスクが少なく、また国民、地域市民に良いことがあることを合理的に考えた結果、各國は再エネに駒を進めていると理解している。経済産業省が2015年に発表した発電コストのリストによると、再エネのコストは他と比べると高い。日本において現時点で一番安いのは原子力発電、次いで石炭火力発電となっている。それでは、国民負担や経済を考えると安い方が望ましいということで、原子力発電や石炭火力発電を選択したいとの声もあるが、再エネは高いから後回しということで本当に良いのかという点が問題の出発点である。

便益とは、経済学用語では恩恵の貨幣価値であり、定量計算が必要なものである。あえて言えば、コストの反対用語である。これは専門的に言えば、「私的便益」と「社会的便益」とに分類され、社会的便益とは、特定の人・企業が得る利益とは異なり、市民・国民全員が共有できるものである。便益を考えずにコストしか考えないと、再エネへの取組を強いられているとなってしまいがちだが、コストとは、便益が返ってくるのであれば投資となる。したがって、コストだけを

議論するのではなく、掛けたコストに見合う便益が得られるかどうか、公共事業等における費用便益比（CBR）といったものをエネルギー問題についても議論する必要がある。この便益という経済用語がどの程度日本で使われているのかを、4大新聞での出現頻度で調査したところ、再エネのコストに関する記事に対し便益に関する記事はほとんどないに等しく、これでは何のために再エネの便益を考えなければならないとしているのかということになってしまふ。本当は再エネに便益があるのだということを国民全体で議論しなければならない。

市場競争により価格が決まるという一般均衡理論だけで本当に良いのかということである。経済学では、価格は、生産に伴う私的限界費用と消費の限界費用の交点で決定するとされるが、実は、私的限界費用ではなく社会的限界費用との交点で決まるのではないかと考える。特に汚染物質の対策コストや事故の補償コストが隠れたコストになってしまえば、社会全体の厚生損失になってしまう。したがって、隠れたコストについてもそれを表面化させ、それをコストに上乗せして計算しなければ、社会全体で公平にも効率的にもならない。外部コストは、市場取引に反映されない隠れたコストであり、取引当事者以外が不適に損をする、あるいは将来世代にツケを回すことになるため、対策を立てる必要があり、環境汚染対策等の例でも明らかのように、外部コスト対策を惜しんだ結果がどうなるかを考えなければならない。こうした観点から、エネルギーは、単なるコストだけではなく、便益や外部コストをそれぞれ計上しなければならない。再エネにも外部コストがあるように、各電源には長所短所があり、そうしたものを見らかにす る必要がある。

歐米における実際の取組を見ると、1990年代頃から日本円にして20億円程度の大きな予算で、相当な研究者と組織による広範囲な国家プロジェクトレベルでの研究が進んでいる。また、IPCCの「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書」によると、石炭火力発電は再エネに対し100倍程度の外部コストを出している。つまり、再エネは従来電源の100分の1程度しか外部コストがないため、再エネに置き換えることにより更に大きな便益が出てくる。また、欧洲委員会の2003年の外部コストの研究でも、やはり火力発電の外部コストは高

いとの結果となっている。この時代の技術では太陽光発電の外部コストが高かつたが、それが今後どうなるのかを注視している。さらに、英國サセクス大学の教授の試算によると、やはり風力、地熱、太陽光等による各発電は外部コストが非常に安いという結果になっている。重要なことは、こうした研究の都合の良いところだけを抜き出して議論するのではなく、そもそも日本の電源はどうなのかという研究を進める必要があるということである。

各電源の外部コストについては、全ての利害関係者が、正直に、できるだけ正確にデータを合わせて研究し公表しなければならないが、日本ではそうしたことには進んでいないようと思われる。これは一部の研究者が地道に取り組むレベルではなく、国民全体、立法府等でも議論されるべきものと考える。外部コストの例ではないが、環境省が気候変動による被害コストについて調査した取組がある。日本でもこうした取組を更に進める必要がある。再エネの便益についても環境省が、再エネによるエネルギー自給率の向上、CO₂削減効果、化石燃料の調達に伴う資金の海外流出の抑制効果等について試算した例があり、更にこの議論を進める必要がある。このように数字を示すことで、再エネ促進の意義の見える化が図られるが、この点についての研究は海外の方が進んでいる。IRENAによると、再エネに対し世界全体で毎年30兆円の投資が必要になるとしており、こうした巨額の投資の必要性、誰が払うのか、コスト負担ではないのかといった議論はあるが、投資によって便益が生まれる、来るべき損害を減らせる、未来への投資であるといった考え方をしなければ、再エネの導入は容易ではない。費用便益については、例えば、道路についてのマニュアルは国土交通省が作成しているが、海外では再エネや送電線に関するものでないかと見られるが、日本ではまだ少ない。こうした点を国レベルで更に議論していく必要がある。

エネルギーに関して、日本でもコストに関する議論が多いが、コストだけではなく便益も考える必要がある。便益の少ない技術は推進すべきでなく、コスト削減が必要となるが、コストが高いとしても便益が多ければ推進すべきであり、こうした意思決定・合意形成の仕方、定量的な考え方が必要になる。特に、地球温暖化対策、そして気候変動問題は、コストを支払う現世代と便益を受け取る将来世代とが異なり、合意形成の仕方が問題となる。将来世代は現時点で意思表示ができないため、現世代が責任を持って良いものを未来に残さなければならない。これは、経済学的な合理性で考えなければならぬことであり、隠れたコストも含めなければ将来世代にツケを回してしまうことになる。

したがって、再エネ支援策として国民から費用を徴収しているFITに関して賃取費用総額が大きくなってきており、将来的には年間4兆円と言われ、高額との指摘もあるが、2030年になると大きく減少していくとの予測もある。そうした中、便益は現段階では分かりにくいかもしないが、確実に将来世代に残るという考え方で進める必要がある。実際、ドイツ等でも電気料金が上昇している旨の報道があるが、その内訳を見ると税金の割合が多い。また、価格が大幅に上がっていた時代も、原油価格の上昇が支配的だった時代、再エネ賦課金の上昇が支配的だった時代があった。しかし、将来予測として、ある時点からは一定、あるいは漸次減少していくことが予見されており、そういう情報が開示されているためか、ドイツでは国民の電気料金上昇への容認性は高い。賦課金は一般家庭で1か月1,000円以上と日本よりも高額であるが、世論調査で適正な範囲であると回答する国民が多いといいうデータが出ている。つまり、外部コストの低さ、便益の大きさといった定量的な評価を日本で更に行うことによって、再エネの導入を進めるための国民の合意形成が可能になると考える。

再エネの導入拡大に伴う送電線の問題と、その費用負担の問題に関する便益というキーワードで説明できる。仮に再エネに便益が全くなく、公害のように導入するほど迷惑なものであるとすれば、公害同様に、原因者負担の原則が適用されてしまうであろう。ところが、再エネには便益があるため、受益者負担の原則を適用しようということである。すなわち、再エネは全国民が享受するため広く薄く負担する方が、効率的で、社会コストが下がり、そして必要なノベーションや投資が進むという考え方であり、特に欧米でこうした考え方が進んでいる。つまり、再エネの導入には様々な課題への対応が必要となることが明らかとなっているが、再エネの導入に対応するためというよりもむしろ、再エネ、新し

い技術が入ってくることで、イノベーションが進み、産業界も活性化するため、

系統側が受けた方が良いことが技術的にも経済的にも分かってきた。この点が、再エネ導入が進むかどうかの大きな違いになろう。欧洲では、再エネのお陰で経済が活性化していく、技術的な戦略で世界に打って出ることを企画している国もある。このように発想をいかに逆転させて世界に貢献するかを日本も考えなければならない。

以下、参考までに変動性再エネ電源（VRE）に関する世界の論調について紹介する。IEAは2014年に発表した「電力の変革」で、風力発電や太陽光発電といったVREのシェアが5～10%という低い段階では大きな技術的な課題はないとしている。つまり、現在の日本の平均は約5%で、導入が進んでいると言われる九州電力管内でも10%強であり技術的な課題が出てくる段階に近づいているもの、基本的には蓄電池や水素は全く必要ない状態であり、少なくとも2030年に20%程度の目標であれば技術的な課題はないレベルということが世界的な認識である。そして、同報告書では技術的な観点からは年間発電量の25～40%はVREが導入可能としており、その場合はもう少し努力が必要だろう。さらに、電力システムが持ち得る全ての対策を考慮しないまま単に風力発電と太陽光発電を増やすべきよいといった古い伝統的な考え方では重要な点を見落とす可能性があるとされている。また、IEAは2018年に発表した「再生可能エネルギーのシステム統合」で、VREについての議論は、様々な誤解、通説、誤った情報により依然として歪められているとしている。つまり、こうした新たな技術を導入するには、古いルールを新しいものに変えていくことが重要となる。

（主な議論）

【我が国のエネルギー政策】

問 第5次エネルギー基本計画において実現すべきものと位置付けられた2030年エネルギー・ミックスでは、火力発電は石炭・石油・LNGで56%、原子力は原子力政策の再構築を踏まえて22～20%、再エネは22～24%としている。環境の観点からは、石炭火力発電所の大規模な増設計画は国際社会においては変則的ではないかとの議論もある。しかしながら、2030年エネルギー・ミックスは、3E+Sという発想でバランスを考慮した結果である。そこで、2030年エネルギー・ミックスに関する所見及び追加すべきと考える点があれば伺う。

答 メタンブルームを用いた火力発電を再エネとの関係で考えると、再エネの出力変動の吸収には揚水発電や蓄電池等が挙げられるが、信頼性があつて現実的に容量をカバーできるのは火力発電であろう。特に天然ガスを使ったガスター・ベン発電が再エネの変動をカバーできる可能性があるため、再エネと同容量の火力発電が必要になるとの議論もある。したがって、2030年エネルギー・ミックスでは石炭火力発電が26%、天然ガスが27%ということだが、これを国内資源であるメタンブルームに少しでも代替できれば、コスト面からもエネルギー安全保障面からも、そして再エネの更なる進展にも寄与するものと考える。

答 日本における再エネ導入には、問題はあるものの更なる導入は可能と考えている。ただ、最大の障害は出力抑制の問題であり、当初、日本では余り出力抑制しないとの条件で導入された再エネがかなりあり、後から参入した場合は非常に出力抑制されるという形となっている。出力抑制は世界の主流であり、それがないと主力電源化はできないので、今後そこをどうするのかが最大の問題である。また、原発は、初期コストが最も大きい電源であるため、電力会社の立場に立てば、自分たちでは決められないため、国の政策として決めてもらう必要があるので、その点についても議論願いたい。さらに、原発は現在停止しているが、停止していても津波が来たら危ない電源なので、これをどう使うかも含めて考えていただきたい。

答 IEA等の公式な国際的見通しは、この約10年の間、ことごとく実際よりも

下回っており、見通し以上に再エネが導入されている。このことから実際の産業界では、国際機関の見通しよりも更に上積みした形で導入される可能性が非常に高い。そうした中、日本がそれより低い目標を掲げてしまうと、新しい産業が萎縮する可能性がある。したがって、再エネの導入目標については、更に導入できるという大きな目標を掲げることが、新たな技術を促進する上で重要なメッセージになるものと考える。

問 2018年9月の北海道胆振東部地震では、全道が停電するブラックアウトが起き、大規模集中発電の災害に対する脆弱さが露呈した。当時の電力需要量の半分を一手に供給する苫東厚真発電所が全て停止したことにより、結果的に全道停電を引き起した。ここから考えられることはまず、電力の安定供給のために、大規模集中発電には課題があり、分散型への転換が必要かつ有効と考えるが所見を伺う。また、原発は震度5程度の地震で自動停止するため、仮に原子発が稼働しているときに地震が発生した場合、損傷がなくても原発は緊急停止し、全道停電に至るリスクが高かったと指摘されている。このため、原発は、電力の安定供給という点で他の電源より優れているとは言えないと考えが所見を伺う。

答 北海道の全電力需要に対する比率から考えると、苫東厚真発電所がその半分を担っていたことは大き過ぎたと感じる。その意味では、分散か集中かのいずれかということではない。集中し過ぎることには問題があるだろうが、全てを分散電源とすることもまた難しいと考えており、やはりバランスを保つ必要がある。苫東厚真発電所と同規模の発電所が本州で停止しても、全体に占める割合はかなり小さいので、北海道の集中に比べると分散に近いという面もある。また、原発は事故を絶対に起こしてはならないため、地震が発生した場合は安全のために停止することは当然であるが、それによりブラックアウトが起きる可能性はある。これを起こさないため、運用面含めてしっかりと取り組まなければならず、泊原発が稼働していれば、苫東厚真発電所だけのときと比べて樂に供給できていたとは言えないことは確かである。

答 北海道のブラックアウトに関する調査では、電力広域的運営推進機関から詳細な報

告書が出ており、結果的に苫東厚真発電所の石炭火力発電3基に集中していたことだけが原因ではないとの結論に至っている。この3基が短時間のうちにダウンしたことは事実だが、それ以外に、送電線4か所が地震で瞬時にダウンし、そこも原因だったということが、様々なシミュレーション結果からも明らかになっている。したがって、一般論として、大規模集中型よりは分散型が良いとの意見が多くあることは理解できるが、北海道のブラックアウトとは問題が全く別ということを科学的な観点から認識していただきたい。その上で、分散型電源も、分散型になればなるほどブラックアウトに強くなるのかというとそうでなく、別の問題も発生する。結局のところ、新しいシステムや技術を導入するには、ルールを新しくしなければ困難な問題が発生してしまう。分散型電源になれば何でも解決するということではなく、分散型電源にも課題がある。ただ、それは日本の技術力を持つすれば乗り越えられるものの、ルールが伴わなければギャップが開いてしまい、様々な問題が発生する。したがって、ルールをしっかりとしていくことが重要である。

問 日本の2030年エネルギー믹스における再エネ割合は世界に比較して低く、特に風力発電は1.7%しかない。その一方で、2019年6月改定予定と言われるインフレーシステム輸出戦略では、風力発電を重点分野にするとの話が出てきている。これには整合性がないと感じるが、日本のメーカーのほぼ全てが撤退し、国内の産業基盤もほとんど整っていない状況下で、風力発電のインフラ輸出は可能か伺う。

答 日本の風力発電機メーカーがほぼ全て撤退したことは、再エネを推進する人たちにとって非常に厳しいニュースである。一方で、世界中を見ると国内に風力発電機メーカーがなくとも、大量に風力発電あるいは再エネを導入している国もある。例えば、英國、オランダでは洋上風力が大変盛んであるが、実は国内に風力発電機メーカーはほとんどないが、総務省が非常に健闘しており、そこで経済が回っている。したがって、日本の技術戦略としては、国内に風力発電機メーカーが存在し、日本がノーベーションを起こせるのであれば、もちろん行った方が良いが、風車には部品が数千点あり自動車や船に匹敵する産業

と言われているので、国内の組立てメーカーがなくても産業は回る、あれば更に回るというふうに、前向きに考えることは可能である。

問 国内に組立てメーカーがない状況であっても、風力発電のインフラ輸出は可能か伺う。

答 海外の風力発電機メーカーには、日本製の発電機、交換機（インバーター、コンバーター）、ベアリング、主軸を風車の部品として取り入れているところがある。あるいは港湾、船舶、タワーといった形で、現時点でも風車産業や風車を支える産業等は、既に様々なところで活躍している。

【再生可能エネルギー】

問 今後、太陽光発電、風力発電等のVREを安定的な電源にしていくため、様々な制度的課題や技術的課題への取組が行なわれている。その一つに系統連系の課題がある。日本の電力系統は外国とつながっていないがこれをどうするのか、あるいは広域的運用の問題等の送電システムに係る需要調整の在り方について、日本が再エネ比率を歐米並みに上げるために最優先すべき対策について伺う。

答 今の日本の連系線は、相互の融通のためというよりも万が一への備えとして造ってきた経緯があり、十分な容量がないので、まずはそれをどう増やすかを検討すべきと思う。そのためには、地域間に値差が付くことが連系線を造る最大の動機付けとなる。例えばA地域のほどんど0円/kWhという安い電気を、他の地域に10円/kWhで売れれば、連系線の収益になるので、仮にこうした値差が続していくのであれば、その収益を連系線を造ることに回すことが最も適切な方法と考える。その上で、再エネ側にも、出力抑制を受け入れる素地を整えるなど、系統側と再エネ側の双方が譲り合わなければうまくいかないと考える。

問 外部コストや社会的便益については、日本人に余り浸透していないがために、大きな費用を掛けたままで系統を整備することへの抵抗感が日本では強いのではないかとのことだが、これには、見えない便益に対する抵抗感といった日本の文化的な課題、すなわち個人の便益には興味があるが、社会的便益にはほ

ほとんど興味を示さないという組織風土のようなものも影響しているのではないかと思う。こうしたことを含め、これから何を優先して取り組むべきか伺う。

答 便益、すなわちベネフィットという言葉は、英語では日常会話で使われているが、日本語では、それに相当する言葉が恩恵やメリットといったふんわりしたものであり、定量分析するという発想がなかなか出てこない。これから日本に必要なことは、きちんと数字で議論することやデータや根拠を基に議論し政策決定をすることであると考える。

問 原発をいずれゼロにするといつても、再エネを促進しなければ困難ではないかと考えるため、再エネ導入にはスマートコミュニティ等の分散型エネルギーシステムが経済性、安全性、環境保全等において有効と考えるが所見を伺う。

答 電気は地産地消に近いところもあるかとは思うが、ネットワークによって遠くまで送電できるメリットが非常に大きい。他方、熱供給はかなり地産地消に近いので、熱のネットワークと電気のネットワークとの両方を考えるとスマートシティが非常に重要なことになる。何でも地産地消でということではなく、バランスが大事である。

答 地産地消には「バッドな地産地消」と「グッドな地産地消」があると考える。前者は、何でも無理やり地産地消にすることで、かえって地域を疲弊させてしまうケースがあるため注意が必要である。他方、後者は、遠くで発電し送電線で運んだ方がコストが安い場合もあり、また、日本全体のためになる場合がある。重要なことは、何でも地産地消、分散型ではなく、数値での議論、費用便益分析といった科学的手法を用いることである。

問 再エネが導入されるとこれまで日本に余りなかった電気の地域間格差が生じ、広域的に再エネを調達し合うようになる、さらに、再エネが大量に導入されると値差が大きくなり、連系線増強の必要性が高まることが想定され、連系線増強が進めば風力発電などのVREを導入しやすくなる効果も期待できるため、今後の動向に注目することである。このことは、政策的、立法的な対応の観点なのか、それとも、このまま再エネの導入が増えて市場で自然に落ちしていくとの觀点なのか伺う。また、どう対処すべきかを含め、要望があれ

ば同う。

答 連系線の増強が進めば、万能ではないものの再エネの導入はしやすくなるが、最大の問題は、連系線を造るには何年も掛かるところにある。したがって、これから先、2030年辺りを見越して造ろうとするならば、政策面も含めて何らかの手立てを行う必要がある。値差を活用する場合、資金がたまつてから造るので、経済に任せると2030年には全く間に合わないことになる。また、値差を活用する否かは政策で決めなければならない。そして決めたとしても値差だけで造るとなるとかなり時間がかかる。したがって、必要なときに早く造るには、別途、資金を調達して投入することになる。一つの例として、高速道路網の整備がある。これは値差があるわけではないため、資金を調達し整備してから回収するという枠組みだと思う。そうしたことを送電網についても行えはいいと思うが、電力会社に任せるだけでは難しいと考える。

問 國際連系線の活用は、日本では難しいと考えるが見解を伺う。

答 國際連系線と同様の取組が日本国内でも可能ではないかと考える。

問 政治的課題として連系線建設の費用負担を託送料金や賦課金に求めるとの提案は難しいと感じるが、いかがか伺う。

答 大変難しい問題ではあるが、政治的な措置なしで電力会社が行うことは可能なのかというと、それは更に困難と考える。

問 第5次エネルギー基本計画では再エネを主力電源になると掲げながら、実際には、再エネの新規参入を阻む入場制限が生じていた。送電線への入場制限は技術的問題ではなく、空き容量がゼロだとする電力会社の決定方法について、客觀性や透明性の点で疑問視されているが、情報開示や基準設定の在り方について、現状においてどのような問題があり、制度的に解決するには何が必要か伺う。

答 送電線空き容量問題については、公開データを基に分析し、空き容量がないとされているところでも實際には空いているところがあるとの問題提起したが、これもルールの問題であって、従来のルールに基づく計算では空き容量はないとの結果になる。しかし、例えば欧州や米国の一端で行っているルールを

適用すれば、まだ使える容量はあることになるのであり、新しい技術に合わせて新しいルールを作っていくことになる。例えば太陽光発電、風力発電、火力発電、原子力発電、様々な特性を踏まえて、実際に流れている量を測る、あるいはシミュレーション等で予測して決めたらよい。海外では、こうしたきめ細かい予測、シミュレーション技術を利用した予測が数多く行われている。そうした新しいやり方になると、従来のルールでは空いていないと言われていたものが、空いているようになる。

問 再エネに対して連系への接続に対する制限を設けている国は日本以外ではないとのことだが、諸外国の状況を伺う。また、技術的問題により接続できない場合や出力抑制をしなければならない場合には高い説明責任が問われるとしているが、これは、誰に対する説明責任なのか、また、本来どのような説明をしなければならないのか伺う。

答 諸外国で制限を設けていないというのは接続に対する制限であって、基本的に接続があれば受け入れなければならず、接続できないという実情があれば、送電会社は送電線の建設が課せられている。日本では、2020年以降は発送電分離により発電会社と送電会社とに分かれるため、ベネフィットがある送電会社が責任を持って再エネを受け入れなければならない。一つの方策としては、出力抑制といういい方法を上手に使うことがある。出力抑制が一定程度認められると再エネの更なる導入につながるため、欧州等の再エネが進んだ地域では、特段の接続制限を設けてはいない。説明責任については、送電会社が規制機関に対して報告する。その報告は様々なレポートとして公開されており、出力抑制の理由や投資の概要について、多くの国民や海外の研究者からも読める状態になっている。

問 電力会社の発送電分離が進んでいない日本における出力抑制についての説明責任の所在を伺う。

答 発送電に係る法的分離は2020年4月までに行うとされており、それまでは、分離前の電力会社が説明責任を負うものと考える。

問 太陽光発電が相当増えたことで九州電力が出力抑制を行ったが、原子力発電

がベースコード電源に位置付けられ、原発が停止しているにもかかわらず、動くことを前提としてその分をあらかじめ留保しているため再エネの接続が抑制されているとも聞く。こうした問題も含め、国民に対して更なる説明が必要と考えるが、この点について伺う。

答 九州電力の出力抑制に関して考えると、技術的に可能な限りのことを行っているように思われる。問題は、ルールをもう少し新しくしなければならないということである。例えば、出力抑制を行うか否かは現在は、データを基に2日前に決めているが、それでは前過ぎるので、その判断を1日前、可能なら当日の早い時間帯にすると、技術的に出力抑制の量を更に下げられる。このように、電力会社の努力ではなく法令により改善できることも多々ある可能性が審議会資料等から読み取ることができる。したがって、新しい技術には從来の技術やルールでは対応できないことが多いため、ルールを変えることでうまく対応できる可能性がある。

問 そのルール変更やエネルギー政策つくりも含め、立法府が行うべきとの考え方を伺う。

答 歐米では、電力系統の運用の多くは、法律レベルで定められている。日本では、電気事業法や電気設備に関する基準を定める省令で定められている。重要なことは、新しい技術に対応するため、ルール変更を一層迅速に行えるよう議論していくことである。

問 再エネの普及に伴い太陽光発電の出力抑制が現在課題となつており、2018年10月には九州電力管内で初めて大規模に行われた。そこで、今後、太陽光発電が増え続けると、他地域でも行われていくのか伺う。また、世界的には出力抑制は一般的であるとの説明があつたが、今後再エネが激しく普及すると思われる日本においてどうなっていくのかを伺う。

答 一般論としては、導入量が増えれば出力抑制も当然増える。ただ、講じる対策次第である。現在は出力抑制を2日前に決めるというあり得ない制度となっており、これでは高めの発電量を想定して多めに抑制せざるを得ず、また、多めに抑制した量を戻す方法もなく問題である。このため、例えば各電事業者全

員には無理かもしれないが、リアルタイムで指示が可能な装置を設置してもらえば、指示が直前になる代わりに抑制量は少なくて済むという方法が王道と考える。

問 再エネのダンスマートナーとして火力発電が挙げられたが、世の中の趨勢は火力発電をやめることであり、東並み諸外国がやめると判断する中で、日本が続けることは難しいと思う。そこで火力発電以外でダンスマートナーとしての役割を果たせる電源について伺う。

答 世界的には、石炭火力発電をやめるとの話はあるが、LNG火力発電をやめる話にまではなっていない。そもそも石炭火力発電は柔軟な運用ができる電源であるため、より柔軟な運用が可能なLNG火力発電やもっと小さいコージェネレーション等、様々なものを集めてダンスマートナーにすることが今後目指すべき道と考える。石炭火力発電と原子力発電はダンスマートナーに適さないと考える。

問 LNG火力発電に研究開発中のメタンブルームを利用した場合、大気中に放出されるメタンガスの地球温暖化係数は9分の1に低減されるとのことであった。しかしながら、LNG火力発電であっても温室効果ガスを排出することには変わりないため、温室効果ガスの排出をやめることができるとの戦略と考えるが、現実的には、火力発電を使わざるを得ないのか伺う。

答 火力発電をやめるのは困難である。それ以外の手段として、エネルギー貯蔵、あるいは再エネの設備を大量に造り、必要に応じて出力抑制をすれば可能と思うが、それは容易なことではないと考える。

問 火力発電を否定してしまうとメタンブルームの研究開発もやめる話になるので、火力発電をある程度は使いながらメタンブルームの研究開発を進めるべきとの考え方を伺う。

答 再エネのダンスマートナーは、蓄電池のコスト等を考えると、火力発電が最も現実的と考える。そうであるからこそ、メタンブルームのネガティブエミッション効果を加味しながら使用していくけば、地球温暖化の緩和、抑制につながるものと考える。

問 太陽光発電には賦課金の問題があり、コストは重視せざるを得ない。再エネ導入促進に伴うコスト負担の問題と、普及推進との均衡をどう図るかという問題について伺う。

答 F I T導入当初の予想どおり、その賦課金は相当高いものになった。ただ現在は、調達価格を急速に下げているが、安価になり過ぎると今度は導入が進まなくなる。世界的にも補助金をやめると急に導入が減ったり、補助金が出ている期間だけ大量に増えたりということがあるので、上手に均衡を図りつつ着地させることが最も大事である。これに失敗すると、補助金が廃止された途端、既に導入されている大量の再エネが発電をやめてしまい、電源が足りなくなってしまうと非常に大変なことがあるので、制度を上手に構築することが必要である。

問 F I Tについては、いかで買取費用や賦課金が下がることであるが、現在の国民負担ばかりが大きくな議論になってしまっており、将来的な再エネの恩恵について国民に伝える努力が不足しているように思うが、その点について伺う。

答 再エネが大量導入された場合、将来世代がどのようにベネフィットを受けるかについて、コストと同様の時間を割いて更に議論されることを希望する。

問 ベネフィットに関する議論を促進するための具体的な方策を伺う。

答 再エネを含む様々な電源に関する外部コスト、ベネフィット等の定量化、国のプロジェクトレベルで取り組む必要がある。なぜなら、それに必要となるデータが非常に膨大になるため、研究員、作業員も膨大になるからである。歐米では、数億円から数十億円レベルの予算を割いて、国全体、地域全体で研究を進めているのであり、まずはこうした取組を国が実施し、データや根拠を積み上げることから始めなくてはならない。

問 世界的には再エネが大きく促進されているにもかかわらず、日本では第5次エネルギー基本計画で2030年度の再エネ目標が22~24%と立ち遅れている。その最大の要因は、原子力発電や石炭火力発電に固執し、再エネ割合を増やすことしないことにある。日本で再エネの導入促進が阻まれる最大の要因を何と考えるか。また、欧州等ではコストとともに便益が意識され投資も進んでいると

のことだが、日本でこういった便益や外部コストが考慮されないと、あるいはされにくいという問題の背景には何があると考えるか伺う。

答 電源を選択する基準は、外部コストが低く、ベネフィットが出るのであれば、どれでもよい。あるいは、そうなるようにどの電源についても様々な技術革新を行い、それに合わせてルールを変更していくかなければならない。誰がどの電源を好むかではなく、様々な考え方があつてもよいが、そうした中で共通のルールの下、新たな技術に対してルールを迅速に変更すべきという国民レベルでの議論が日本には少し欠けているものと考える。

【メタンハイドレート】

問 メタンハイドレートは、日本のエネルギー自給率が8.3%（2016年確定値）と非常に低いことを考えると、国際環境が変化した場合、非常に可能性が高いエネルギー源となると考える。第三期海洋基本計画は、表層型、砂層型といったメタンハイドレートについて平成30年代後半までに技術的に確立する等としているが、技術的な現況及び商業化に向けた研究開発費の強化に係る国在り方について伺う。

答 現在国が進めるメタンハイドレートの掘削技術研究に関して、砂層型については既存の石油掘削技術を応用した減圧法で試みられており、数々のトラブルを乗り越えて、着実に研究予算及びマンパワーを投入して進んでいるものと聞いている。それに比べ、表層型は国のプロジェクトとしてのスタートが遅かったこともあり、技術開発はいまだに調査研究の段階であり、回収技術については要素研究、実証研究のいずれも机上検討の段階のため、直接触って取るというところにまで進んでいない。このため、現地での取組に向けて更にリソースを割いていくべきである。加えて、メタンブルームは、技術的なハーツドルが最も低いと考えており、砂層型、表層型、メタンブルームの中では特にメタンブルームについて進めていただきたいと考えている。

問 本調査会が平成31年2月14日に産業技術総合研究所つくばセンターを調査した際に、現在、大変苦労してメタンハイドレートを探掘しているとのことで

あつた。果たして、これが日本にとって新しい有益なエネルギー源になるのか
という視点から質問する。2001年から国とのプロジェクトとして開始されたメタ
ンハイドレート研究開発は、実用化や商業化に依然として様々な課題が残され
ている。経済産業省は平成30年代後半に商業化を目指すとの計画を出している
が、技術的に本当に可能なのかと懸念している。そこで、スケジュール的に見
てどのように考えているか伺う。

答 平成30年代後半に商業ベースのプロジェクトを立ち上げるとの計画について
述べると、表層型メタンハイドレートは、直接触るような掘削技術開発の研究
はこれからであり、これを加速するためにも、現地で実際のものを使った要素
技術の開発そして実際の産出試験の段階へ早期に取り組む必要があろうと考え
る。

問 メタンブルームに係る取組が日本のエネルギー安全保障として地球温暖化対
策にも大変役立つものであることを強く感じた。第5次エネルギー基本計画で
も、メタンハイドレート等、日本の非他の経済水域内に眠る資源等の活用が明
記されている。一方、メタンブルーム研究は緒に就いたばかりであり、その実
用化に向けて、政府も力を入れ取組を加速すべきと考えるが、その早期実現の
ために重点化すべき支援等について伺う。

答 現時点では、メタンブルームを回収し資源化するための技術開発を対象とし
た国の予算が付いたプロジェクトはおそらくないので、まずはそしたプロジェクト
を立ち上げること、同時に、メタンブルームのコストやEPRに関する試
算は、現地における要素試験で得られたデータではなく現在ある技術を基に計
算したものであるため、プロジェクトの中でこうした試算についても精度を上
げる取組を進めることを希望する。

問 メタンブルームから回収したメタンガスを火力発電所等で利用する場合、既
存のLNG火力発電所等の設備改修等は不要か伺う。

答 現時点で判明しているメタンブルームのガスの組成は、エタンとプロパンが
少量含まれている可能性はあるが、ほぼ純粋なメタンガスであり、輸入してい
る天然ガスと大きな違いはないため、発電所の改修は必要ない。ただ、仮に生

産量と消費量とのバランスの調整が必要となつた場合は、ガスホルダーと呼ば
れるタンクを設置する必要があるかもしれないが、基本的な発電所の構成とし
ては、改修の必要はない。

問 メタンブルーム研究では、日本は世界をリードする立場にあると聞いている
が、国際的に見た場合、現在、日本の研究水準はどういう位置にあるのか伺
う。また、国際的な共同開発や貢献に結び付くような共同研究等の有無を伺
う。

答 メタンブルームを発見して、国際会議等で発表したのは、おそらく日本の学
者が最初である。その後、海外の論文が着実に増えており、日本よりも米国、
カナダ、ドイツといった国論文が多くなっているが、レベルとしてはまだ日
本がリードしており、例えば国際会議は日本人、そしてカナダ人、米国人等の
主催で運営されている。国際協力については、ドイツと米国のファンドを使っ
て調査研究を行つたノルウェーの事例があるように、海外では進んでいると思
うが、日本と海外との協力はこれからのことである。

問 メタンブルームの実用化の技術的な可能性、実用化に必要と考えられる時
間、また、技術革新がなければ実現困難か伺う。

答 メタンブルームの研究開発は、国のプロジェクトが立ち上がるのかは不明だ
が、先行する砂層型や表層型メタンハイドレートと比べて技術的なハードルは
それほど高いものと思っており、実現までに要する時間はより圧縮した形
でできるものと思っている。

2 政府に対する質疑

これまでの3年間の調査を踏まえ、平成31年4月24日、政府より説明を聴取し、質疑を行った。質疑の概要是次のとおりである。

(主な質疑)

【我が国のエネルギー政策】

問 コンピューターは進化しているが、その消費電力を調べてみると非常に大きく、ある意味、かなりエネルギー効率が悪いことが分かる。スーパーコンピューター「京」は、フル稼働させた場合には一般家庭の消費電力の3万世帯分が必要と言われていた。したがってポスト「京」では、もちろん計算能力の向上もあるが、いかに電力を抑えるかが大きなテーマになっていく。仮想通貨、暗号資産は、ブラックチーンの技術を使っており、それにはマイニングという膨大な計算を繰り返す作業が伴う。現在のビットコインの生成によって消費する電力は、既に全世界の消費電力の0.5%を超えていると言われており、様々なことが起きている。例えば、コンピューターは計算すればするほど発熱するため冷却が非常に重要なことから、冷却コストを下げるためには、マイニングに使用するコンピューターは一般的には北極に近い北欧などに設置するが、その結果、その地域の電気需要が一気に上がり、地域の電力が不安定になるといったことも起きている。自動運転についても、レベル3の自動運転のためには現行の車の約5倍の電力が必要と言われており、走れば走るほど電気を使用する。将来は、確かに効率化されてエネルギーが減る分もあるものの、便利になるということで様々なことが始まっており、むしろ増える可能性もある。こうしたことを考えると、変動リスク、すなわち様々なことが起きるリスクを考える必要性がある。2030年エネルギーミックスの考え方においては、この不確定性に関しては、ほとんど議論されていないと感じる。そこで、不確定性の発生に対してある程度トリーがを決めておき、それを超えた場合は2030年を待たずに計算し直すことや、モニタリングの仕組みを構築しておくといった観点が必要と考えるが、この点について経済産業省の考えを伺う。

答 2030年エネルギーミックスにおいて、電力需要の見通しは現在と同じレベル程度、約1兆kWhを見込んでいる。ただ、A.I.、I.O.Tの導入や電気自動車の急速な普及、あるいは仮想通貨や自動運転などが広がることで消費電力が増加する可能性があり、万が一の電力需要の急速な拡大に備え適切な供給力を確保していくことが重要と考える。こうした対応の一環として、現在、需要逼迫の際に調整力となる電源を適切な代替で活用できる容量市場の制度設計を進めている。また、再エネを最大限活用できるように、既存の系統を最大限活用しながら電源の接続量を増やしていく日本版コネクト&マネージなどの対応をしている。更には、供給力に対する投資が減り長期的に過少にならないために必要な対策として、適切な発電設備の確保やネットワークの整備を図りたい。そして、この過程においては適切なモニタリングにも取り組んでいきたい。

問 日本は人口減少局面になるのでエネルギーの変動リスクは少なくなるが、世界は人口増加局面になって、むしろエネルギー逼迫リスクが高く、その逼迫とともに資源自体の価格も高騰し、日本が買えなくなるというコストの面も考えなければならない。そして、コストとして考えるのであるならば、自然エネルギー、例えば太陽光発電などは是非とも進めるべきである。太陽光発電などで生産されたエネルギーは不安定ではあるが、それを用いて水を電気分解して水素に置き換えて使うための研究が進んでいる。ただ、太陽光発電を使うのであれば、日本で行うよりも晴天が続く砂漠の国で行った方がおそらく価格は半分とか3分の1になることから、むしろそこで生産された水素を輸入する仕組みの方が良いと思う。このように、コスト面の不安定さも意識した計画が必要と考えるが、第5次エネルギー基本計画においてコスト上昇の位置付けをどう表しているのか伺う。

答 エネルギー政策の基本的観点は、安全性を大前提に、安定供給、環境適合性、そして経済性すなわちコストを、同時にバランスよく達成していくことであり、そうした原則に従って進めている。現状、開発が進んでいる太陽光発電は導入が加速的に進む中でコストが下がっている。これに加え、将来的には、水素やメタンハイドレートの利用も出てくるだろうが、現状では非常に高

コストであって、コスト減につながる技術開発、実証を継続し、実用化につながるように、そして、可能な限り国内生産できるように体制を整えていきたい。したがって、コスト是非常に重要な視点であると考えており、そういったものの動向を十分に見極めながら対応したい。

問 エネルギー政策については、省エネを含め国民全体で理解を深めていくことが必要と考える。第5次エネルギー基本計画においても国民各層とのコミュニケーションの充実がうたわれているが、これについて経済産業省の取組を伺う。

答 エネルギーに関して國民一人一人に十分理解してもらうことは非常に重要な視点であり、第5次エネルギー基本計画にもその趣旨を記載している。こうした考え方の下、経済産業省としては、エネルギーに関する基本的な情報、資源エネルギー庁のホームページやパンフレット等、様々な媒体や機会を通じて発信に努めている。具体的には同庁のホームページでエネルギーに関する情報を分かりやすく発信するためにスペシャルコンテンツを設け、再エネ、送電網の整備状況等の解説、さらに、基礎用語の解説などを週2回のペースで更新しております、アクセス数は月10万～20万件程度という状況である。教育の現場においても、生徒や教員が活用できる教材やコンテンツを開発して提供するなど、エネルギー教育への環境整備も支援している。

問 2030年エネルギーミックス達成に向けて、電力自給率の向上、電力コストの削減、温室効果ガス削減が大きな柱と伺った。その中で、第5次エネルギー基本計画では、再エネを、主力電源化への布石として位置付けられているが、2017年度エネルギー需給実績（確報）によると、これまで減少傾向にあったエネルギー消費が初めて増加に転じたことである。そこで、このエネルギー需給実績の評価、特に省エネに関して経済産業省の見解を伺う。

答 最終エネルギー消費の動向については、東日本大震災以降ずっと減少傾向にあったが、2017年度は前年度比0.9%の微増となった。これは、活発な経済活動に伴い企業・事業部門で同0.8%増加したこと、家庭部門で厳冬等によりエネルギー消費が同4.2%増加したことなどが要因として挙げられる。一方で、

東日本大震災以降、省エネが相当進み、最終エネルギー消費は毎年数%ずつ低減しており、省エネは徐々に定着していると考える。また、環境適合の面では、エネルギー起源CO₂排出量は11.1億t（2017年度現在）で4年連続の減少となっている。そして、電力コストは7.45円で、2030年に9.25円～9.5兆円に抑制するとの目標に対して低いレベルになっている。また、エネルギー自給率についても前年度比1.4%増の9.6%と徐々に上がっており、一步一歩着実に進展していると認識している。

問 2030年エネルギーミックスでは原子力発電を22～20%としているが、現状が3%余り、東日本大震災以前の2010年実績20%を踏まえると、2030年度に20%にするには、震災前と同程度の、相当な数の原発を再稼働しなくてはならない。時間的には10年程度しか残されていない中、この期間で原発に対する国民の信頼性を高め安全に再稼働を進め、20%を実現できるとする根拠を伺う。

答 原子力発電22～20%の根拠は、安全性を大前提とした中で、エネルギー自給率の向上、電力コストの抑制、温室効果ガス排出抑制・削減という三つの目標を同時に達成するということで、個別の原発の再稼働状況を積み上げるのではなく、マクロ的な数値としてこの数字を設定した。22～20%の実現性については、原子力規制委員会の審査を経て既存の原発を再稼働させ、平均稼働率を震災前の7割から、8割程度まで向上させ、一部の炉については40年の運転期間を延長することなどに取り組むことで達成可能な水準であると認識している。

問 審査を繰りと進めれば震災前の稼働数に戻ることが可能なのか、原子力規制委員会の見解を伺う。

答 原子力規制委員会は、政府のエネルギー政策に関し答弁する立場になくコメントは差し控える。その上で、原子力規制委員会としては、事業者から提出された原発に係る申請について厳正かつ的確に審査を進めていきたい。

問 原子力規制委員会の審査に合格しても地元の同意が得られてない現状にある。世界最高水準と言われる厳しい基準への適合性を認められているにもかかわらず、地元住民が不安を抱き続ける理由について伺う。

答 原子力については、東電福島第一原発事故を踏まえ、依然として国民の間に

不安感が存在し、社会的な信頼が十分に獲得されていないものと認識している。こうした現状を正面から受け止め、原子力の社会的な信頼性の獲得に向け、國民にきちんと伝わるような形での情報公開や説明責任を果たすことなどが必要と考えており、丁寧な情報提供等によって國民の理解が深まるよう不断の努力を続けていきたい。

問 日本のエネルギー政策が力強いものになつていいのは、やはり原子力に対する長期的な位置付けが不透明だからである。そもそも原子力をどうしていくのか、再稼働、使用済燃料処理、廃炉、新増設などを総括的に、安全性、コストも含め、国論を統一するための作業を國が始める時期に来ている。このままでは、2030年エネルギー・ミックスの実現は到底無理であり、原子力は縮小していくことになる。そう考えると、原子力の結論を考えるタイムリミットが来始めていると見えるが見解を伺う。

答 現在、政府と原子力事業者が主力すべきことは、安全最優先の姿勢で真摯に再稼働に対応していくことであり、新增設、リプレースは現時点では想定していない。第5次エネルギー基本計画では、2030年、2050年に向けた方針を示しており、原子力については、使用済燃料を再処理する核燃料サイクル政策の推進等の方針も明記しており、閣議決定を受けた同計画を踏まえしっかりと対応していく。

問 第5次エネルギー基本計画を実際に実行できるかが問題である。高レベル放射性廃棄物の処理も処分先が決まっていないが、そうした点についても実際に決めなければならない時期に来ている。こうした議論を今後10年間で行わなければ2030年エネルギー・ミックスの実現は到底無理と考えるが見解を伺う。

答 放射性廃棄物の処分に関しては、既に相当量の使用済燃料が存在しており、現世代で発生したものは決して次の世代へ先送りしてはならないとの問題意識から、國が前面に立つということで、科学的特性マップ等を公表し、最終処分についても、一歩一歩進めているところである。エネルギー基本計画は、記載するだけではなく実行することが重要であり、その実現に向けて最大限努力していきたい。

問 日本国子力研究開発機構の「もんじゅ」や核燃料サイクル工学研究所等でのトラブルが相次いでいる。こうしたトラブルの発生が原子力への信頼感をなくしているということが事実と考える。日本原子力研究開発機構でのトラブルが相次いでいることに対し、所管官庁である文部科学省の見解を伺う。

答 「もんじゅ」や核燃料サイクル工学研究所など、日本原子力研究開発機構においてトラブルが繰り返されていることは誠に遺憾であり、所管官庁として真摯に対応していく。過去のトラブルを受けて実施された原子力機構改革等では、横断的に運営上のリスク把握や分析をし、それを経営判断につなげる意識や仕組みが不十分であること、安全文化醸成活動の効果検証及びフォローアップが不十分であることなどが指摘されており、現在、鋭意改善を取り組んでいるところである。文部科学省としても、日本原子力開発機構における再発防止策を含む今後の安全対策等の改善策が、現場職員とのコミュニケーションを密にしてることによりボトムアップで確実に進むよう、引き続き指導監督していく。

問 原子力に係るトラブル阻止のために規制当局として今後必要となる取組について見解を伺う。

答 原子力規制委員会は、東電福島第一原発事故の反省と教訓に基づき、規制機関は原子力の利用を推進する機関とは分離されるべきとの考えの下で設置された組織であり、科学的、技術的な知見から独立して意思決定を行うことされている。今後も厳正かつ的確な規制を遂行することでこの責任を果たしていく。

問 パリ協定長期成長戦略案では、小型原発推進ということで、小型モジュール炉開発を目指すとしているとの報道があるが、同戦略案における記載箇所を伺う。

答 パリ協定長期成長戦略案の58ページに「実用段階にある脱炭素化の選択肢である原子力については、軽水炉技術の向上を始めとして、国内外の原子力利用を取り巻く環境変化に対応し、その技術課題の解決のために積極的に取り組む必要がある。その際、安全性・信頼性・効率性の一層の向上に加えて、再生可

能エネルギーとの共存、水素製造や熱利用といった多様な社会的要請の高まりも見据えた原子力関連技術のイノベーションを促進するという観点が重要である。こうした取組を進めるに当たっては、小型モジュール炉や溶融塩炉を含む革新的な原子炉開発を進める米国や欧州の取組も踏まえつつ、国は長期的な開発ビジョンを掲げ、産業界は創意工夫や知恵を活かしながら、多様な技術開発と国内外の市場による選択を行うなど、戦略的柔軟性を確保して進める。」と記載している。

問 脱炭素化のために原発が必要であるとパリ協定長期成長戦略案でも示されている。原子力の利用を安定的に進めていくことは、脱炭素化のためには将来にわたり原発に依存し続けるということか。また、同案で安全性、経済性、機動性に優れた炉の追求の例として高速炉や小型モジュール炉も記されている。政府は一貫して原発の新增設やリプレースは現時点においては検討していないと答弁しているが、小型モジュール炉等の開発を進めていくということは、将来的には新增設を見据えた方針を示していくことになるのではないかと伺う。

答 第5次エネルギー基本計画は、原子力について、2030年に向けて依存度を低減し、再稼働を進めていくこととし、2050年に向けては脱炭素化の選択肢の一つとして位置付け、安全炉の追求やバックエンド技術開発に着手することとしている。また、研究開発の技術的課題として、小型モジュール炉や溶融塩炉を含む革新的な原子炉開発を進める米国や欧州の取組を踏まえつつ、多様な技術開発による選択を行なうなど、戦略的柔軟性を確保して進めることが記載されている。このことで、研究開発を進めていくことを記しており、そうした点についてパリ協定長期成長戦略案でも整理されたものと理解している。

問 政府は原子力を脱炭素化の選択肢として掲げ、そのため小型モジュール炉や高速炉開発等を行うこととしているので、単なる研究だけの位置付けだけではなく、将来的には、今とは違った小型モジュール炉や他の形を取って、新增設を進めていくということであり、これは可能な限り原発依存度を低減するということと矛盾するのではないか伺う。

答 第5次エネルギー基本計画では、将来に向けて、再生エネ、水素、CCS、原電力など、あらゆる選択肢を追求する野心的な複数シナリオを進める中で脱炭素化を目指すこととしている。

【再生可能エネルギー】

問 脱炭素社会に向けて、再生エネ拡大の方向性は紛れもないもので、これは否定できない。そして、再生エネは、かつての環境に優しいからというところから、ビジネス面でも非常に可能性があるという方向の中で、世界において随分進んでいるものと考える。そうした中、太陽光発電のコストは、日本でもかなり下がっていると言われながらも、先進地域と比較すると3倍程度の開きがあり、相当大きく遅れている。再生エネ拡大に向けてコストを抑えていくことも非常に大きな要因になると考えるが、ここまでコストに差が生じている理由を伺う。

答 再エネは、まずはその技術自体が非常に未熟なため市場規模を広げていかななくてはならない。市場規模が広がればそれに応じて産業も成熟し、コスト競争力も付いてくる。海外との比較については、まずはFITのような制度による導入が歐州で先行して始まったことがある。ただし、再生エネは自然エネルギーであるため、自然環境が国によって大きく異なり、太陽光の日射量が非常に多い中東や南米といった地域はより発電量が多く、そうでない地域では少なくなる。そして、日本の非常に大きな問題は、国土が狭く、建設コストが非常に高くなり安全も重視しなければならないことである。さらに、FIT開始初期の段階で一気に大量導入されたことから、産業の成熟、基盤整備が追いついていない。こうした複合的な様々な要因の中、政府としては制度的な対応にしっかりと取り組む。

問 再エネの普及に当たって、いかにコストを下げていくかが非常に大きな問題であるが、価格目標の設定や入札制度の導入など、再生エネのコスト削減に向けた取組の現状と今後の見通しについて伺う。

答 日本の再生エネの発電コストは、海外と比べて2倍等々の高い状況にある。こ

われには様々な要因があるが、F I Tの導入如何によつて再エネの導入量とコストが決まる部分が大きく、諸外国の例を研究し、いかにして競争力の強い産業をつくつていけるかとの視点で現在取り組んでいる。中長期の価格目標の設定を行うこと、この目標に向けたトップランナー方式で具体的な買取価格を決めしていくなどを順次進めている。大規模の太陽光発電から始めて、徐々に規模要件を緩めて拡大し、同時に洋上風力発電やバイオマス発電など、どこまで競争力のある電源をつくつていけるかといった取組を進めている。そうした中では、入札が大きな意味を持つてくる。同時に、技術開発を応援すべきとの観点から、太陽光発電の発電効率をより高めるための技術開発を新エネルギー・産業技術総合開発機構や産業技術総合研究所等と進めており、今後期待される洋上風力発電に関して低コストの工法やメンテナンスの手法の開発も進めていく。さらに、環境アセスメントを効率的、効果的に進め、プロセスを短縮する方策を、環境省と共に検討していく。

問 2018年の台風21号の際、強風により太陽光発電パネルが損壊したり、パネル自体が飛来して建物や車にぶつかるといった被害もあった。太陽光発電は、重要な再エネである一方で、災害時における安全性の確保が心配される。現在の対応状況や今後の取組について伺う。

答 再エネの主力電源化に向けて、太陽光発電設備の安全性確保は極めて重要と認識している。2018年の一連の災害時におけるパネル飛散等の事故を重く受け止めており、全国の大規模設備について緊急点検を行い、安全上問題となる設備がないことを確認した。また、この3年間で、強風によるパネル飛散を防止するための安全基準の強化や、敷地外に影響を及ぼす損壊事案等についての報告義務化等の対策強化を講じてきた。加えて、誰でも安全に設備を設置できるよう基本的な設備仕様の明確化や、斜面等に設備を設置する場合の追加的な准入検査等も実施していくこととしている。

問 再エネ拡大という意味においては、主力電源化を進めたいということ、そして地域との共生が第5次エネルギー基本計画でうたわれている。一方で、大規

模開発を伴う再エネ計画が各地で頓挫している実態がある。この背景には、事業計画の認定や電力会社の接続許可に自治体の同意を不要としていることもあらうのではないか。事業計画が認定され接続が許可されているにもかかわらず、自治体の反対で計画が進まないという事態が各地で起きている。制度的な対応は検討されたと聞いているが、自治体との共存、地域との共存を考えずには前に進まないという意味において、その点の見直しが必要だと考えるが、見解を伺う。

答 再エネは、第5次エネルギー基本計画で主力電源化するとしている。そして、この最大導入に当たっては、コストとのバランスを取りつつ、地域との共生も非常に重要な視点である。再エネが社会に長期安定的に定着していくためには、地元住民の理解を得ることが大変重要な要素であることを踏まえ政策を構築していく。F I Tの導入以来、地元住民との間に様々なトラブルが生じていることは承知している。2017年4月に施行した改正F I T法では、円滑かつ確実に実施される事業計画を認定する仕組みへと変更し、これを受け、実施のための細則において、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとの努力義務を設けた。この努力義務が満たされない場合、様々な形で指導を行いつづけている。2017年4月に施行した改正F I T法では、円滑かつ確実に実施される事業計画を認定する仕組みへと変更し、これを受け、実施のための細則において、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとの努力義務を設けた。この努力義務が満たされない場合、様々な形で指導を行いつづけている。2017年4月に施行した改正F I T法では、円滑かつ確実に実施される事業計画を認定する仕組みへと変更し、これを受け、実施のための細則において、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとの努力義務を設けた。この努力義務が満たされない場合、様々な形で指導を行いつづけている。

答 再エネは、第5次エネルギー基本計画で主力電源化するとしている。各自治体によって事情は様々な状況にあることも認識しており、再エネ導入と地域との共生のバランスとをどう取っていくかを考えると、法律で各地域の自治体の同意を取るという形で一律に義務付けることは適切ではないと考えている。一方で、各地域の事情に応じて再エネ導入に関し条例の形でルールを定めている自治体もあり、こうした条例を含む関係法令に違反した場合、必要に応じて認定を取り消すという仕組みを既に導入しており、様々な対応、状況を踏まえながら適切な形で運用を進めていきたい。

問 F I Tの対象外である地中熱、雪氷熱、太陽熱等の未利用資源エネルギーの更なる活用及び新たなエネルギー源創造の必要性に対する認識、そして後押しするための取組の有無について伺う。

答 日本の最終エネルギー消費は、熱利用を中心とした非電力分野が約半分を占

める。その一方で、再エネ導入が進んでいるのは電力が中心であり、熱を中心とした未利用部分の活用が非常に大きな課題であると認識している。電気の場合はネットワークで様々なところへ大量供給が可能なに対し、熱の場合は導管網に限界があることから、需要と一体化して地域で開発することが非常に重要になる。こうした観点から、再生可能エネルギー熱のコスト低減に向けた技術開発や環境省との実証事業等を通じ、未来に向けてしっかりと推進策を講じていきたい。

【地球温暖化対策】

問 政府のパリ協定長期成長戦略案における石炭火力発電に係る記載の具体的内容を伺う。

答 「脱炭素社会の実現に向けて、パリ協定の長期目標と整合的に、火力発電からのCO₂排出削減に取り組む。そのため、非効率な石炭火力発電のフェードアウト等を進めることにより、火力発電への依存度を可能な限り下げるなどに取り組んでいく。」といった記載をしている。エネルギー転換、脱炭素化に日本が挑戦していくという方向性でこの記述が盛り込まれている。

問 パリ協定長期成長戦略案の提言が2019年4月2日に公表された。その取扱いとともに当たり、石炭火力発電について長期的には全廃に向かっていく姿勢を世界や企業に明示すべきとした座長案が、産業界等の意見により、依存度を可能な限り引き下げるといった非常に抽象的で曖昧な表現へと変わったと報じられている。この間、どういった議論や経緯があって、最終的に現在の政府のパリ協定長期成長戦略案となったのか伺う。

答 同懇談会は合計5回開催され、議事要旨を公開し透明性が確保されたプロセスで議論が進められたと認識している。第4回で、この提言の取りまとめに当たり、懇談会座長より自身のイニシアティブの下で委員と議論を行う旨の発言があり、この方針を踏まえ、忌憚のない意見交換を行う観点から、座長と委員との対話を通じて提言は取りまとめられたと承知している。この間、それまでの議論を踏まえて座長が作成したたき台を基に、それぞれの委員から様々

意見が表明されたものと認識しているが、個別の委員の意見についてはコメントを差し控える。

問 有識者懇談会であれば座長はイニシアティブで何でもやっていいということにはならない。各委員の意見については言及を差し控えるとのことだが、国的基本政策を決める重要な懇談会であり、その提言を受けてパリ協定長期成長戦略案のポイントが公表されたのだから、どういった議論があったのかは、国民が知つて当然のことと考えるが、その議事録等の有無を伺う。

答 提言の取りまとめに係る経緯の公開予定はない。同懇談会の議論については議事要旨を公表し、そこでは様々な意見が出ているということは示している。

問 日本ではカーボンプライシングの議論はあるがなかなか進展しない。カーボンプライシングを導入することになれば、原発に対する経済的な評価が変わり、厳しく導入すればするほど原発の経済的な優位性が出てくる。しかし、原発についてはコストも大切だが、カーボンプライスまで含めた検討はしていないと聞いている。カーボンプライシングを考えるならば、原子力との兼ね合いも考えていく必要があると考えるが見解を伺う。

答 環境省は原子力規制委員会を外局として所管しているが、原発の評価に関しては3条委員会の独立性の高さを鑑み、発言は控える。カーボンプライシングについては、中央環境審議会の下で議論されているが、原発のコスト評価は行っていない。カーボンプライシングがエネルギーコストにどのような影響を与える可能性があるかをめぐっては様々な見解があり得るところであり、重要な論点であるとは考えられる。

3 委員間の意見交換

これまでの3年間の調査を踏まえ、平成31年4月24日、新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像について、報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。(発言順)

赤池 誠章 君 (自由民主党・国民の声)

本調査会3年間の活動全体を通じて感じたことが3点ある。

第1に、資源エネルギー問題は非常に長期的、国際的、技術的であり、高度な専門知識の問題であるとともに、経済活動や国民生活に直結する。このため、国民の理解を広げ、不安を払拭することが大変重要である。政府、専門家が国民からの信頼を高めること及び専門家と国民との連携が大変重要であり、それには、原子力規制委員会、国会、そして参議院の本調査会も重要な役割を担っている。

第2に、本調査会3年間の与野党での議論で共通し合意できる部分は、日本の強みである科学技術、研究開発を積極的に活用した技術革新であったと考える。これには、再エネを始め、送配電、企業や家庭での効率的使用、A.I.やI.O.Tを活用した蓄電、再資源問題、また、海外派遣で視察した核融合、自動運転、メタソノマイドレートといった様々な要素があり、これらを本調査会3年間の成果として提言を行いたい。

第3に、原発問題については更なる議論が必要ということである。本調査会における原発問題に関する主張には大きな隔たりがあり、四つの立場があると感じている。一つ目は原発の再稼働反対で即時ゼロ、二つ目は原発の再稼働容認だが将来ゼロ、三つ目は原発を再稼働し改修して維持、四つ目は原発を再稼働し新增設まで行う、というものである。それぞれの立場には強い思いと理屈があり、歩み寄りは容易でないが、議論の糸口、共通基盤をつくることはできないだろうかと感じている。その共通基盤には三つある。

第1は、水力から石炭へ、石炭から石油へ、石油ショックを踏まえた脱石油の動きから原子力が主流となり、東日本大震災を経た現在、再エネ、脱原発の流れ

が出てきたという日本の戦後のエネルギー選択の歴史に学ぶことである。その面では、一つのエネルギーに依存することなく、エネルギーを組み合わせることが大変重要ではないかということが共通する部分と考える。

第2は、原発は人工的なもので、自然の法則、物理に反し、人間の制御が不可能との意見もあるが、ガボン共和国オクロ鉱床における天然原子炉の発見によって、原発も自然エネルギーの一つであり、そうであれば人間による制御の可能性が残されていることが見いだされたものと考える。その面では、地球温暖化対策の目標達成には、再エネだけではなく、原発の可能性を残しておくものと考える。

第3は、原発問題に研究開発、技術革新の視点が重要であることである。原発は、おおむね第2、第3世代の原子炉であるが、最新の商用原子炉は安全対策が施された第3プラット世代であって、今後は第4世代の中でもそうしたものを見据えることが大変重要であると考える。我々は安全でなければ生きられないが、絶対安全はあり得ない。そして、あり得ない絶対安全、危険性ゼロ社会を求める余り、日常生活の負担が大きく、経済活動が停滞し、雇用を失い、生活面に苦しさがあるので本末転倒であり、全体像を塊美的に見極めることが大変重要と考える。

資源エネルギー政策については、改めて、国民の不安を払拭すべく、研究開発、技術革新を進め、原発を含めたエネルギーミックスをしっかりと考えていくことが重要との意見を表明する。

江崎 孝 君 (立憲民主党・民友会・希望の会)

脱炭素社会に向けて石炭火力発電をどうするのかは、2019年G20大阪サミットに向けた重要な課題であり、パリ協定長期成長戦略懇談会において議論がなされた。新聞報道によると、同懇談会座長の提言案では、石炭火力発電は長期的に全廃に向かっていく姿勢を明示すべきだという内容であったが、同懇談会から提出された提言、そして政府の「長期戦略」案では、いつの間にか違う方向となってしまった。この経緯について政府が明らかにしないという、民主主義国家とし

て大変異常な事態になっている。今回の政府の対応について、このことを指摘するとともに、何らかの対応を取るよう要請する。

さて、2018年7月に策定された第5次エネルギー基本計画が、エネルギー選択を構想する際に常に踏まえるべき点として「原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」としている認識自体は評価できるものの、他方で、2030年エネルギーミックスにおける原子力の構成比率を、震災前と同様の水準である22~20%としており、原発回帰を志向しているとしか考えられない。

震災後、原子力安全・保安院を廃止し原子力規制委員会を新設し、また、エネルギー基本計画では「原子力政策の再構築」と記載されたが、大事故を起こした原子力の構成比率が相変わらずの水準では、国民の原子力への懸念は解消できるはずではなく、原子力政策の再構築の真剣度が疑われる。さらに、原子力は、高レベル放射性廃棄物の最終処分方法が決まっていないなど、使用後の対応策にも未知な部分が多くあり深刻な問題である。したがって、原発は一日も早く止めなければならない。

次に、再エネについては、地球温暖化問題への対応ということもあって、小水力発電、風力発電、太陽光発電等の導入が進んでおり、それを活用した、地域でのエネルギー自給の取組や地域の再エネを柱としたスマートコミュニティの取組等が広がっている。これまで、電力といえば大きな火力発電所等によるものであつたが、時代は変わり、地域ごとに小さな発電所を導入し、その地域で安定した電力需給が実現する世の中になつた。基幹的電源である大きな発電所の必要性自体は否定しないが、ダムにおける水力発電の活用も図るべきである。それとともに、地域の取組をいかし育てる観点からの再エネ導入を促進すべきであり、それにより、結果として日本全体の電力の安定供給にも、エネルギー自給率の向上にもつながるため、その導入の促進に取り組む必要がある。

最後に、エネルギー問題の解決に向けた技術革新の必要性についてである。地球温暖化問題への対応と経済成長の両立のためには技術革新が不可欠であり、このことは、再エネ導入や温室効果ガス排出削減といった分野だけでなく、電力の

安定的かつ効率的な供給のためにも、発電所の高効率化のためにも必要であつて、そのための研究開発を強力に進める必要がある。ただし、研究開発の成果は現場にいかされなければならない。たとえ原器のフィルターベントが有効と分かっていても、取り付けなければ意味がない。したがつて、技術革新を実現するための研究開発が重要であるとともに、研究開発の成果の迅速な現場への反映も重要である。

山本 大郎 君（国民民主党・新緑風会）

原子力の発電コストは、他の電源より安価との話に疑惑が生じている件について述べる。
大本となる電源コスト試算に問題があれば、エネルギーミックス自体の議論は無意味である。総合資源エネルギー調査会発電コスト検証ワーキンググループの各電源別コストの試算で、原子力を10.1円/kWhとする前提となる事故リスク対応費に関し、東電福島第一原発事故の事故対応費を12.2兆円と想定しているが、民間の日本経済研究センターは事故対応費を総額80兆円を上回るおそれがあると試算している。本当に必要な情報は、原子力を維持するために安価と感じさせたための楽観的数字ではない。厳しい視点でのコスト試算こそが人類史上初の大事故を経験した我々には必要である。

この他にも、追加的安全対策費を電力会社は1基当たり約1,000億円と見込むが、前記のコスト試算では601億円しか見込んでいない。資源エネルギー庁は、その理由を、東電福島第一原発事故以前に建設された直近4基の建設費用の平均が400億円であり、これに追加的安全対策に1,000億円が掛かるが、新設の設計段階で考慮すれば600億円で済むからであるとしている。この説明に対して、設計段階で安全性が高い原発を想定しないという非常に奇妙な計算であるとの疑問が呈されており、現在稼働中又は今後稼働する原発が低コストとの根拠にはなり得ない。

新設原発の建設費は世界的に見ても高騰している。トルコへの原発輸出では建設費が当初想定の2倍に上る見込みでトルコ側との交渉が難航との報道があつ

た。また、英国の原発新設の案件では、東電福島第一原発事故を受けた安全対策

等のコスト増によって総事業費が増大して頓挫した。日本の原発建設費は新設でも安全対策込みで5,000億円と安価であるのは、海外関係の原発事業が頓挫した原因であるコアキヤツチャーや二重構造の格納容器等が含まれないからである。

原発新設のコスト計算に世界基準の安全対策を考慮しておらず、一層強化されて復活した安全神話が見て取れる。

原発事故収束の方法も時期も見通せない「スリーメルトダウン事故」を起こし、その原因究明もなされないにもかかわらず、世界最高水準との根拠のない気合と便宜を供する企業の既得権益を守り抜く気概だけで、将来必ず発生すると言われる首都直下地震や南海トラフ地震を乗り切るというのであるから大問題である。

熊野 正士 君（公明党）
政府のエネルギー政策に関する審議会やワーキンググループの立ち上げ方や運営方法について、参考人より、政府の方針に沿う形で委員構成が決められるとの意見が述べられた。そこで、発電コスト検証ワーキンググループの構成員を刷新し、リアルなコストの再検証を求める決議を、本調査会において行うべきである。

外 叫 器 開

の研究開発にしっかりと取り組むべきであると考えている。

3点目は、エネルギー政策に関する国民の理解をしっかりと深めていくことの重要性である。適切なエネルギー選択にとって、政府による関連情報の開示や徹底した透明性の確保が前提となる。東日本大震災と東電福島第一原発事故の後、エネルギー全体に対する国民の関心が非常に高まっており、大震災直後の電力安定供給に対する懸念から節電への取組が定着し、また、災害時の対応力を高める観点から分散型エネルギーシステムに対する関心も高まっている。これらを踏まえながら、国民のエネルギー政策に対する理解をしっかりと深めていければよいと考える。

儀間 光男 君（日本革新の会・希望の党）

日本のエネルギー政策に関しては、まずは日本のエネルギー政策の経緯を考察し、その歴史的認識の上に立って議論する必要がある。日本のエネルギー政策は、明治維新を境に大きな変貌を遂げ、様々な変遷を経てエネルギーの多様化へとかじを切ってきた。その中で日本の原子力政策を大きく後押しした要因は、1973年の第1次オイルショックであり、それ以降、日本はエネルギー資源を石油に依存するリスクを軽減すべく、石油代替原の開発を進展させた。中でもCO₂を排出しないこと、大量の電力を安定供給できること、また日本のエネルギーに関わる諸問題を解決できるとの判断に基づいて、原子力発電を中心的に据え、再生エネルギーを活用する方向へとエネルギー政策を修正した経緯がある。
震災前の2010年の電源構成比がLNG 29.3%、原子力 28.6%となつたように、エネルギー構造は転換されてきた。2010年6月の第3次エネルギー基本計画でも原子力発電の積極的な推進が盛り込まれた。しかし、同計画の策定から9か月後に東日本大震災が発生し、多大な原発被害が生じ、原発への安全神話が崩壊し、日本のエネルギー政策を見直すことになった。原発が稼働を停止したため、それを補う火力発電の割合が増加した結果、化石燃料の海外依存度は88%にも達し、地政学上、影響を直ちに受けた度合いが増したことは否めない。
2点目は、技術革新、イノベーションの推進、促進であり、再エネの普及に向けた取組や脱炭素化に向けた取組といったものは、国を挙げて重点的に進め、そ

前計画と同様に原子力発電の長所を考慮し、安全性の確保を最優先に原発再稼働を正式に決定した。2018年の第5次エネルギー基本計画でも引き続き原発を再利用することが明記された。

日本のエネルギー自給率は、2010年の20.2%が2016年には8.3%へと大幅に低下した。このため、エネルギー自給率の向上は、安全保障上の観点からも最重要課題として取り組む必要がある。

第5次エネルギー基本計画は、2030年の電源構成比で、再エネを主力電源化し、その比率を22~24%に引き上げることを目標とした。その点は評価するものの、再エネの主力電源化を図るには、コスト全体の低減化、相当量の蓄電技術の解決、立地制約の解消、系統安定化対策等の、大きな課題を克服する必要がある。それにより、再エネの経済自立の実現にもつながり、再エネが真の主力電源となり得るものと考える。そのため、官民一体の取組を加速させて、再エネの課題を着実に速やかに解決へと導くよう、関係者の尽力を要望する。

政府のエネルギー政策は、国家国民の繁栄を第一義として鋭意取り組んでいると理解している。それゆえ、本調査会におけるエネルギー問題に係る議論は、賛否を論ずるのではなく、将来を見据えて英知を出し合い、より良いエネルギー政策へと進化させることが重要と考える。政府のエネルギー政策に修正やは正が必要と思われる場合は、代替案を提起し、与野党の枠にとらわれず議論を交わし意見をまとめ、政府に提言する等、存在感のある調査会になることを願う。

山添 拓君(日本共産党)

日本のエネルギー政策の今後を考えるに当たって、東電福島第一原発事故の被害と再稼働反対の民意を避けて通ることは許されない。原発は一たび事故を起こせばコントロール不能となり、時間的、空間的、社会的に深刻な事態をもたらし、被害が拡大し続ける。その事実を多くの国民が現在進行形で経験しているからこそ、原発再稼働反対の民意は世論調査で一貫して多数を占めている。

ところが、2018年7月の第5次エネルギー基本計画においても、2030年度に電力の20~22%を原発で供給することを目標とした。若村原発の延命を含めた

既存原発の再稼働だけでは到達せず、経済界が強く求める新増設やリプレースを含め、原発依存度を高めようと/orするものであつて、民意に対する重大な挑戦である。

これまで、政府の挙げる原発メリットは終廟れとなっている。第1に、安定供給に関わる点である。2018年9月の北海道胆振東部地震では、全道の電力需要の半分を担っていた苫東厚真石炭火力発電所の停止に伴いブラックアウトに至った。このことからも、大地震で自動停止する大規模集中電源である原発は、電力の安定供給の点で決して他の電源よりも優れているわけではない。第2に、発電コストに関わる点である。原発は安いとするとの根拠とされる2014年モデルブレント試算は虚構にすぎない。なぜなら、原発の新規設計がなく、建設に係る安全基準すらないにもかかわらず、新設原発を40年間動かす想定で試算されたものであり、原発再稼働の発電コストと異なるからである。増加する追加安全対策費、事故対応費、停止中の維持費、今後の稼働期間と廃炉費用、最終処分費等を考慮すれば、原発は決して安くはない。それは、経済合理性の観点から輸出が凍結された英國における例を始め原発輸出の相次ぐ破綻からも明らかである。商業ベースで成り立たないからこそ、経済界から国内の原発に係る運転期間延長や支援を求める声が上がっているのである。

政府は、パリ協定に基づく長期戦略案において、脱炭素化を原発推進の口実とする一方、石炭火力全廃の方針を掲げることもしなかった。いずれも産業界の意向を最優先するものと考えられ、しかも議論の経過すら明らかではない。第5次エネルギー基本計画で、原子力と石炭火力をベースロード電源に位置付けていることこそが、世界的な潮流である脱炭素化の阻害要因となっている。パリ協定でCO₂の2030年削減目標に合意しておきながら、国内では石炭火力発電所の新設を進め、国外の事業へも公的融資等の支援を行い、国際社会から批判を浴びている。IPCCの1.5°C特別報告書を受け、2030年温室効果ガス削減目標の引上げが求められる中、現在の石炭火力発電の計画は、政府の26%削減目標も第5次エネルギー基本計画をも上回る勢いであり、環境大臣のアセスでは認し難いとの意見にもかかわらず進められているものもある。政策的な抑止が働かないことは

極めて問題であり、実効ある措置を直ちに講じるべきである。世界全体で再エネ

に必要な毎年30兆円の投資を惜しまず、年間120兆円～470兆円もの損害が発生する

という国際再生可能エネルギー機関の試算もある。電力コストだけでなく国民全体にもたらす便益と、環境汚染や健康被害、気候変動等の外部コストを具体的に試算して考慮すべきである。

原発再稼働反対の揺るがない民意、脱炭素化、再エネの爆発的な拡大という国際的潮流に正面から向き合うべきである。2018年に国会に提出した原発ゼロ基本法案への調査会委員の賛同を求めるとともに、原発ゼロと再エネの本格導入へ転換すべきことを強調する。

舟山 康江 君（国民民主党・新緑風会）

エネルギー政策に関する2点述べる。

1点目は、本調査会の提言に向けての流れとして、技術革新の必要性については、調査会委員の間で共有されていると思う。ただ、技術革新にはエネルギー問題の解決、環境負荷の低減につながる側面がある一方で、技術の進展に伴い、むしろエネルギーの消費増をもたらすという側面もあることに留意すべきである。

例えば、経済産業省は、自動走行の実現によって環境負荷が低減される、CO₂排出も減少させるとするが、一方で、複雑な制御に伴いエネルギー、電力を大量に消費する側面もある。そのため、技術革新の必要性については、こうした側面を考えることなしには議論ができないと考えており、本調査会の提言の中で、そうした側面にきちんと配慮すべきであるということに言及する必要がある。

2点目は、原発についてであり、本日の調査会においても、様々な議論があつたが、それに付け加えていただきたいのは、電力3社からテロ対策施設の設置が間に合わず、再稼働ができない可能性があるとの報告がなされた、と報じられたことについてである。自然災害リスクについて考えるのは無論のこと、テロ対策も、起きるかもしれないこととして考えなければならない。こうした側面からも、原発の是非、実現可能性を考える必要があり、今後も議論を希望する。

第3 提言

本調査会は第192回国会（臨時会）の平成28年9月26日に設置されて以来、3年間を通じた調査テーマとして「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」を掲げて、精力的に調査を進めてきた。

1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」、2年目は「我が国の資源エネルギー戦略」、そして調査の最終年である本年は「我が国資源エネルギーの展望」を調査項目として取り上げた。また、平成30年2月、神奈川県で大規模蓄発電システムや水素実験プラント等の民間の取組を視察し、平成31年2月、茨城県で産業技術総合研究所を視察し、メタンハイドレート調査研究等の実情を聴取し、また若手研究者との意見交換等を実施した。さらに、平成29年9月、フランス共和国、スペイン王国及びモロッコ王国における原子力及び再生可能エネルギーの開発並びに鉱物資源政策等の調査のため、本院から派遣された議員団が、核融合実験炉ITER、電力会社、再生可能エネルギー発電施設、鉱物専売公社等を視察し、平成30年2月14日、本調査会でその概要報告を聽取した。

本調査会においては、この3年間の活動期間中、資源エネルギーをめぐる国際情勢、国内電力事情、原子力や再生可能エネルギー等、各般にわたる議論が行われたところ、本報告に記されているように、個々の施策の在り方については、様々な議論があるものの、その前提については認識を共有できる点も多い。

そうした中、資源エネルギーに係る諸問題の解決のため、技術革新の実現に向けた研究開発の強化の必要性については、委員間で意見が一致したことから、以下のとおり提言を行うこととする。政府及び関係者におかれでは、その趣旨を十分に理解され、これらの実現に努められるよう要請するものである。

人類が今日享受している情報社会は、先人が革新的な技術を積み重ねることによって実現されたものであるが、現在においてもなお、知識や情報の共有あるいは分野横断的な連携において十分とは言えず、社会の様々な問題の解決に至っていない。特に、エネルギーは経済の血液と言われるファンダメンタルズであつ

官 報 (号 外)

て、経済面への影響だけではなく、生活にも大きな影響を及ぼすことから、分野横断的な連携が重要であり、そして、 $3E+S$ のバランスがされたものであることが求められる。

ただ、資源エネルギーを取り巻く環境は以前にも増して複雑化している。例えれば、経済成長にはエネルギーを使用し温室効果ガスの排出を伴うことから地球温暖化を抱いていることや地球温暖化対策と整合的な太陽光、風力といった再生可能エネルギーは天候等の影響もあり出力が安定しないことが大きな課題である。また、水力、地熱、バイオマスの更なる導入促進、加えて地中熱や雪氷熱、太陽熱等の未利用資源エネルギーの活用や核融合研究等新たなエネルギー源の創造も求められている。

情報社会は既に成熟期を迎えて、I・O・TやAIといった新技術が、電力需要に応じた電力供給の確立や系統容量の空き問題の解消等、人が行うには能力的に限界があった分野へと広がっているものの、複雑化した諸問題の抜本的な解決には至っていない。そこで、各分野で必要となる様々なデータをI・O・T等が収集す

し、A1に分解させ、その結果を人が活用するといった新たな価値の実現が必要であり、これによつて、例えば、自動車の完全自動運転の実現は、人々の生活の利便性が大いに向上することは言うまでもなく、エネルギー需給の高効率化の実現や温室効果ガス排出量削減にもつながる新たな社会を創出することとして

情報社会から歩みを進めて次の次元に到達し、資源エネルギー問題を始めとする様々な問題を解決するためには、その取組における透明性の確保を前提とした上で、社会全体の技術革新を実現することが必要である。そのためには、研究開発その 자체の強化とともに、その基盤である研究人材の育成、確保の取組を強化することによって、技術革新を実現する新たな社会を創出することが必要である。このことは日本経済に寄与することはもとより、世界の経済発展と地球温暖化

化問題といった社会的課題の解決に資するものであって、地域規模での経済と環境の好循環を招来する重要性を有するものである。

以下、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発として取り組むべき主な項目を掲げる。

1. 植物発展と温室内効果による排出量削減の開拓

効果ガス排出の相関を断ち、その両立を実現可能とする研究開発が必要であること。

2. エネルギー分野における I o T や A I 等新技術の更なる活用

エネルギーの効率的利用を実現するためには、スマートメーター等の I o T を用いて収集した電力需給データを A I が分析して最適解を示すこと等を可能とするための研究開発が必要であること。

3. 地域における再生可能エネルギー等

J. 地域における再生可能エネルギー等へのエネルギーの自給率向上への効果的な取組として、地域の創意工夫を活かせる再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの取組等を促進するための研究開発が必要であること。

4. 水力発電の更なる活用

環境に優しく安定供給に資する国産エネルギーである水力発電については、各省庁の統制りの枠を外して全てのダムをエネルギーに利用することや、出力が不安定な再生可能エネルギーの調整力としての活用、さらに小水力発電の導入の促進を容易にするための研究開発が必要であること。

5. 海洋資源とエネルギー開発

○ 海洋資源エネルギー開発
レジメタル、メタンハイドレートやメタンブルーム等、日本のE E Zと領海に存する国産の海洋資源エネルギーの早期実用化のためには、その探査・回収に必要な新技術等を研究開発する必要があること。

官 報 (号 外)

日程第一 平成二十九年度一般会計予備費使用総
調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九
十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送
付) 投票者氏名

二〇八名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井繪理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
大家 敏志君	大沼みづほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	北村 経夫君
こやり隆史君	佐藤 啓君
木村 義雄君	古賀友一郎君
上月 良祐君	酒井 庸行君
佐藤 正久君	佐藤 進藤金日子君
山東 昭子君	自見はなこ君
島村 大君	世耕 弘成君
末松 信介君	そのだ修光君
関口 昌一君	高野光二郎君
高橋 克法君	高橋 克法君
高階恵美子君	高橋 克法君
櫻植 宏文君	高橋 克法君
芳文君	高橋 克法君
塙田 武見	滝沢 武見
一郎君	敬三君
	求君

鶴保	庸介君	中曾根弘文君	中西	徳茂	雅之君
中泉	松司君	野上浩太郎君	中野	正志君	二之湯智君
杉尾	羽生田俊君	藤井	馬場成志君	林芳正君	吉川ゆうみ君
斎藤	羽生田俊君	藤木	古川	舞立俊治君	三宅伸吾君
川田	羽生田俊君	松村	古川	基之君	宮澤洋一君
風間	羽生田俊君	丸川	舞立俊治君	珠代君	山田修路君
小川	羽生田俊君	三木	昇治君	亨君	森まさこ君
相原久美子君	羽生田俊君	柳本	昇治君	周司君	山谷えり子君
石橋	羽生田俊君	柳本	昇治君	宮本	柳本卓治君
吉川ゆうみ君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君
渡辺猛之君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君
直樹君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君
龍平君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君
嘉隆君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君
秀哉君	羽生田俊君	柳本	昇治君	山田	吉川ゆうみ君

長浜	野田	鉢呂	野田	國義君	吉雄君	幸久君	藤田	藤田	足立	信也君	孝恵君	哲史君	耕平君	蓮	船君	
儀間	片山	石井	淺田	横山	山本	新妻	矢倉	三浦	浜田	柳田	森本	増子	輝彦君	喜史君	里見	伊藤
													真治君		孝江君	
															正士君	
光男君	大介君	章君	均君	信一君	香苗君	克夫君	信祐君	昌良君	隆治君	稔君	輝彦君	喜史君	正士君	正士君	正士君	正士君

難波	白	福山	真山	宮沢	アントニオ猪木君
福山	眞熟君	哲郎君	勇一君	由佳君	
青木	愛君	石上	俊雄君	大島九州男君	
大島	元裕君	木戸口	英司君	木戸口	
木戸口	英司君	古賀	之士君	榛葉賀津也君	
榛葉	賀津也君	森	ゆうじ君	矢田	
賀津		徳永	エリ君	わか子君	わか子君
也君		浜口	誠君	公造	造君
		舟山	康江君	秋野	
		石川	博崇君	河野	義博君
		河野	佐々木さやか君	佐々木さやか君	
		佐々木	杉	久武	君
		さやか	杉	武君	二
		君	竹内	正明	君
			谷合	君	仁
			西田	実仁	君
			平木	大作	君
			宮崎	君	勝君
			山口	那津	男君
			山本	苗子	君
			若松	謙維	君
東	徹君	片山虎之助君	邦子君	邦子君	
石井					

日程第一 平成二十九年度一般会計予備費使用総
調書及び各省各厅所管使用調書(その2) (第百九
十六回国会内閣提出、第百九十八回国会衆議院送
付)

名	井上哲士君	中山恭子君
岩瀬友君	松沢成文君	和之君
吉良よし子君	藥師寺みちよ君	
小池晃君		
大門実紀史君		
辰巳孝太郎君		
山下芳生君		
伊波洋一君		
足立敏之君		
愛知治郎君		
青山繁晴君		
朝日健太郎君		
井上義行君		
石井準一君		
石井正弘君		
石田昌宏君		
磯崎陽輔君		
今井繪理子君		
宇都隆史君		
江島潔君		
小野田紀美君		
大家敏志君		

令和元年六月五日 參議院会議録第一二三号

投票者氏名

八八

酒井	庸行君	自見はなご君	進藤金日子君	世耕弘成君
滝沢	求君			そのだ修光君
武見	敬三君			高野光二郎君
塚田	一郎君			
豊田	俊郎君			
中川	雅治君			
堀故	茂君			
長峯	祐介君			
中西	誠君			
西田	健治君			
中西	祐介君			
西田	昌司君			
野村	哲郎君			
長谷川	岳君			
橋本	聖子君			
福岡	資麿君			
藤川	政人君			
藤末	健三君			
堀井	嚴君			
牧野	たかお君			
丸山	和也君			
松下	新平君			
松山	政司君			
宮本	周司君			
森	まさこ君			
水落	敏栄君			
宮沢	洋一君			
柳本	卓治君			
山田	修路君			
山谷えり子君				
吉川ゆうみ君				

渡邊	有田	美樹君
江崎	小川	芳生君
芝	敏夫君	孝君
那谷屋正義君		
福島みづほ君		
難波	獎二君	
白	眞勲君	
藤田	幸久君	
牧山	ひろえ君	
蓮	舫君	
足立	信也君	
伊藤		
磯崎		
大塚		
川合		
小林		
櫻井		
田名部匡代君		
羽田雄一郎君		
浜野		
増子		
森本		
柳田		
秋野		
石川		
河野		
佐々木さやか君		
杉		
谷合		
竹内		
西田		
平木		
大作君		
正明君	久武君	義博君
実仁君	眞二君	博崇君

三浦	信祐君	矢倉	克夫君	山本	香苗君	横山	信一君	井上	哲士君	岩瀬	友君	吉良	よし子君
足立	敏之君	愛知	治郎君	青山	繁晴君	朝日	健太郎君	井原	巧君	石井	浩郎君	石井	みどり君
小池	晃君									猪口	邦子君	磯崎	仁彦君
大門	実紀史君	辰巳	孝太郎君	山下	芳生君	平山	佐知子君	伊波	洋一君	岩井	茂樹君	上野	通子君
四名	発議)	賛成者	氏名							小川	克巳君	尾辻	秀久君
北村	経夫君	岡田	房江君	太田	房江君	大沼	みづほ君	金子原	一郎君	岡田	広君	太田	房江君

宮崎	山口那津男君	勝君
山本	博司君	
若松	謙維君	
市田	忠義君	
倉林	智子君	
田村	明子君	
武田	智子君	
仁比	良介君	
聰平君	智子君	
山添	拓君	
薬師寺	みよ君	
糸絃	慶子君	
慶子君	阿達	一六六名
	雅志君	
青木	一彦君	
赤池	誠章君	
有村	治子君	
石井	正弘君	
石田	昌宏君	
磯崎	陽輔君	
今井	絵理子君	
宇都	隆史君	
江島	潔君	
小野	田紀美君	
大家	敏志君	
大野	泰正君	
岡田	直樹君	
岡田	片山さつき君	
木村	義雄君	
木村	こうじ君	
こやり	隆史君	

古賀友一郎君自見はなこ君進藤金日子君高野光二郎君世耕弘成君そのだ修光君酒井庸行君自見はなこ君進藤金日子君高野光二郎君世耕弘成君そのだ修光君酒井庸行君

令和元年六月五日 参議院会議録第二十三号

投票者氏名

官 報 (号 外)

令和元年六月五日 參議院會議錄第二十三号

投票者氏名

報 (号外)

令和元年六月五日 参議院会議録第二十三号

投票者氏名

九

官 報 (号 外)

「海洋建築物の取扱いについて」に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

卷之三

參議院議長 伊達 忠一殿

又市
征治

いについて」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

あはき法に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

事責任すら問われない場合がある。

国民を健康被害から守るとともに、あん摩マッ

サージ指圧師、はり師及びきゅう師(以下「あはき

「師」という。)による施術を安心して受けられる環境を整える、二つ目務めらる。二つとも二つとも

境を整えることが急務である。そのためにも、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に關

あはき法に関する質問主意書

健保や疾病の予防・治療の目的で受けれる

以上の点を踏まえて質問する。

王命並びに健康を脅かす危険が高いものも散見
る。

独立行政法人国民生活センターの報道発表資料
技による医業類似行為の危害―整体、カイロ

ノクティック、マツサージ等で重症事例も——

成二十四年八月一日には 手技による施術によって危害が発生したという相談が「二〇〇七年三月」に

そのうち「法的な資格制度がない施術である

体」、「カイロプラクティック」、「矯正」という
句を含む相談を合わせると三百六十六件(四十

・四%）であった」と示されている。また、消費

某類似行為の手技による施術は慎重に」(平成二十九年五月二十六日) においても、平成二十一

月一日から平成二十九年三月末までに「法的な
規制緩和」による「規制緩和」の範囲を定め、

裕制度がない医業類似行為の手技による施術で生じた事故の情報が、千四百八十三件寄せられ

ります」とある。この事例の中には治療期間が4ヶ月以上となる事故も多数含まれており、法的

格を持たない施術者による事故は看過できない状況であることが確認できる。

これらの施術には法的規制がなく、安全基準も

令和元年六月五日 參議院會議錄第二十三号

質問主意書及び答弁書

し又は四肢若しくは精神作用を利用して施術する行為であつて他の法令において認められた資格を有する者が、その範囲内でなす診療又は施術でないもの「換言すれば「疾病的治療又は保健の目的とする行為であつて医師、歯科医師、あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師等他の法令で正式にその資格を認められた者が、その業務としてする行為でないもの」と認定している。

この判決によれば、あはき法第十二条における「医業類似行為」には、あはき師等が資格の範囲内で行う施術は該当せず、無資格者が行う施術のみが含まれるものであると考えられるが、政府の見解を明確に示されたい。

4 厚生省は、あはき法第十二条が憲法第二十条に反するか否かが争われた昭和三十五年一月二十七日の最高裁判所大法廷判決に関して、同年三月三十日付の厚生省医務局長通知「いわゆる無届医業類似行為に關する最高裁判所の判決について」(医発第二四七号)の中では、「この判決は、医業類似行為業、すなわち、手技、温熱、電気、光線、刺戟等の療術行為業について判示したものであつて、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復の業に關しては判断していないものである」との解釈を示している。したがつて、厚生労働省においても、あはき法第十二条における医業類似行為には、あはき師等が資格の範囲内で行う施術は該当しないという認識は共通のものであると考えられるが、政府の見解を明確に示されたい。

5 前記一の1及び2において、一般的な解釈として「医業類似行為」には法律により公認されたものが含まれるとする一方、前記一の3及び4において、あはき法における「医業類似行為」には、あはき師等が資格の範囲内で行う施術は該当しないとの認識は共通のものであると考えられるが、政府の見解を明確に示されたい。

6 前記一の5において、国民の「医業類似行為」の理解に食い違いが生じることを認める場合、その食い違いは一般国民には極めて分かりにくく、特に國家資格を持つあはき師等が資格の範囲内で行う施術とそれ以外の施術との混同を招き、国民が本来望まない施術を受けることで健康被害を生じさせるおそれがある。混同を招かないような施策が必要と考えられるが、政府の見解を示されたい。

7 あはき法第十二条における「医業類似行為」に、あはき師等が資格の範囲内で行う施術が含まれないとするのであれば、あはきは何をもって「医業類似行為」とされるのか。法令等をもつて明確に根拠を示されたい。

8 平成三年六月二十八日付の厚生省健康政策局医事課長通知「医業類似行為に対する取扱いについて」(医事第五八号)における「医業類似行為」の定義を示されたい。また、あはき法第十二条における医業類似行為に、あはき師等が資格の範囲内で行う施術が含まれないとする場合、同通知は誤った法解釈を含んでいるものであると考えられるが、政府の見解を示されたい。

二 あはき師以外の者による医業類似行為を禁止する理由について

1 前記一の4の判決において、最高裁判所は、あはき法第十二条があはき師以外の者が医業類似行為を業としてはならないことを規定するは、「これらの医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するものと認めた

が故にほかならない」とした上で、「ところで、医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するのは、かかる業務行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである」と認定している。

つまり、医業類似行為は人の健康に害を及ぼす虞があり、公共の福祉に反するものと認められることから禁止されるものであると読み取れるが、政府としてこの判示をどのように解釈しているのか、具体的かつ明確に示されたい。

2 前記一の4の判決によれば、現在経済産業省が推進する無資格者が行うリラクゼーション業(医業類似行為は憲法第二十二条で規制される公共の福祉に反する職業であり、経済産業省が無資格者が行うリラクゼーション業を推進することは立憲主義に反する行為)と思われるが、政府の見解を示されたい。

3 あはき法第十二条において禁止される「医業類似行為」が、「人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為のみを指していると解釈する場合、その根拠を明確に示されたい。

4 医業類似行為が「公共の福祉に反する」かどうかは、「人の健康に害を及ぼす虞の有無によってのみ判断されるのか、政府の見解を示されたい。また、「公共の福祉に反する」かどうかを「人の健康に害を及ぼす虞」の有無のみで判断する場合、その根拠となる法令を示されたい。

5 前記二の4について、根拠となる法令がない場合、「事前に法令で罪となる行為と刑罰が規定されていなければ処罰されない」とする罪刑法定主義の原則に反するおそれがあると考えるが、政府の見解を示されたい。

6 前記二の1について、「人の健康に害を及ぼす虞」の有無は何をもつて判断されるのか、具体的かつ明確に示されたい。

7 前記一の4の医務局長通知は誤った判決解釈の特例の対象となる者は現在何名いるのか。該当者数を都道府県別に示されたい。

右質問する。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員 櫻井充君提出あはき法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 櫻井充君提出あはき法に関する質問に対する答弁書
一の1及び2について

一 御指摘の「一般的に・・・二つに大別された施術を含む用語と理解されている」及び「広義・・・と狭義の医業類似行為」の意味することはころが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、厚生労働省としては、「医業類似行為」とは、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医行為」ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為であると解しており、それには、あん摩、マッサージ及び指圧、はり、きゅう並びに柔道整復のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であつて人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれると考へてゐるところである。

一の3から5まで、7及び8について

御指摘の「あはき法第十二条における「医業類似行為」には・・・無資格者が行う施術のみが含まれる」、「あはき法第十二条における医業類似行為には・・・該当しない」という認識は共通のものである」、「一般的な解釈」及び「国民の「医業類似行為」の理解に食い違いが生じる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

厚生労働省としては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十九号。以下「あはき法」といふ)第一条の規定において「医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許(以下免許といふ)を受けなければならぬ」とされていること、あはき法第十二条の規定において「何人も、第一条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業とすることはならない」とされていること、あはき法第十二条の二第一項の規定において「第一条に掲げるもの以外の医業類似行為」とされていること等から、これらの規定に規定されているものを含めたあはき法における「医業類似行為」自体には、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を持つ者が行うあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうが含まれると解しているところである。また、一の1及び2について述べたとおり、同省としては、「医業類似行為」は、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医行為」ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為であると解しているところであり、それはお尋ねの「平成三

年六月二十八日付の厚生省健康政策局医事課長通知「医業類似行為に対する取扱いについて」(医事第五八号)における「医業類似行為」においても同様である。

一の6について

お尋ねの「混同を招かないような施策」の意味することは困難である。

二の1及び3から5までについて

お尋ねの「根拠となる法令」及び「罪刑法定主義の原則に反するおそれがある」の意味することは必ずしも明らかではないが、厚生労働省

としては、御指摘の「あはき法第十二条が憲法第二十二条に反するか否かが争われた昭和三十五年一月二十七日の最高裁判所大法廷判決」は、憲法第二十二条第一項が保障する職業選択の自由に鑑み、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十九号)及び柔道整復師法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百二十号)第一条の規定による改正前のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道

及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業の発達、改善及び調整に関する業務をつかさどっているものであり、リラクゼーション業に係るこれらの業務が立憲主義に反するとの御指摘は当たらないと考えている。

二の6について

お尋ねの「人の健康に害を及ぼす虞」の有無については、行為の具体的な態様から総合的に判断されるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

二の7について

御指摘の「誤った判決解釈から発した」の意味することは困難である。

二の8について

お尋ねの「特例の対象となる者」の現在の数について

お尋ねの「把握していない」。

二の2について

御指摘の「公共の福祉に反する職業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、経済産業省は、あはき法を含む関係法令の遵守を前提として、リラクゼーション業を含む健康の保持

官 報 (号 外)

明治
三十五年
三月
便物
認可日

令和元年六月五日 參議院會議錄第二十三号

九六

発行所
二束〒一〇五
二番五号
独立行政
法人國立印
刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本体
三六三円
三三〇円